

地震災害対策計画 (朱書き修正)

目 次

(地震災害対策計画)

第1編 総 則.....	1
第1章 計画の目的.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第4節 計画の作成又は修正.....	2
第2章 本市の特質と災害要因.....	2
第1節 本市の地形・地質.....	2
第2節 社会的条件.....	2
第3章 被害想定及び減災効果.....	3
第1節 基本的な考え方.....	3
第2節 地震被害の予測及び減災効果.....	4
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項.....	6
第1節 防災の基本理念.....	6
第2節 重点を置くべき事項.....	6
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第1節 実施責任.....	8
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	8
第2編 災害予防.....	14
第1章 防災協働社会の形成推進.....	14
第1節 防災協働社会の形成推進.....	14
第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携.....	15
第3節 企業防災の促進.....	18
第2章 建築物等の安全化.....	19
第1節 建築物の耐震推進.....	20
第2節 交通関係施設等の整備.....	22
第3節 ライフライン関係施設等の整備.....	24
第4節 文化財保護対策.....	27
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	28
第3章 都市の防災性の向上.....	29
第1節 都市計画マスタープラン等の策定.....	29
第2節 防災上重要な都市施設の整備.....	29
第3節 建築物の不燃化の促進.....	30
第4節 市街地の面的な整備・改善	31

第4章	液状化対策・土砂災害等の予防.....	31
第1節	土地利用の適正誘導.....	31
第2節	宅地造成等の規制誘導.....	32
第3節	土砂災害の防止.....	32
第4節	被災宅地危険度判定の体制整備.....	34
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備.....	34
第6章	避難行動の促進対策.....	37
第1節	気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備.....	37
第2節	指定緊急避難場所及び避難路の指定等.....	38
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成.....	38
第4節	避難誘導等に係る計画の策定.....	39
第5節	避難に関する意識啓発.....	40
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策.....	41
第1節	避難所の指定・整備.....	41
第2節	要配慮者支援対策.....	43
第3節	帰宅困難者対策.....	46
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策.....	47
第1節	火災予防対策に関する指導.....	47
第2節	消防力の整備強化.....	48
第3節	危険物施設防災計画.....	48
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画.....	49
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画.....	49
第6節	放射性物質取扱施設防災計画.....	50
第9章	広域応援・受援体制の整備.....	50
第1節	広域応援・受援体制の整備.....	50
第2節	広域応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備.....	51
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備.....	52
第4節	防災活動拠点の確保等.....	52
第10章	防災訓練及び防災意識の向上.....	52
第1節	防災訓練の実施.....	53
第2節	防災のための意識啓発・広報.....	54
第3節	防災のための教育.....	56
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施.....	57
第11章	震災に関する調査研究の推進.....	58
第12章	業務継続計画の策定.....	59
第3編	災害応急対策	60
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	60
第1節	職員の初動体制.....	60
第2節	災害対策本部.....	61

第3節 職員の派遣要請.....	63
第4節 災害救助法の適用.....	64
第2章 避難行動.....	64
第1節 地震情報等の伝達.....	64
第2節 避難情報.....	65
第3節 住民等の避難誘導等.....	66
第3章 災害情報の収集・伝達・広報.....	68
第1節 被害状況等の収集・伝達.....	68
第2節 通信手段の確保.....	70
第3節 広報.....	71
第4節 一般通信施設.....	73
第4章 応援協力・派遣要請.....	76
第1節 応援協力.....	76
第2節 応援部隊等による広域応援等.....	76
第3節 自衛隊の災害派遣.....	77
第4節 ボランティア等の受入.....	78
第5節 防災活動拠点の確保等.....	80
第5章 救出・救助対策.....	81
第1節 救出・救助活動.....	81
第2節 防災ヘリコプターの活用.....	82
第6章 消防活動・危険性物質対策.....	82
第1節 消防活動.....	82
第2節 危険物施設対策計画.....	84
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画.....	84
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画.....	85
第5節 放射性物質取扱施設対策計画.....	85
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策.....	86
第1節 医療救護.....	86
第2節 防疫・保健衛生.....	87
第8章 交通の確保・緊急輸送対策.....	89
第1節 道路交通規制等.....	89
第2節 道路施設対策.....	90
第3節 鉄軌道施設対策.....	91
第4節 緊急輸送手段の確保.....	91
第9章 浸水対策.....	92
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策.....	93
第1節 避難所の開設・運営.....	93
第2節 要配慮者支援対策.....	97
第3節 帰宅困難者対策.....	98

第11章	水・食品・生活必需品等の供給.....	99
第1節	給水.....	99
第2節	食品の供給.....	100
第3節	生活必需品の供給.....	102
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策.....	103
第1節	環境汚染防止対策.....	103
第2節	地域安全対策.....	103
第13章	遺体の取扱い.....	105
第1節	遺体の捜索.....	105
第2節	遺体の処理.....	106
第3節	遺体の埋火葬.....	106
第14章	ライフライン施設等の応急対策.....	107
第1節	電力施設対策.....	107
第2節	ガス施設対策.....	108
第3節	上水道施設対策.....	109
第4節	下水道施設対策.....	110
第5節	通信施設の応急措置.....	110
第6節	郵便業務の応急措置.....	111
第7節	ライフライン施設の応急復旧.....	112
第15章	住宅対策.....	112
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定.....	112
第2節	被災住宅等の調査.....	113
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居.....	113
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営.....	114
第5節	住宅の応急修理.....	116
第6節	障害物の除去.....	118
第16章	学校における対策.....	119
第1節	地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置.....	119
第2節	教育施設及び教職員の確保.....	120
第3節	応急な教育活動についての広報.....	120
第4節	教科書・学用品等の給与.....	121
第17章	災害救助法の適用.....	121
第4編	災害復旧・復興.....	123
第1章	復興体制.....	123
第1節	市復興計画の策定.....	123
第2節	職員の派遣要請.....	123
第2章	公共施設等災害復旧対策.....	123
第1節	公共施設災害復旧事業.....	123
第2節	激甚災害の指定.....	125

第3節 暴力団等への対策.....	126
第3章 災害廃棄物等処理対策.....	126
第4章 震災復興都市計画の決定手続き.....	127
第1節 第一次建築制限について.....	127
第2節 第二次建築制限について.....	128
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定.....	128
第5章 被災者等の再建等の支援.....	128
第1節 罹災証明書の交付.....	129
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施.....	129
第3節 被災者への支援金等の支援、税の減免等.....	129
第4節 金融対策.....	130
第5節 住宅等対策.....	131
第6章 商工業・農林業の再建支援.....	131
第1節 商工業の再建支援.....	131
第2節 農林業の再建支援.....	131
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応.....	133
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応.....	133
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応.....	133
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応.....	137
別紙 東海地震に対する事前対策.....	140
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報.....	140
第1節 東海地震に関する事前対策の意義.....	140
第2節 東海地震に関連する情報.....	142
第2章 地震災害警戒本部の設置等.....	143
第1節 地震災害警戒本部の設置等.....	143
第2節 警戒宣言発令等の情報伝達.....	147
第3節 警戒宣言発令時等の広報.....	149
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等.....	153
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配.....	153
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保.....	153
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備.....	154
第4章 発災に備えた直前対策.....	156
第1節 避難対策.....	156
第2節 消防、浸水等対策.....	157
第3節 社会秩序の維持対策.....	158
第4節 道路交通対策.....	158
第5節 鉄軌道対策.....	160
第6節 バス.....	161

第7節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係.....	161
第8節	生活必需品の確保.....	163
第9節	金融対策.....	163
第10節	郵政事業対策.....	164
第11節	病 院.....	164
第12節	百貨店等.....	164
第13節	緊急輸送.....	164
第14節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策.....	165
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策.....	166
第1節	道 路.....	166
第2節	河川・ため池.....	166
第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設.....	166
第4節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置.....	168
第5節	工事中の建築物等に対する措置.....	168
第6章	他機関に対する応援要請.....	168
第1節	防災関係機関に対する応援要請等.....	168
第2節	自衛隊の地震防災派遣.....	169
第7章	住民のとるべき措置.....	169
第1節	家庭においてとるべき措置.....	169
第2節	職場においてとるべき措置.....	170

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とする。

この目的を遂行するため、国・県等との有機的なつながりのもとに、地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画を定めるとともに、市民の積極的な自衛協力体制を醸成しつつ、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。

第 2 節 計画の性格

第 1 性 格

この計画では、地震防災に関し、市及び各防災関係機関の責任の所在を明確にするとともに、その事務又は業務の一貫性を図る。

第 2 他の計画との関係

- 1 この計画では、住民の生命、身体及び財産を守るため、市の地域に係る地震防災に関して市が処理すべき事務、又は業務を包含した基本計画を示す。
- 2 この計画では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づいて策定される「長久手市地域防災計画」の「地震災害対策計画」として、長久手市総合計画及び長久手市消防計画との整合のもとに、大規模な地震災害に対処するための措置事項を定める。
- 3 第 5 編東海地震に対する事前対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づく「地震防災強化計画」と呼んでいるが、本計画においては計画の中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定める
- 4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、市地域防災計画において必要事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼んでいるが、この計画では、第 2 編「災害予防」及び第 3 編「災害応急対策」及び第 5 編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。
- 5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

第 3 節 計画の構成

本計画は、災害の予防、警戒宣言発表等に伴う緊急応急対策、災害発生による応急対策及び災害復旧並びに東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せら

れた場合の対策からなる。

第4節 計画の作成又は修正

市防災会議は、本計画を作成し、常に実情に沿った計画とするため社会情勢の変化に応じ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の地形・地質

本市は、尾張平野部の東部に位置し、東西約8キロメートル、南北約4キロメートル、総面積は約21.5平方キロメートルを占める。

第1 地形概要

本市域最大の流路をもつ香流川は、東半地域では南東から北西方向に、西半地域ではほぼ東から西方向に流れを変え名古屋市域に注いでいる。

香流川流域には、沖積低地（平地）が発達し主に耕作地に利用されている。香流川沖積低地の北側及び南側地域は、標高50～150メートルと起伏のある丘陵地となっており、南東端部の豊田市との境界分水嶺で約184メートルの最高標高を示している。

名古屋市に隣接する西部丘陵地区は、主に住宅（団地）地として発達しており、南東丘陵部の地域には、高校、大学、各種研究施設、愛・地球博記念公園や東部丘陵線（リニモ）等の施設が立地しています。

第2 地質概要

香流川水系の沿岸低地は、沖積層からなり、周辺の丘陵地域には洪積層及び新第三紀層が分布する。

沖積層及び洪積層は、礫、砂、粘土からなり、沖積層は未固結、洪積層は半固結の状態を示す。新第三紀層は、瀬戸層群矢田川累層に分類され、標高の高い東部では礫、西部では砂、シルト、粘土が優勢の粘土層と、砂・シルト層が互層をなしている。

市域の一部には、粘土層及び砂・シルト層に挟まれた亜炭層が広く分布し、明治時代から本市の特産物として盛んに採掘された。市中央北部から南西部にかけては、現在も亜炭坑跡（多くは充填済）が残っている。

南部及び南西部の丘陵地では、都市基盤整備として昭和47年から始まった区画整理事業において、洪積層あるいは新第三紀層の切土、谷底部あるいは沖積低地の埋め立てにより造成され市街化が進んでいます。

第2節 社会的条件

第1 都市構造の概要

本市の都市構成・構造は、次のような多面的な特徴を持つ。

- 1 広い道路、不燃性構造物、中・高層建築物等からなる市街地区域
- 2 都市基盤整備事業等で区画された地域：比較的計画的に区画され、小公園等のオープン

スペースを持った居住区域

- 3 丘陵地に建設された高等学校及び大学、各種研究施設並びに各種運動施設からなる区域
- 4 狭く不規則な形状の道路と、主として木造家屋からなる町並みを形成している旧市街地
区域
- 5 農耕地区域
- 6 愛・地球博記念公園を中心とする東部丘陵から連なる比較的オープンスペースに恵まれ
た区域及び古戦場公園を中心とする緑地区域

第 2 人口構成

本市の人口は、60,162 人（令和 2 年国勢調査）である。このうち、要配慮者に分類される 0～14 歳人口 10,140 人、65 歳以上人口 10,322 人、外国人 993 人の合計は、21,455 人であり、総人口の約 36%を占めている。

防災を考える場合、要配慮者の分布を把握しておくことが重要で、現状では大筋で見ると、上記 1、2、3 の区域では相対的に要配慮者の占める割合が小さく、4、5 の区域でその割合が大きい傾向にある。

昼間人口と夜間人口の差は、1、2、3 の区域で大きく、4、5 の区域で小さい。また、1、3 の区域では昼間人口が夜間人口より大きく、2 の区域では逆に、夜間人口の方が大きい。6 の区域は、土地に不案内な非定住者からなる不特定多数の人員が集合する区域で、夜間にはほとんど滞留者がいない特殊な区域となる。

1 生活様式の変化

近年は、生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっている。これらのライフライン施設は、地震等により被害を受けるとその復旧に時間を要し、二次災害の危険性をも有している。

2 交通量の増大

交通量の増大は、災害発生時には交通渋滞や交通混乱の原因となり、救援・救助活動の妨げとなる可能性がある。また、交通渋滞を引き起こし、火災の発生原因、あるいは延焼拡大の媒体ともなり得る。

また、平成 17 年に開通した東部丘陵線は、公共交通機関としての利便性の向上に役立つ反面、ひとたび被災すれば、他の交通機関に及ぼす影響も大である。

3 コミュニティ意識の低下

災害を最小限に食い止めるためには、「自分の命は自分で守る」、「自分の家も自分の市も自分で守る」という市民一人ひとりの自助努力、自己責任感が重要である。この点で市民の防災意識の向上、自主防災組織の育成等、地域における防災文化の形成が欠かせない。

しかし、近年の急速な社会条件の変化によりコミュニティ意識は低下しており、災害時には、被災者救出の初期活動の核となるためのコミュニティが十分に機能しないことも考えられる。

第 3 章 被害想定及び減災効果

第 1 節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震（東海地震等）と内陸型地震である。本計画では、海溝型地震と内陸型地震のそれぞれについて、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の基礎資料とするために、地震動及び地震被害の想定を実施した。

第2節 地震被害の予測及び減災効果

第1 想定地震

想定地震については、次の2つの地震とした。

1 南海トラフ地震

南海トラフでは、約100～200年の間隔で大地震が発生している。既往最大と言われる1707年の「宝永地震」(M8.6)クラスの地震をベースに、1854年安政東海(M8.4)、1854年安政南海(M8.4)、1944年昭和東南海(M7.9)、1946年昭和南海(M8.0)の揺れを網羅した「過去地震最大モデル」による被害予測の結果を示す。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」(1000年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの)による補足結果も併記する。

2 猿投山北断層による地震

本市に最も近い確実度Ⅰ(活断層であることが確実なもの)、活動度B(千年当たりの変位量が0.1m以上、1m未満)の活断層である猿投山北断層を震源とし、愛知県建設部(調査実施当時は建築部)が1995年実施の調査結果をもとに想定するもの。

第2 南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測

1 被害予測

本市における被害想定は、「過去地震最大モデル」で最大震度「6強」、「理論上最大想定モデル」で「6強」となり、これらによる被害は以下のとおりとなった。なお、掲載したデータは、被害が最大になる発災時季と時間帯のものである。

	全壊・焼失棟数(冬夕18時発災)					
	揺れ	液状化	浸水	急傾斜地崩壊等	火災	合計※1
過去地震最大モデル	約70	*	*	*	約10	約80
理論上最大想定モデル(陸側ケース)	約200	*	*	*	約50	約300

	死者数（冬早朝 5 時発災、早期避難率低の場合）							合計※1	
	建物倒壊		浸水			急傾斜地崩壊等	火災		ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物
	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)						
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*
理論上最大想定モデル（陸側ケース）	約 10	*	*	*	*	*	*	*	約 10

* :被害わずか(5未満)

※1 : 次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」

参考 : 「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」愛知県防災会議地震部会、平成26年5月

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災 1 日後；冬夕 18 時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LP ガス
断水人口 （人）	機能支障人 口（人）	停電軒数 （軒）	不通回線数 （回線）	停波基地局 率（％）	復旧対象戸 数（戸）	機能支障世帯数 （世帯）
約 29,000	約 35,000	約 26,000	約 5,600	80	*	約 100

*：被害わずか（5 未満）

避難者数（人）（冬夕 18 時発災）			帰宅困難者数（人） （昼 12 時発災）	災害廃棄物等（千ト ン）（冬夕 18 時発災）
1 日後	1 週間後	1 ヶ月後		
約 400	約 2,500	約 500	約 7,300～約 8,600	約 22

2 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率 100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率 100%）等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定されている。

「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定されている。

第 3 猿投山北断層による地震における被害想定

猿投山北断層は、南西から北東方向に連なって走り、長さ（21 km）と明らかにされており、新活動時期は約 1,900 年前～3,300 年前、活動間隔は約 5,000 年とされている。このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられる。30 年以内の地震発生確率（ほぼ 0%～2%）

1 被害予測

猿投山北断層による被害想定結果を以下に示す。

震度	液状化	全壊数（棟）		地震火災（冬 18 時）
		木造	非木造	炎上出火件数
6 弱以上	ごく局部的	763	63	26
人的被害				避難者数（人）
死亡者数	重傷者数	軽傷者数	合計	長期避難
11	79	1,660	1,750	3,018

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は80%程度と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。また、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

第2 災害応急対策段階

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

国の防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び

不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。

第2 浸水対策の充実に関する事項

堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

第3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県と他市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

第4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

第5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

第6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

第7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

第8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第1節 実施責任

第1 長久手市

市（以下「市」という。）は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の協力を得て防災活動を実施する。

第2 愛知県

愛知県（以下「県」という。）は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく、市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、他の市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及びその調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防態勢の整備を図るとともに、災害時には応急措置を行う。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等を含む災害予警報等、情報の収集伝達を行う。
- 2 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- 3 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- 4 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 5 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- 6 避難の指示を行う。
- 7 被災者の救助を行う。
- 8 給水活動等を行う。

- 9 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 10 消防活動、水防活動及び浸水対策活動を行う。
- 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 12 要配慮者に対する防災上必要な措置を行う。
- 13 農産物及び家畜に対する応急措置を行う。
- 14 消防、水防、浸水対策及び救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- 15 公共土木施設、農地、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- 16 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 17 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- 18 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他市民の自発的な防災活動の促進を行う。
- 19 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 20 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- 21 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

第2 県関係機関

〔愛知県尾張県民事務所〕

- 1 災害予警報等情報の収集伝達を行う。
- 2 市の実施する災害対策業務に関する支援を行う。
- 3 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。

〔愛知県尾張農林水産事務所〕

- 1 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 2 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。

〔愛知県瀬戸保健所〕

- 1 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

〔愛知県尾張建設事務所〕

- 1 公共土木施設に対する応急措置をとる。
- 2 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- 3 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- 4 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。

〔愛知県愛知警察署〕

- 1 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
- 2 警察広報を行う。
- 3 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 4 被災者の救助、救護を行う。
- 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- 6 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- 7 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- 8 交通規制、警戒区域の設定を行う。
- 9 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持を行う。

第3 指定地方行政機関

[名古屋地方気象台]

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発表した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に努める。

第4 自衛隊

1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (2) 災害派遣計画を作成する。
- (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

2 発災後の対処

- (1) 即時救援活動人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- (2) 応急救援活動方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- (3) 方面隊による本格対処方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

第5 指定公共機関

[独立行政法人水資源機構中部支社]

- 1 愛知用水施設の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

[独立行政法人地域医療機能推進機構]

- 1 県知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

[日本赤十字社愛知県支部]

- 1 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保並びにその派遣準備を行うとともに、医療機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認並びに救護資材の整備点検等を行う。
- 2 避難所の設置に係る対策を行う。
- 3 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。
- 4 血液製剤の確保と供給を行う。
- 5 被災者に対し、赤十字として日頃から備蓄してある救援物資の配布を行う。
- 6 義援金等の募集及び配分を行う。

[日本郵便株式会社]

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

- 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

[中部電力株式会社]

- 電気供給施設の災害予防措置を講じるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、必要な応急対策を実施する。
- 発災後、被災状況を調査し、供給不能時の需要者に対して早期供給再開を図る。
- 自社の電力に不足を生じた場合には、他社と電力の融通を図る。
- 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。

[東邦瓦斯株式会社]（※）

- ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、警戒宣言が発表された場合においても必要な応急対策を実施する。
- 発災後に被災施設を早急に復旧し、供給停止となっている需要者に対して早急に供給の再開を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

[日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

- 要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

[N T T 西日本株式会社]

- 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信設備の整備を行う。
- 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 気象等予警報を市へ連絡する。
- 災害関係電報電話料金等の免除を行う。

[N T T ドコモビジネス株式会社、K D D I 株式会社]

- 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

[株式会社 N T T ドコモ、ソフトバンク株式会社]

- 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

[楽天モバイル株式会社]

- 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

第 6 指定地方公共機関等

[尾三消防組合]

- 正確な情報の収集及び伝達体制の確立を行う。

- 2 火災等発生防止に関する広報を行う。
- 3 火災等防除のための警戒活動を行う。
- 4 迅速救急救助のための体制をつくる。
- 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 6 防災活動に協力する。
- 7 水防、消防、浸水活動対策を実施する。
- 8 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、整備の整備を行う。

[一般社団法人東名古屋医師会]

- 1 医療及び助産活動に協力する。
- 2 防疫その他保健衛生活動に協力する。

[愛知中部水道企業団]

- 1 水道施設の災害予防措置を行う。
- 2 給水活動を行う。
- 3 被害状況の調査、水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。

[尾張東部衛生組合]

- 1 廃棄物処理施設の災害予防措置を行う。
- 2 災害地から排出された廃棄物を迅速に処理して環境衛生の保全を図る。

[愛知高速交通株式会社]

- 1 車両、路線及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- 2 対策本部等を設置し、防災応急対策の円滑な推進を図る。
- 3 旅客の避難、死傷者の救護、処置を実施する。
- 4 発災後の早期復旧を期するため、その準備態勢をとる。
- 5 災害により線路が不通となった場合は、自動車等による代行輸送を行う。
- 6 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[社会福祉法人長久手市社会福祉協議会]

- 1 市災害ボランティアセンターの設置運営を行う。
- 2 災害援護資金の貸付けを行う。
- 3 その他市が行う活動に協力する。

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

[産業経済団体]

- 1 農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

[医療機関、社会福祉事業団体]

- 1 病院、医院及び社会福祉事業団体は、被災者の救急及び保護対策等について協力をする。

[文化、厚生、社会団体]

- 1 婦人会、日赤奉仕団等は、予警報、その他災害情報の収集、伝達、炊出し、給水、その他救援物資の配布及び被害調査、被災者の救助活動等、応急諸対策の活動について協力する。

[自治会等]

- 1 自治会、自主防災組織等は、地域内の被害情報の収集、伝達及び地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。

[防災上重要な施設の管理者]

- 1 学校、危険物施設等の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

[ひまわりネットワーク株式会社・株式会社尾張東部放送]

- 1 平成 20 年に締結された「災害時の放送に関する協定」に基づき、災害時は市民に必要な情報等の伝達について協力する。

(資料)

- ・ 災害対策基本法における関係機関に関する規定（資料第 1）
- ・ 防災関係機関（資料第 2）
- ・ 主な防災関係機関及び連絡窓口（資料第 3）

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

第1 基本方針

自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努めることとする。

第2 対策

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公共」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

1 市民の責務

市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行う防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携

第1 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成

大災害が発生した場合、防災関係機関による防災活動の遅延や阻害が予想される。このような事態において、被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防ぐためには、「自分の命は自分で守る」、「自分の家も自分の市も自分で守る」という市民一人ひとりの自助努力、自己責任感が重要である。このためには、自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難協力等が必要不可欠である。また、自主防災組織の活動は、地震や水害に対する地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと期待される。

このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域市民及び事業所等からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

1 自主防災組織の基本方針

(1) 組織の規模

自主防災組織は、市民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

(2) 組織づくり

自主防災組織は、町内会、自治会等の自治組織を基本として組織づくりを進める。

(3) 組織の連携

結成された自主防災組織は、自主防災組織相互間及び既存の女性消防（防火）クラブ等の団体等との有機的連携を図る。

2 自主防災組織に対する指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の自主的な性格を考慮しながら、積極的に組織の育成指導を図る。

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会協議福祉会等）との役割分担等を定めるように努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくように努めるものとする。

3 自主防災組織に対する援助

市は、自主防災組織が整備する防災倉庫、防災資機材及び自主防災組織が実施する訓練に対して、助成、補助及び訓練指導等の援助を行う。

特に、組織の役割及び活動内容から判断して、防災活動上必要不可欠と考えられる防災資機材等は可能な限り助成を行う。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集及び市、消防関係者、警官等への伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 市民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

(資料)

- ・ 長久手市自主防災組織設置要綱（資料第15）

第3 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進

市は、大規模な災害時に、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要になる。

災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入れ体制の整備と、ボランティア相互の活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

このため、市は平常時より、行政、市民、自主防災組織等とボランティア組織との情報交流に努めるとともに、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう、ボランテ

ィアコーディネーターの養成、ボランティア活動の普及・啓発を推進、またボランティアグループ登録制度の活用を図る。

また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

1 ボランティア活動の種類

(1) 一般作業

炊出し、清掃、救援物資の整理等の危険を伴わない作業

(2) 特殊作業

特殊な資格、技術を要する作業

2 防災ボランティア活動の環境の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

3 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーター養成の推進

市は、ボランティアコーディネーターの養成を推進するために、県の実施するボランティアコーディネーター養成講座への防災担当者等の受講・参加を推奨するとともに、市独自の養成講座の開催に努める。なお、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

5 ボランティア活動の普及・啓発

市は、市民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、広報・啓発活動を通じて、ボランティア活動の普及・啓発に努める。

6 ボランティアグループ登録制度の活用と情報交流の推進

市は、災害時の応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、被災地救援に手を差し伸べる意思のあるグループをあらかじめ募集して登録する。登録の際は、グループ名、連絡先、グループ活動員数などを台帳に記録する。

また、市並びにボランティアコーディネーターは、平常時より登録ボランティアグループをはじめ、ボランティア組織との情報交流を行い、災害時の協働が円滑に行われるよう努める。

7 ボランティアの受入体制の整備

市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(1)から(3)等の災害発生時の対応や連絡体制についてNPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(1) ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。

(2) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

(3) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

8 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練

市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

9 活動拠点の提供

市は、災害時には、ボランティア活動に関する情報交換の場所、及び活動のための資機材の設置・保管場所とするための活動拠点を提供する。

10 NPO・ボランティア関係団体等の連携

市は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等の連携に努める。

第3節 企業防災の促進

企業の事業継続・早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく、国全体として災害に備える必要があり、自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要である。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進するために、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP=Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

こうしたことから県、市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第1 企業の取組

1 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果す役割を十分に認識し、自ら自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険の加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

2 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

3 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

4 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

5 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にしている意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

第 2 企業防災の促進のための取組

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

1 事業継続計画（BCP）等の策定促進

(1) 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組時の防災・減災対策の普及を促進するため連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

2 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第 3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第 2 章 建築物等の安全化

現在、建築物の構造上の安全性は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を基盤に、日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係わりあって定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被

害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓から、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震動を想定し、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。このためには、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる建築物の耐震性強化に加え、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

なお、公共建築物のうち、新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物については耐震調査及び補強計画を推進する。また、公共建築物だけではなく、民間の防災上重要な建築物についても耐震性強化に対する指導及び耐震相談の充実に努める。

大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救出活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会生活・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第 1 節 建築物の耐震推進

第 1 市における措置

1 総合的な建築物の耐震性向上の促進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性向上を図るため、「長久手市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の促進を図る。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断を努力義務とすることやブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を促進していく。

2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）の適正な施行

耐震改修促進法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を努力義務とすることとする。

第 2 耐震改修促進計画

1 民間住宅の耐震化の促進

これまで国・県と協力して行ってきた民間住宅の耐震診断と耐震改修費・除却費の補助等を引き続き実施する。

2 減災化の促進

地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の耐震化のみでは不十分であるため、木造住宅耐震シェルター整備費補助事業・段階的耐震改修工事に係る補助制度の活用・家具の転倒防止の促進等により、減災化の促進を図る。

3 普及・啓発

今後の耐震化や減災化促進のため、インターネット・チラシ等を利用した普及・啓発により、建築物の耐震化に対する意識の向上を図り、知識の普及・意識啓発を進める。

第 3 公共建築物の耐震性の確保・向上

災害発生時には、迅速で正確な情報伝達、適切な対応行動の誘発・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、計画的に耐震診断を実施する。また、必要に応じて耐震補強工事を行い、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造強度の確保や非構造物の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修等を促進する。

1 防災上重要な建築物

- (1) 災害時の復旧活動指示、制御等、防災業務の中核を担う市機関
- (2) 被災者の救護所、避難所となる学校等の機関

2 防災上重要な建築物に対する対応

- (1) 新設建築物の耐震設計、施工の確保
- (2) 既設建築物の耐震性の調査
- (3) 既設建築物のうち耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進

第 4 特定建築物の耐震性の向上促進

建築物の耐震改修の促進に関する法律では、「学校、病院、百貨店、事務所等、多数の人が利用する一定規模以上の建築物等（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うように努めなければならないものとしている。

特定建築物について必要な耐震診断・改修が行われていないと認められるとき、所管行政庁は、所有者・管理者に対して必要な指示をすることができることとされており、所管行政庁が既存耐震不適格建築物の所有者・管理者に対してパンフレットなどによる普及・啓発をしていく場合、市はこれに協力する。

第 5 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進

一般建築物を耐震的にするためには、建築基準法及び同法施行令により種々の規定や計算法が示されているが、小規模建物については構造計算まで義務付けられておらず、その多くが木造住宅であるため、火災による二次災害の危険性も大きい。

また、老朽化や地盤の液状化等により地震被害を受けやすい建築物については、早急に補強、改修の必要がある。

市は、これら一般建築物の耐震性に関する住民の意識を高めるため、耐震工法、耐震補強等についての普及・啓発に努める。

1 住宅の耐震化の推進

民間木造住宅を対象とし、自らが耐震診断を行う手法について、市広報紙等で普及・啓発に努める。

2 住宅の減災化の促進

旧基準住宅を対象に減災化促進に関する事業を実施し、旧基準住宅の減災化の促進を図る。

3 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化

所有者の自主的な点検・補強活動について、市広報紙等で普及・啓発に努める。また、ブロック塀などの倒壊による被害を防ぐため、「長久手市みどりの条例」に基づく補助制度をPRし、生け垣の推進を図る。

4 建築物の耐震化の促進

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の一部改正により旧基準住宅の一般建築

物には耐震性の問題があるので、耐震診断及び耐震改修の必要性について、市広報紙等で普及・啓発に努める。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物が今後指定された場合は、耐震改修・除却の補助事業を実施していく。

5 その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するのみでなく、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などの対策を推進する。

第6 都市建築物の防災対策

消防法（昭和23年法律第186号）で規定されている高層建築物（高さ31mを超える建物）は、発災時における消火活動が困難なため、所有者等（権原者）は、防災について多面的な対策を講じる必要がある。消防本部は、予防査察の強化をはじめ、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行について指導の強化に努める。

また、長周期振動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第7 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

1 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。

2 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

（資料）

- ・ 高層建築物（資料第40）

第2節 交通関係施設等の整備

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

第1 道路施設

地震により道路、橋梁等が被災することは、地震災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。

このため、道路管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事、及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。同時に、災害応急活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、各道路管理者の計画に基づいてその整備に努める。

また、被災時の応急復旧作業を迅速に実施するために、応急復旧資機材等の調査を行い、民間常時保有量の把握に努める。新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮し

た道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

1 道路の整備

予想される道路の被害として、高盛土箇所の崩壊、埋立地内等の軟弱地盤における路面の亀裂、沈下、法面からの土砂、岩石の崩落等がある。これらについて、防災点検を行い、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する必要がある。

また、定期的に点検を実施し、状況変化等が生じた場合には、速やかな対策を実施する。

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

2 橋梁の整備

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

また、橋梁の被害として、橋脚、橋台の移動、転倒等による被害、これに伴う上部工の二次的被害、支持地盤力の低下による被害等が想定される。

このため、既存橋梁については、緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。

3 緊急輸送道路の指定

道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速で効果的に推進するため重点的に確保する路線として、次の災害対策用緊急輸送道路を指定する。指定にあたっては、各拠点施設などとの有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図る。

＜災害対策用緊急輸送道路＞

第1次緊急輸送道路	東名高速道路（中日本高速道路株式会社）
第2次緊急輸送道路	（主）力石名古屋線・（主）瀬戸大府東海線（愛知県確保）
第3次緊急輸送道路	救援物資等の備蓄地点又は集積地点などへの導入幹線輸送道路（市確保）

4 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

5 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

6 応急復旧作業のための事前措置

市は、管理する緊急輸送道路について区間を定め、路面の亀裂や段差に対する小規模な応急復旧作業について、あらかじめ協定締結先である長久手市建設業協会と協議する。

第2 鉄軌道

公共的な大量輸送機関である鉄軌道施設が地震により被災することは、旅客等の安全に重大な影響を与えるおそれがある。また一方、十分な耐震強度を備えた鉄軌道施設が本市に整備されたことにより、被災した道路の機能を補完し、避難、救護活動、緊急物資の輸送活動等に有効に機能するという効果も期待できる。

このため市は、鉄軌道事業者との協定に基づき連携し、日常から施設の安全確保、災害

を想定した対応及び緊急輸送体制等の確立に努めるものとする。

第3 河川

市は、市が管理する準用河川、末端水路等について、河川堤防の損壊に起因する浸水を未然に防止するため、堤防の老朽化等を調査し、維持水位を低下させるため、河川改修の整備を促進する。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

施設の代替性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制を推進する。また、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

第1 電力施設

電力供給機関は、災害時における電力供給を確保するため、電力設備の防災対策に努める。

1 設備面の対策

(1) 発電・変電設備

耐震化が図られている主要設備及び主要機器以外の発電・変電設備について、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の状況等を考慮し、各設備の被害防止対策を講じる。

(2) 送電・配電設備

地震による不等沈下、地すべりを生じる軟弱地盤にある送電・配電設備について、基礎の補強による耐震対策を考慮するとともに、これらの地域への設備の設置は極力避ける。

2 体制面の対策

(1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(2) 資機材の確保

災害時に備え日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

3 電力融通

災害発生時に一時的に供給力が不足することもあると考えられるので、他電力会社との電力融通体制を確立する。

第2 ガス施設

ガス供給機関は、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るための対策を講じる。

1 設備面の対策

設備の耐震性の維持強化に努めるとともに、既設導管については、計画的に耐震性の高

い導管への更新、修理等を進める。

また、発災時にガスの緊急遮断ができる設備を整備するとともに、各需要世帯に異常時にガスを自動的に遮断するマイコンメーターの設置を推進する。

2 応急復旧体制の整備

- (1) 関係機関等の非常時の連絡体制の整備、強化を図る。
- (2) 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備、強化を図る。
- (3) 復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化推進を図る。
- (4) 復旧用資機材の備蓄又は調達体制の整備を図る。
- (5) 二次災害の防止や復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

第3 上水道

市は、地震災害による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努める。

また、水道施設の被災における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備充実、防災非常体制の確立を図る。

1 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張・改良等の際、十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

水道施設の設計施工に際しては、「水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会制定）」及び「水道施設耐震工法の手引き（昭和55年5月26日付55環第84号、平成21年7月1日改訂）」に準拠して行う。

また、現有の水源及び配水場の供給施設についての耐震性を強化するとともに、老朽管の更新を進める。

2 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施しなければならない。

給水方法は、指定避難所、医療施設などの拠点給水を原則とする。供給される飲料水は、水道水を原則とし、補完的にプール、池の水を災害用ろ水機でろ過した水等を用いる。また、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両等の整備増強を図る。

3 災害時の協力体制の確立

市は、愛知中部水道企業団が自ら行う飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合、要請に応じて協力体制をとる。

4 応急給水施設の整備

水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、指定避難所などに防災井戸や飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を図る。

第4 下水道

市は、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するため、地震による破損が想定される箇所、及び老朽化の著しい施設の補強・整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して耐震性の強化対策等に努める。

下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

また、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者との協定締結などに努める。

第5 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速で適切な実施のうえからもきわめて重要である。このため通信関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図り、平常時より無線設備の総点検を実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

1 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

NTT西日本株式会社及びNTTドコモビジネス株式会社をはじめとする各通信関係機関は、国内電気通信事業の公益性を考慮し、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震、防火、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

- (1) 設備の耐震対策
- (2) 防火・防水対策
- (3) 通信網の整備
- (4) 各種災害対策機器の整備

2 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法で、特に災害時における通信手段として最も重要な役割を果たす。現在、専用通信施設を有する県、市町村、警察、気象庁、国土交通省等、さらに電力、ガス会社等は、災害時の専用通信の確保について、具体的な計画を作成し災害対策を推進する。

- (1) 耐震性の強化

庁舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

- (2) 伝送路の強化

通信機能を確保するため、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として同報無線局の設置を促進する。

- (3) 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の整備・充実を図る。

- (4) 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設、装置の定期的な保守点検を実施する。

第6 農地、農業用施設

農地及び樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想される。このため市は、老朽化農業用施

設等の整備を積極的に推進する。

1 樋門、水路等の整備

樋門、水路等は、地震に対しその機能が保持できるよう、今後新設及び改修する場合は耐震構造とする。

2 ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池堤防の耐震補強整備を行う。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

（資料）

- ・ 現有通信設備（資料第7）
- ・ 防災資機材及び備蓄品（資料第8）
- ・ 愛知中部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧表（資料第39）
- ・ 緊急輸送道路図（資料第54）

第4節 文化財保護対策

第1 保護対策全般

- 1 文化財に関する住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立を図る。このため市は、文化財の管理者等に対し防災知識の普及、文化財の管理、保護に関する指導、助言を行う。
- 2 災害が発生した場合に備え、管理者等と市、尾三消防本部等との連絡・協力体制を確立する。
- 3 市の防災関係部局は、文化財関係部局と連携し、文化財の管理、防災についての専門的知識、情報の収集に努めるものとする。

第2 平常時からの対策

- 1 国指定、県・市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
 - (1) 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - (2) 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - (3) 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - (4) 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- 2 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

第3 重要文化財の対策

重要文化財の耐震対策は、平成30年8月9日付文化庁文化財部参事官（建造物相当）

の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- 1 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- 2 対処方針の作成・提出
- 3 耐震対策推進の周知徹底
- 4 補助事業における耐震予備診断の必須
- 5 耐震予備診断実施の徹底
- 6 県の指導・助言

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は県が「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」に基づき作成した「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」により、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施し、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用する。

第1 地震対策緊急整備事業計画

- 1 作成主体は、県知事
- 2 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- 3 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等

第2 地震防災緊急事業五箇年計画

- 1 作成主体は、県知事
- 2 計画の対象地域は、愛知県全域
- 3 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
 - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等
 - (7) 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (9) 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (10) 公立の小学校・中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (12) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - (13) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - (14) 地域防災拠点施設
 - (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備

- (16) 飲料水施設等及び電源施設等
- (17) 備蓄倉庫
- (18) 応急救護施設等
- (19) その他

第3 単独事業

市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業(防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業)を実施する。

1 防災基盤整備事業の概要

- (1) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出
- (2) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業

2 公共施設等耐震化事業の概要

- (1) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出

第3章 都市の防災性の向上

本市は、急激な人口の増加に伴い、都市の拡大と高密度化、危険物施設の増大、自動車の増大、さらには高層ビルなど新しい都市施設の出現により、地震災害拡大につながる社会的要因が増大している。このため、大地震が発生すると、大規模な被害を被るおそれがある。

そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、都市のオープンスペースの確保が重要である。特に、避難路、避難所の機能を有する広幅員の道路は、延焼阻止効果がある他、身近な公園が住民の一時避難場所として利用されるなど、道路、公園緑地等の都市施設の計画的な整備を行う必要がある。また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

第1節 都市計画マスタープラン等の策定

第1 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

第1 都市計画道路

都市における主要道路として円滑適切な交通を図るために設置される都市計画道路網は、災害時において機動性ある輸送力を発揮するとともに、火災時の延焼防止等に果たす役割は大きいものがある。都市の発展と時代の要請により単に市の都市計画に対応するの

みならず、広域市町村圏を包含し整備する。

第2 緑地公園の整備

市民の憩いの場である緑地、公園は、災害時において避難場所、救援物資集配所又は復旧作業の拠点となって大きな役割を果たすものである。本市では都市緑地法（昭和48年法律第72条）及び「長久手市緑の基本計画」に基づき、土地区画整備事業の整備に合わせて整備を推進する。

第3 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

都市の災害防止と土地の合理的利用の整備を図るため、都市部における防火・準防火地域の指定により、建築物の不燃化、安全な都市環境の実現を図る。

第1 防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、都市計画区域内に市街地における火災の危険を防除するために、市町村がその位置、区域及び面積を定める地域（都市計画法第8条）である。

防火地域は、商業業務地区等、市街地の中心部で、土地利用度、建築密度が高く、火災危険度の高い地域において定められる。準防火地域は、市街地の中心に近く、建築密度が高く、建築物を耐火又は防火構造とする必要がある商業地域等において指定される。

防火地域内の建築物については、耐火建築物又は準耐火建築物とすること、小規模な附属建築物等において延焼のおそれのある部分に防火設備を設けることなどの制限（建築基準法第61条、第64条）が定められている。準防火地域内の建築物については、一定規模以上の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすること、木造建築物において延焼のおそれのある部分を防火構造とすることなどの制限（同法第62条）が設けられている。

本市もこれらの法律によって建築物の不燃化を進めており、風水害等災害対策計画第2編第6章第3節第1の表による4箇所を防火地域及び準防火地域に指定している。

第2 建築物の不燃対策

県は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全体を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

- 1 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

- 2 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。
- 3 2に掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

第1 土地区画整理事業の推進

市街化区域内における市街地整備として、土地区画整理事業を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

第2 災害対策等に関する土地利用規制

1 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を県知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

2 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を県知事が指定し、必要な規制を行う。

(資料)

- ・ 土地区画整理事業一覧表 (資料第13)

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

土地は、人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用にあたっては自然条件や土地の特質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して土地利用を進める。

地震発生の際には、地割れ、液状化、地すべり、崖崩れ等の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。特に、地震災害の予防的見地から造成地、軟弱地盤等を十分考慮のうえ、土地利用の適正な規制、指導を行う。さらに、急傾斜地崩壊危険区域等については、地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれがあることから、これらの地域を的確に把握する。市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

また、液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 宅地造成等の規制誘導

第1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。

県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

第2 造成宅地防災区域

県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を必要に応じて造成宅地防災区域として指定し、災害防止のため必要な規制を行う。

第3 宅地危険箇所の防災パトロール

県と協力して、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第4 宅地危険箇所の耐震化

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ、液状化の被害の危険性を示した防災マップをホームページ等に掲載し周知するように努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第5 既存盛土等調査

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

第3節 土砂災害の防止

第1 県における措置

土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定を行い、指定した地域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。また、住民への周知体制、土砂災害監視システムにより情報提供を行うとともに、市に対しては、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当〔土砂災害〕）の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。

- ・ 防災上注意すべき自然的・社会的条件（資料第12）

第2 市における措置

1 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

市地域防災計画に土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区に関する資料を掲載し、長久手市避難情報に関するガイドラインに基づき、対象警戒区域（資料第12）の警戒避難体

制の充実・強化を図る。

また、市防災会議は、警戒区域内に要配慮者施設があつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの当該要配慮者施設の名称及び所在地を地域防災計画に掲載し、市民への周知を図られるよう考慮する。

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際は、施設管理者に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

避難指示等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集、県・名古屋地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団などから地域情報を収集する。

また、対象警戒区域周辺の住民に対し、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達をはじめ、防災行政無線、安心メール、Webサイト、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘により情報の伝達を行う。

なお、避難指示等の伝達内容については長久手市避難情報に関するガイドラインに定める。

(2) 避難情報の発令に関する事項

長久手市避難情報に関するガイドラインにおいて、高齢者等避難、避難指示の発令を判断するための基準を設けており、関係機関の助言を参考に、基準のいずれかに該当する場合は発令を行う。

(3) 避難場所、避難経路に関する事項

対象警戒区域から避難すべき地域については、最寄りの小学校等を避難場所として指定している。また、避難経路については、土砂災害に対する安全性を確認し、対象警戒区域から避難すべき地域ごとに適切な避難経路を選定する。土砂災害の危険性があるなどにより避難経路として適さない区間を明示することや、土砂災害警戒区域から直角方向に避難する等の避難方向を示したハザードマップを活用し、住民に周知を図る。

(4) 土砂災害に係る避難訓練の実施

対象警戒区域の住民に対し、年1回以上の避難訓練を実施し、防災意識の向上や防災教育の推進を図る。訓練にあたっては、要配慮者を含む住民を基本とし、自主防災組織、消防団、市等と連携するとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検や、ハザードマップを活用した危険箇所の点検や避難場所と避難経路の周知を図る。

(5) 救助に関する事項

土砂災害により生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者がいる場合、速やかな搜索、救助が必要となる。その方法については、第3編第5章救出・救助対策に基づき実施する。

(資料)

- ・ 防災上注意すべき自然的・社会的条件（資料第12）

2 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容を記載したハザードマップを作成する。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、

土砂災害警戒区域の指定作業として必要な措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを対象警戒区域の住民をはじめ、広く市民に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知する。

第4節 被災宅地危険度判定の体制整備

第1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

第2 相互支援体制の整備

地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

地震災害発生時における応急対策活動を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各分野における計画やマニュアルの策定、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に関わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修への参加等により人材育成を行う必要がある。

第1 防災資機材及び備蓄品の整備

地震発生時における避難所での救援を容易にするため、発電機、貯水タンク、照明器具、仮設トイレ等の防災資機材と食料、生活必需品等の備蓄品の整備を図る。

第2 消防防災施設の整備促進

地震災害時における消火、救急活動等を迅速に実施するために消防施設の整備を図るとともに、大地震に耐える防火水槽を設置する。

また、大地震時においては、同時多発火災の発生や道路の寸断により消防機関等の消火活動が困難なことが予想される。その際は、自主防災組織による消火活動を行うための資機材が必要になることから、その整備を図る。

(資料)

- ・ 防災資機材及び備蓄品（資料第8）

第3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した長久手市災害初動ガイドラインを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。

第4 人材の育成等

- 1 市は、防災に関わる者に高度な知識・技術を習得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、県が行う研修に積極的に職員を参加させるとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

- 2 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- 3 また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対応ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

第5 防災中枢機能の充実

市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家用発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常通信手段の確保を図るものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第6 防災関係機関相互の連携

- 1 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- 2 県、市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 3 県、市及び防災関係機関は、災害が発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7 情報の収集・連絡体制等

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用に努める。

また、市は、県及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報共有を図るとともに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災情報システムの運用を行う。

第8 救助・救急等資機材・備品

災害時に人命の救助を迅速に行うための救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

第9 非常用水源の確保

1 給水対象及び給水量

- (1) 給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が損壊して飲料水が得られない

被災者とする。

- (2) 応急給水量は、必要最小限の飲料水とし、1人1日3リットル程度とする。給水の期間は、飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間とし、地震災害時には7～15日程度とする。

2 非常用水源の確保

- (1) 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

- (2) 水道用貯留施設の利用

ポンプ井戸、配水池、取水塔

- (3) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

- (4) プール、ため池、河川等の利用

比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、ろ水機等で浄化して応急給水する。なお、水源として利用する場合、あらかじめ公的機関による水質検査を受ける。

- (5) 井戸の利用

ア 浅井戸あるいは深井戸。なお、これらの井戸は地震により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の懸念があるため、使用にあたっては、特に水質に十分留意したうえで使用する。

イ 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

第10 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- 1 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めるとともに、**新物資システム（B-PLo）**を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当っては、大規模災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、避難所位置を勘案した分散備蓄を行う。

また、避難所生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- 2 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- 3 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等と通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。

なお、用地の選定に当っては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

(資料)

- ・ 応急仮設住宅建設可能場所（資料第33）

第12 災害廃棄物処理に係る事前対策

1 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策を行う際には、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

2 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に密接に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第13 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制に努めるものとする。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、県が実施する住家被害の担当者のための研修に担当職員を参加させる等、災害時の住家被害の調査のための体制の確立に努めるものとする。

育成した調査の担当者の名簿への登録、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第6章 避難行動の促進対策

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、個別受信機、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網等、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、「長久手市避難情報に関するガイドライン」に定められた伝達内容を基に避難情報を発令する。

第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等

第1 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号；以下、「災対法施行令」という。）に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の指定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村の設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める管理体制を整備しておく。

- 1 指定緊急避難場所は、指定避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的避難して火災の様子や周辺の被害の様子をうかがう場所として、都市公園等を指定する。（本市では、指定緊急避難場所を「一時避難場所」、指定避難所を「避難所」としている。）
- 2 指定緊急避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところ、及び付近に多量の危険物が備蓄されていないところとする。
- 3 市は、指定緊急避難場所等に案内標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

第3 避難路の選定

指定緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 3 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- 4 浸水等の危険のない道路であること。
- 5 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

内閣府「避難情報に関するガイドライン」に基づき、長久手市における避難情報に関する情報の提供について「長久手市避難情報に関するガイドライン」がある。

本ガイドラインでは、避難情報の発令・伝達に関し、緊急時に、どのような情報に基づき状況を判断し、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等の判断基準についての指針を示している。

避難すべき区域の設定に当っては、いざというときに市長自らが躊躇なく避難の指示を発令できるよう、具体的な区域を設定するものとする。

第1 避難情報の判断に関する関係機関の助言

名古屋地方気象台、県ではリアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、市長が避難情報の判断基準や発令区域の設定に際し、名古屋地方気象台、尾張建設事務所に助言を求める。

第2 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、長久手市避難情報に関するガイドラインに基づき、避難情報を発令しようとする際（土砂災害については、それらを解除する際も含む。）の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集、県・名古屋地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団などから地域情報を収集する。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割の分担をするなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において迅速で安全な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

第1 市の避難計画

市は、災害時に速やかな避難体制をとれるよう、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- 1 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- 2 指定避難所及び指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 3 指定避難所及び指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 4 指定避難所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 生活必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 指定避難所、指定緊急避難場所の管理に関する事項
 - (1) 指定避難所、指定緊急避難場所の秩序維持
 - (2) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難者に対する各種相談業務
- 6 災害時における広報
 - (1) 広報車による周知
 - (2) 住民組織を通じての広報

第2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期す。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- 2 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、指定避難所、指定緊急避難場所の選定及び保健、給食等の実施方法について定める。
- 3 病院においては、患者や他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(資料)

- ・ 長久手市避難場所選定基準（資料第9）
- ・ 一時避難場所一覧表（資料第10）
- ・ 避難所一覧表（資料第11）

第5節 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとれるよう、指定緊急避難場所や指定避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、指定緊急避難場所・指定避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

第1 指定避難所及び指定緊急避難場所の広報

避難所及び一時避難場所を指定する場合は、地域住民に対する周知徹底に努める。

- 1 指定避難所及び指定緊急避難場所の名称
- 2 指定避難所及び指定緊急避難場所の所在地
- 3 指定避難所及び指定緊急避難場所の区分け
- 4 指定避難所及び指定緊急避難場所への経路
- 5 指定避難所、指定緊急避難場所の区分
- 6 その他必要事項
 - (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - (2) 指定緊急避難所は災害種別に応じて指定がなされていること

第2 避難のための知識の普及

必要に応じ、地域住民に対して避難のための知識の普及を図る。

- 1 平常時における避難のための知識
- 2 避難時における知識
 - (1) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - (2) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
 - (3) 避難時等の周囲の状況により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険

な場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと。

3 避難場所、避難所滞在中の心得

4 その他

(1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(2) 市は、指定避難場所等を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(3) 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

大地震の発生時には、建物の倒壊や崖崩れ危険地域や火災の延焼など、二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。また、建物の倒壊や火災による延焼等による被害が発生した場合、被災者は長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

市は、このような事態に備えて、あらかじめ避難所の指定及び整備を行い、住民の安全や生活の確保に努める。令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策等を推進するものとする。

第1節 避難所の指定・整備

第1 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第2 指定避難所の指定

1 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在中であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災対法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

2 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

3 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備等を進めるものとする。

4 指定に当たっては、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

要配慮者を収容する福祉避難所は、施設内のバリアフリー化、スロープ、手すり、誘導装置、障がい者用トイレ等の設備がある施設から選定する。

5 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

6 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

第3 指定福祉避難所の指定

1 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするように努めるものとする。

2 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

3 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じてあらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

4 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第4 避難所が備えるべき設備の整備

地震でライフラインが途絶した場合、避難所施設の避難者の生活を確保するため、主要避難所に防災倉庫を設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒薬の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設、設備の整備に努める。なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- 1 情報受発信手段の整備：防災行政無線、MCA 無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- 2 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- 3 バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

第5 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

第6 避難所の運営体制の整備

- 1 市は、長久手市小・中学校避難所運営マニュアル、愛知県避難所運営マニュアル、妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドラインにより、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。加えて、市は、避難所でペット同行避難者の受け入れ体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- 2 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- 3 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- 4 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第7 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

第8 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- 1 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 2 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者との支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

近年の急速な高齢化や国際化、さらには住民のライフスタイルの変化に伴い、災害発生時には高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人及び市域滞留者等の災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）が犠牲になるケースが多いため、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図る。

また市にあっては、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。その際には、「長久手市避難行動要支援者支援要綱」に従うものとする。

第1 社会福祉施設等における対策

1 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速で的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた組織体制づくりに努める。

2 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図る。

3 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、災害の発生に備え、消防や警察などの関係機関への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

4 防災備蓄品の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄に努める。

5 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第2 在宅者対策

1 緊急通報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

2 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、他の地方公共団体との応援協力体制の確立に努める。

（資料） ・災害協定一覧（資料第50）

3 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

第3 避難行動要支援者対策

1 市は、避難行動要支援者事業のみまもり台帳に登録する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等の地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

2 避難行動要支援者名簿の整備等

市は、避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に必要な個人情報及び入手方法、名簿の更新に関する事項等について定めた「長久手市避難行動要支援者支援要綱」に基づき名簿を整備する。

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、災害時に避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している避難行動要支援者の情報を把握するものとする。避難行動要支援者の範囲は、要介護状態区分・障害支援区分・家族の状況等を考慮し、別に定めるものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするため、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努めなければならない。

イ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者への事前の情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を長久手市避難行動要支援者支援要綱に定める。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報もしくは個別避難計画情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新と情報の共有

市は、常に最新の状況を把握するため、原則年1回、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新を行い、避難支援等関係者で共有する。

(6) 個人情報の管理等

市は、施錠可能な場所での名簿情報及び計画情報の保管や複製の制限など情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者等からの「個人情報に関する誓約書兼受領書」の受領、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿等の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

- 2 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難所から福祉避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第4 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活環境を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速で的確な行動がとれるような防災環境づくりに努める。

- 1 避難場所や避難所、避難路の標識を、多言語表示やピクトグラム（案内用図記号）表示を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 2 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- 3 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及を図る。
- 5 災害時に、多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

第5 災害ケースマネジメント

市は、被災者支援の仕組みをを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

第1 市における措置

1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

3 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

4 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく、「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

第2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

都市の集中化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震発生時には、大規模火災の発生、及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市及び尾三消防組合は消防力の強化、火災予防及び危険物等の安全確保の指導、徹底に努める。

第1節 火災予防対策に関する指導

第1 火災予防の徹底

1 一般家庭に対する指導

市及び尾三消防組合は、消防団、婦人（女性）消防クラブ等各種組織を通じて一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、その器具の取扱い指導を通じて初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物は、一般の建物に比べ、火災が発生した場合の被害規模が大きくなる傾向にある。このため尾三消防組合は、消防法に規定する防火対象物については、防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。また、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置、維持管理を行って当該対象物における防火体制の推進を図る。

3 立入検査の強化

尾三消防組合は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、形態等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策に万全を期すよう指導する。

4 危険物等の保安確保の指導

尾三消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者に対し、自主保安体制の確

立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安に努めるよう指導する。また、これら施設について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

また、市及び尾三消防組合は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2 建築同意制度の活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

第2節 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

第1 消防水利の整備

消火用の消防水利を確保するため、防火水槽、消火栓は年次計画を立て増設し、「消防水利の基準」に適合するよう整備を図る。特に、消火栓は水道施設の破損により使用不能の状況も予想されるため、耐震性貯水槽等の整備を図る。

第2 消防団の強化

消防団は、地震災害時には尾三消防組合と連携して警戒活動、消火活動等を行うとともに、平常時には地域住民に対し、出火防止、初期消火の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。したがって、消防団員の確保、組織の充実に努めるとともに、資機材の整備を図る。

(資料)

- ・ 現有消防力（資料第6）
- ・ 防災資機材及び備蓄品（資料第8）

第3節 危険物施設防災計画

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出が発生した場合、周辺地域に多大な被害を生じるおそれがある。尾三消防組合は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化を図る。

第2 保安確保の指導

尾三消防組合は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて、法令に基づく立入り検査を実施し、

必要がある場合は事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、全国的に毎年実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

市内には現在のところ、高圧ガス大量貯蔵所は設置されていないが、将来的に高圧ガスを大量に貯蔵・消費する事業所において事故が発生した場合、周辺住宅地域に被害を及ぼすおそれがある。このため、事業所等の管理者は、従来から高圧ガス取締法等による法的基準の遵守はもとより、自主的な保安体制の整備・充実を図る必要がある。

また、大規模地震時には高圧ガス設備も被害を受ける場合があり、市は、高圧ガス設備の被害を最小限に食い止め、周辺地域に被害を及ぼさないような対策を図る。

第1 事業所の管理者は、高圧ガス施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような被害を受けない措置を講じる。

第2 万が一、施設が被害を受けても当該事業所で対策措置ができるようにする。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

県は、毒物劇物取扱い施設における毒物劇物の取扱いについて、保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づいて立入り検査等を行っている。

毒物劇物取扱い施設は、地震により被害が発生した場合、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、事業者は災害予防対策を講じなければならない。毒物劇物営業者等は、毒物劇物取扱い施設が消防法あるいは高圧ガス保安法（昭和26年法律204号）によって規制を受ける場合は、その法令によって災害予防対策を実施し、前2法の規制を受けない場合は、厚生労働省又は県の指導のもとに災害予防対策を推進する。

第1 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置を推進する。

第2 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。

第3 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。

第4 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。

第5 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第6節 放射性物質取扱施設防災計画

放射性物質は、病院などの医療機関や大学などの研究機関で取り扱われており、地震で被害が発生した場合、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、施設等の管理者は、関係法令を遵守するとともに安全管理に万全を図る。

- 第1 施設の耐震化等による漏洩防止を図る。
- 第2 放射線による被ばく予防対策を図る。
- 第3 放射性物質取扱い関係者への教育の徹底を図る。
- 第4 防災関係機関への連絡体制の整備を図る。

(資料)

- ・ 危険性物質等保有事業所（資料第14）

第9章 広域応援・受援体制の整備

第1節 広域応援・受援体制の整備

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。なお、応援協定の締結等に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、市は、国又は他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

第1 応援協定の締結等

1 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

第2 応援の要請

1 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、**以下のような受援体制の整備に努めるものとする。**

- (1) 受援担当者の選定、執務スペース等の提供

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

(2) 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(3) 訓練等の実施

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域受援については、国が緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

(資料)

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第3 応援の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため応援が必要な場合、次の事項を記載した文書をもって県知事に対して応援の斡旋を求める。

- 1 応援の範囲又は区域
- 2 応援の相当業務
- 3 応援の方法

(資料)

- ・ 災害派遣手当等の支給に関する条例（資料第37）

第2節 広域応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

市及び尾三消防組合における措置

第1 緊急消防援助隊

尾三消防組合は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めるものとする。

第2 広域航空消防応援

市及び尾三消防組合は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3 県内の広域消防相互応援

市及び尾三消防組合は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

第1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、県と連携して地域内輸送拠点の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、災害時に物流拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第2 災訓練・検証等

災害時に支援物資を円滑に輸送するため、県等と連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災対法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等応援協定を締結するよう努め、この協定に基づいて、応急対策活動の応援を要請する。

市は、円滑に県内外からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の展開及び宿営の拠点・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意

識の向上を図る。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、**家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める**。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

第1 総合防災訓練（市内一斉防災訓練）

市及び防災関係機関は、地震災害対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化、「自分のまちは自分で守る」の意識の高揚を目的として、南海トラフ地震等のような大きな揺れの地震を想定した総合防災訓練（市内一斉防災訓練）を実施する。防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

また市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

訓練実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び夜間を含めた実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

- 1 地区ごとの避難所、一時避難場所等への移動訓練（避難路の確認、避難路の避難障害発生予想等）
- 2 救急救命士等の指導による市民のための救急救命活動訓練、初期消火訓練、水防訓練等の実地訓練
- 3 防災用資機材の操作方法、家具転倒防止器具と使用方法紹介等
- 4 総合防災訓練（市内一斉防災訓練）結果の検証
訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。
 - (1) 訓練開始から避難地への移動等各種行動完了までに要する時間のチェック
 - (2) 防災重点地区への避難路、避難施設等に関する特別査察
 - (3) 問題点の抽出と改善案策定
- 5 小中学校の児童・生徒を対象とした全校的な非常登下校訓練及び避難訓練

第2 市職員を対象とした訓練

1 情報収集・伝達訓練

地震情報等、対策通報、被害情報等を関係機関相互及び市民に迅速かつ的確に通報するための訓練を実施する。

2 非常参集訓練

指定職員、非常配備要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集を実施する。

3 初期消火・救急救助訓練

初期消火及び緊急救助の訓練を実施し、防災拠点としての市役所庁舎の機能確保、市職員の救急救助技術の定着を図る。

4 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

5 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 住民等に対する教育

市は、防災関係機関や民間事業者等と協力して、住民等に対する防災教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含み分かりやすく発信するよう努める。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

名古屋地方気象台は、津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、次の事項の内1～4、8、15～17について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- 3 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- 4 警報等や避難情報の意味と内容
- 5 正確な情報の入手
- 6 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 7 地域の緊急避難場所及び避難路に関する知識
- 8 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- 9 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- 10 避難生活に関する知識
- 11 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- 12 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- 13 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 14 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 15 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初

期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- 16 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 17 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 18 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第2 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 予想される地震及び津波に関する知識
- 3 職員等が果たすべき役割
- 4 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- 6 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 7 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 8 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

第3 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設管理者を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、施設ごとの防災教育計画に基づき行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- 1 地震に関する基礎知識
- 2 予想される地震及び津波に関する知識
- 3 職員等が果たすべき役割
- 4 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- 6 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 7 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 8 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

第4 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- 1 平常時の心得に関する事項
- 2 地震発生時の心得に関する事項
- 3 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

第5 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

第6 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒薬、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。

さらに自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第7 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

第8 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

第1 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練に合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自分の命は自分で守る。」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

第2 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

第3 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

第4 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

1 通学路の設定

- (1) 通学路については、警察、道路管理者等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (2) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (3) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (4) 児童、生徒の個々の通学路、誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。
- (5) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

2 登下校の安全指導

- (1) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (2) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

市は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

第1 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

第2 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を市内各地で実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

第3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

相談の内容については、以下のとおりとする。

- 1 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理
- 2 障害物の除去
- 3 労務供給

- 4 建築物の応急危険度判定
- 5 財政援助及び助成
- 6 金融及び資金
- 7 その他

第11章 震災に関する調査研究の推進

地震災害の特徴は、様々な災害が同時に、広域的に多発することである。特に人口の増加に伴い、ビルの高層化、道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大している。

このような状況を受け、新しい知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するとともに、さらなる効果的な地震災害対策の実施へと結び付けるために防災アセスメントの積極的な実施が必要である。また、被害想定の結果を踏まえた災害予防計画の策定及び防災カルテ等の整備を進め、具体的な地震防災対策を実施して行くことが重要である。

第1 自然的・社会的条件に関する調査

本市の自然的・社会的条件に関する調査結果は、今後も地震被害想定、地域防災計画等の基礎となるものである。したがって、以下の資料について、できるだけ定期的に整理・更新・追加し、必要に応じて電子化を図る。

1 自然的条件

(1) 土地利用の変遷

土地の改変、河川改修、宅地造成等に伴う図面、空中写真等

(2) 地質・地盤に関する資料

道路施設、住宅、急傾斜地、ため池等の工事におけるボーリング調査、亜炭採炭時の図面・資料、採炭跡地の空洞調査に関する報告書等

(3) 活断層に関する資料

文部科学省等が公表する活断層に関する資料、県の地域防災計画附属資料等

(4) 気象条件に関する資料

風向・風速の記録、その他、気温、降水量、日照時間、天気図、台風経路図等

(5) 災害履歴に関する資料

本市、県、近隣市町村における被害地震の記録（震源の位置・規模、被害の状況等）

2 社会的条件

(1) 社会統計資料

人口統計（国勢調査結果を含む）、建物・公共施設・危険物施設、公園緑地、宅地造成等に関する資料等

(2) 消防力に関する資料

消防団保有の消防力、消防水利、消防資機材等

(3) 交通施設に関する資料

道路台帳、橋梁台帳、東部丘陵線に関する資料等

(4) 防災施設、防災資機材に関する資料

避難所、一時避難場所、避難経路、医療機関、防災関係機関、防災資機材・備蓄品等

(5) 自主防災組織に関する資料

自主防災組織の人員構成、担当地域、現有の資機材・備蓄品等

第2 防災施設に関する調査

現有の防災施設について、問題点の抽出、妥当性の判断を行うため、防災カルテ点検を実施する。問題がある場合には、理由を明確にしたうえで、代替地、代替施設の検討を行う。

防災カルテ点検は、必要に応じて適宜実施し、その結果を整理・保存（電子化）したうえで、地域防災計画の修正、防災マップの作成に反映させる。防災カルテ点検の対象施設・場所は、以下のとおり。

- 1 指定避難所（長期避難所、一時避難所、福祉避難所）
- 2 指定緊急避難場所（一時避難場所）
- 3 避難経路（避難所及び一時避難場所への経路）
- 4 医療機関
- 5 防災関係機関
- 6 防災倉庫
- 7 消火栓・防火水槽
- 8 ため池
- 9 急傾斜地等危険区域
- 10 高盛土箇所
- 11 埋立地内等の軟弱地盤

第12章 業務継続計画の策定

第1 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第2 業務継続計画策定に際しての留意事項

市は、災害時に応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

第1節 職員の初動体制

職員は、勤務時間外に大規模地震（震度5強以上）が発生した場合、全ての職員が次の基準により緊急登庁するものとし、災害対策本部の体制が整うまでの間の応急活動の体制について定める。

また、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合の職員のとるべき防災初動活動や各班の役割については、「長久手市災害初動ガイドライン」に沿って災害応急対策を行う。なお非常配備による対応等の参集基準及び体制等については下表によることとする。

第1 参集基準

[地震に関する非常配備区分に応じた基準及び体制等]

区分	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
基準	○震度4を観測した地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	○震度5弱を観測した地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	○震度5強以上を観測した地震が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
体制	○2班編成	○指定職員 ○配備長 ○2班以上の編成	○災害対策本部体制
指示者	○安心安全課長 ○配備長		○自主的な緊急登庁
対象者	○安心安全課長 ○情報課長 ○土木課長 ○議会事務局長 ○配備長 （自宅及び事務室待機）	○本部要員※ ○指定職員 ○配備長 ○配備要員	○全職員
分担事務	○情報の収集・伝達等準備	○情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策等 ○災害対策本部の設置 ○避難所の開設	○情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策等 ○災害対策本部の設置 ○避難所の開設
体制部	—	○災害対策本部	

※「本部要員」：本部員及び次長職以上の職員

第2 配備計画

1 緊急登庁

勤務時間外において、震度5強以上の地震が発生した場合、職員は通信連絡を待つことなく、あらかじめ定められた場所へ緊急登庁し、直ちに配備につく。

第2節 災害対策本部

市長は、災対法第23条に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。なお、応急対策の実施にあたっては、各防災関係機関の協力を得て、各機関が有する全機能を發揮して実施する。

各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1 災害対策本部

1 本部の設置及び廃止

本部は、第5編第2章定めるもののほか、次の区分により設置し、災害のおそれが解消、又は災害応急対策が完了したと本部長が認めたときに廃止する。

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合

名古屋地方気象台が「長久手市」における震度を5弱以上と発表したとき。

(2) 市長の命令で設置する場合

市の地域に、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。

2 組織及び事務分掌

本部の組織及び運営は、災対法並びに長久手市災害対策本部条例及び長久手市災害対策本部運営要綱に定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部長の職務代理者

災害対策本部長は市長とし、市長不在時は職務代理者として次の順位によるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 くらし文化部長

第3順位 市長公室長

(2) 本部員

ア 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

愛知県警察の警察官、教育長、各部長、指定公共機関・指定地方公共機関

イ 本部長は、上記(ア)に示した者のほか、必要があると認めるときは、「災害対策（地震災害警戒）本部員のうち市長が特に必要と認めたもの（別表第4）」を指名することができる。

ウ 本部員は、所管に係る災害応急対策の実施状況を把握し、速やかに本部長に報告する。

エ 市職員以外の本部員は、それぞれの所属機関が実施する災害応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、所属機関と災対本部との総合調整にあたる。

(3) 部長、次長及び班長

- ア 部長は、部の事務を処理し、部間の連絡・調整を行うとともに、所属職員を指揮監督する。
- イ 次長は、各班を統括し、部内の連絡・調整を行う。
- ウ 班長は、班の分掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。
- エ 各部連絡員は、本部員会議と各部との連絡、及び部間の連絡・調整を併せて行う。

(4) 本部職員

本部職員は、「災害対策本部及び地震災害警戒本部の事務分掌」に掲げる事務にあたる。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策活動の基本的事項について協議する。なお、本部員会議で協議する事項は、おおむね次のとおり。

- ・ 本部の配備体制への切替え及び廃止に関する事。
- ・ 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- ・ 避難のための立退き勧告及び指示に関する事。
- ・ 県知事に対する自衛隊災害派遣の要請に関する事。
- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関する事。
- ・ 災害対策に要する経費の処置方法に関する事。
- ・ 交通規制に関する事。
- ・ 労務計画に関する事。
- ・ 配車、その他輸送計画に関する事。
- ・ 報道対応等に関する事。
- ・ その他災害対策の重要計画に関する事。

イ 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

ウ 本部員会議は、長久手市役所北庁舎 2 階災害対策本部室にて開催する。

エ 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させる。

(6) 本部連絡員

本部連絡員は、各部ごとに 1 名置く。

(7) 本部の標識

災害対策本部が設置されたときは、市役所玄関に本部標識板を掲出する。

3 現地災害対策本部

本部長は、災害地に本部機能を置くことにより円滑な応急活動ができると判断した場合、現地災害対策本部を設置し、指名した職員を配備することができる。

4 本部の分担事務

本部の分担事務は、「災害対策本部及び地震災害警戒本部の事務分掌（別表第 3）」のとおり。

5 本部における車両の統制

本部が設置された場合は、本部において公用車両の統制を行う。

6 事務局の設置

災害対策本部に事務局を置き、次の事務を行う。事務局長は安心安全課長をもって充てる。事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

事務局は、災害応急対策等に関し、災害対策本部と関係機関との連絡調整をする。

第 2 非常配備の編成

1 非常配備の区分

(1) 第 1 非常配備

震度 4 の地震が発生した場合、2 班編成をもって、主に情報の収集・伝達等を行う。

(2) 第 2 非常配備

震度 5 弱の地震が発生した場合、本部要員（本部員及び次長職以上の職員）、指定職員と 2 班以上の編成をもって、情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策、災害対策本部の設置を行う。

(3) 第 3 非常配備

震度 5 強以上の地震が発生した場合、災害対策本部体制をもって、情報収集、危険箇所、災害発生箇所の巡回及び応急対策、災害対策本部の設置を行う。

2 非常配備の記録

(1) 第 1 及び第 2 非常配備体制時

配備長（又は本部長）は、「非常配備日誌（様式第 1）」に非常配備編成状況、非常配備名簿、気象状況等を記録する。

(2) 第 3 非常配備体制時

配備長は、「非常配備要員報告書（様式第 65）」に非常配備要員の所属・氏名、配備時間等を記録する。

（資料）

- ・ 長久手市災害対策本部条例（資料第 18）
- ・ 長久手市災害対策本部運営要綱（資料第 19）
- ・ 長久手市災害対策本部組織図（資料第 20）
- ・ 共用車・専用車一覧（資料第 24）
- ・ 業務車一覧（資料第 25）

第 3 節 職員の派遣要請

第 1 国の職員の派遣要請（災対法第 29 条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第 2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第 3 職員派遣のあっせん要求（災対法第 30 条）

市長は、県知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、県知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第 4 被災市町村への職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の

健康管理等を徹底するものとする。

第4節 災害救助法の適用

第1 救助の実施

市は、当該区市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

第2 県が行う救助の補助

市は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。また、災対法等に基づき必要に応じて避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

第1節 地震情報等の伝達

各機関は、地震情報等を迅速で的確に伝達するために、その伝達方法及び系統等について定め、効率的な連携を図る。

第1 情報の種類

1 緊急地震速報

最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）が気象庁より発表される。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

2 地震に関する情報

地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などが気象庁より発表される。

第2 地震情報の収集

地震の規模、震源、余震等の地震情報の収集は、県及び防災関係機関と密接な連携を保ちながら行い、テレビ、ラジオからも入手するよう努める。

第3 地震情報の伝達

1 収集した地震情報は、必要に応じて本部員会議に諮り、防災関係機関、住民等に伝達する。なお、住民への伝達は第3章第1節～第3節により行う。

- 2 地震情報等を受領した場合には、直ちに関係部課等に周知するとともに、出先機関にもファックス等により伝達するなど、内部の情報伝達システムを整備する。

第4 その他防災関係機関における措置

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市の警戒避難体制を支援する。

第5 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。受信者は、通報者からの災害情報を「災害情報（様式第2）」に記録する。

第2節 避難情報

大地震が発生した場合、各所で家屋の倒壊、火災、地すべり、崖崩れ等の発生により危険が急迫し、避難を要する地域が数多く出るものと予想される。このため、市は、住民の生命及び身体の安全を確保するため、必要に応じて避難のため可能な限りの措置をとる。

第1 避難の指示等

1 地震災害

市長は、地震の発生に伴う災害により、生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、避難のための立退きの指示を行う。

2 避難指示の実施

(1) 市長の措置

市長は、災害が発生、又はその拡大のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対して、速やかに避難のための立退きの指示を行う。

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は県知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(2) 警察官の措置

警察官は、市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態を生じ、警察官がその場にいない場合、危険地域の住民に対して避難を指示することができる。

6 避難の指示の基準

- (1) 大地震が発生し、さらに余震が予想されるとき。
- (2) 火災が発生し、人命に及ぼす危険性が大きいと予測されるとき。
- (3) その他、住民の生命又は身体を災害から保護するために必要と認められるとき。

7 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難指示の理由
- (4) 地震災害の実態と拡大の予想

8 県知事への報告

市長は、避難のための立退きを指示した場合、速やかに県知事に報告する。

第2 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して連絡するとともに、当該地域住民に対してその内容の周知を図る。

1 住民への周知徹底

避難の指示を実施した場合、当該実施者は、その内容について広報車等によって住民に周知徹底を図る。

伝達手段としては、防災行政無線、個別受信機、Webサイト、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

2 関係機関の相互連絡

市、警察又は自衛隊は、避難の措置を行った場合、その内容について相互に連絡する。

第3節 住民等の避難誘導等

第1 住民等の避難誘導等

市職員、警察官、消防職員、その他の避難措置の実施者は、住民が安全で迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。また、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

また、広域避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなどして引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し、避難行動要支援者に配慮して収容保護する。

<避難指示を発表する場合の文例>

市長から住民の皆さんに避難について緊急にお知らせします。

市長は、現在までの情報を総合的に検討した結果、地震が発生する危険が差し迫ったと判断し、〇〇地区の住民の皆さんに避難指示を出すことに決定しました。

〇〇地区の住民の皆さんは、市指定の最寄りの一時避難場所及び避難所への移動をお願いします。避難にあたっては、次の点に留意して安全に移動してください。

- ・ 住居を離れる前に、消火が完全に行われているか確認してください。
- ・ 発災時の救援・救護活動の支障となりますので、自動車の使用は極力自粛してください。
- ・ 避難の際は、飲料水、非常食料、非常持ち出し品以外のものは携行しないでください。
- ・ 避難行動は、家族や隣近所の人と複数で行い、高齢者、傷病者など援護が必要な人には、手を差し伸べてください。
- ・ 皆さんの落ち着いた行動が何より重要です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオ、市の広報などの正確な情報に耳を傾け、避難の際には、市、警察、消防などの職員の指示に従って、冷静沈着に行動してください。
- ・ 市では現在、一時避難場所での準備、避難所の開設に全力を尽くしていますが、不便な点が多々あるかも知れません。皆さんにはご協力のほどお願いします。

第2 避難行動要支援者の支援

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、ホームページ、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

3 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

4 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

市は、発災直後、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

また、市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関も含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるように努める。

重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

第1節 被害状況等の収集・伝達

市及び関係機関は、災害が発生したとき又は発災後の被害状況等、災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集及び伝達活動を行う。

第1 市長がとるべき措置

1 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害状況、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者等の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集にあたっては、119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

2 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、報告にあたり、市は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

3 被害調査

災害が発生した場合、「被害判定基準（別表第5）」に基づき被害調査を行い、調査した被害状況等を次表に示す様式により取りまとめ、速やかに県及び各防災関係機関に報告する。

4 安否不明者・行方不明者の情報収集及び氏名公表について

搜索救助活動態勢の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行ってい

ることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県の定めた公表方針に基づき対応について検討するものとする。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被害住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

5 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被害者の被害状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被害者台帳を作成し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

<被害状況の伝達内容・伝達先一覧>

伝達の対象となる被害		伝達内容	伝 達 先
災害発生状況	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況	様式第3(a)～(c)による	県尾張県民事務所
人、住家被害等	人的被害	様式第4による	
	避難状況、避難所開設状況	様式第5による	
公共施設被害	河川、砂防、道路被害	様式第6による 注) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。	県尾張県民事務所、県尾張建設事務所
	ため池被害		県尾張県民事務所、県尾張農林水産事務所
	電信電話施設被害		県尾張県民事務所
	電力施設被害		
	ガス施設被害		
	水道施設被害		県尾張県民事務所、県瀬戸保健所

(2) 報告要領

ア 速報

被害状況及び災害対策状況を電話等により、県又は国（内閣総理大臣）に報告するもので、次の事項に該当したときは、その経過に応じて報告する。

- (ア) 本部を設置及び廃止したとき。
- (イ) 災害救助法適用基準に該当する被害が発生したとき。
- (ウ) 災害の状況から判断して報告の必要があると認められたとき。

イ 確定報告

災害に対する応急措置が完了し、被害状況が確定した場合、15日以内に文書で県に確定報告する。

(3) 報告の特例

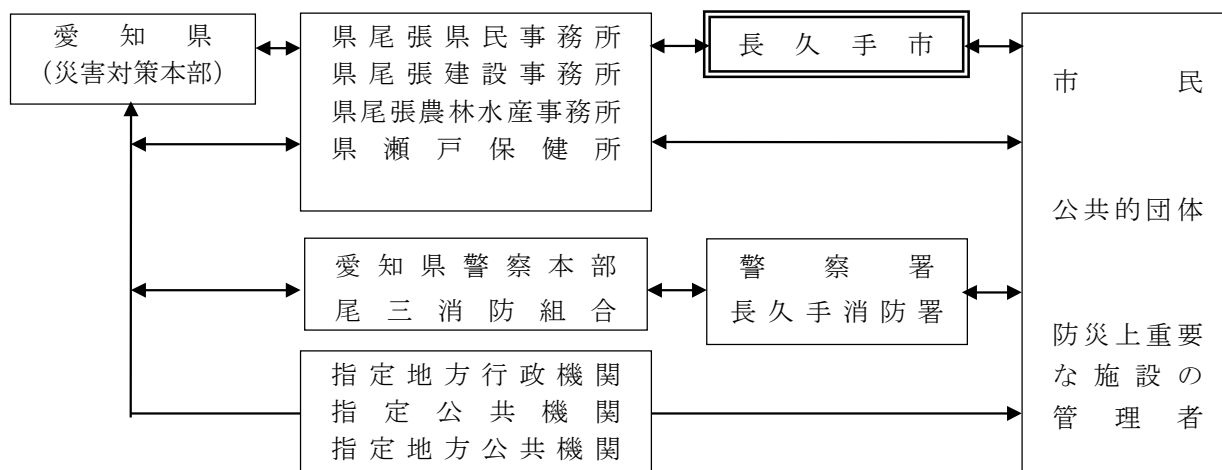
被害状況及び災害対策状況を県に報告することができない場合は、報告先を内閣総理大臣（消防庁）とする。また、一定規模以上の災害に該当する火災等を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限りわかる範囲で報告を行う。なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、

最も迅速な方式により県及び国に報告する。

5 被害状況等の収集・伝達

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、必要に応じて関係機関の協力を得ながら、迅速で的確な情報（画像情報を含む。）の収集・伝達を行う。

＜被害状況等の一般的収集・伝達系統図＞



第2 伝達方法

市及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた方法により速やかに関係機関へ伝達する。

（資料）

- ・ 被害報告の伝達経路（資料第27）

第3 県職員の受け入れ等

市は、被災状況等の情報収集のため、県職員を受け入れるものとする。

受け入れられた県職員は情報を市へ伝達するとともに、逐次、尾張方面本部へ報告する。

第2節 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示・命令・報告等の受伝達通信の疎通を確保するため、無線又は有線を利用した専用通信を使用する。また、各機関が保有する通信連絡手段を最大限に活用し、地震に関する情報等の通信系統について必要な事項を定める。

第1 通信連絡系統の整備

通信連絡手段の確保及び活用について、通信連絡の方法として最も多く利用される一般加入電話は、激甚な大規模災害が発生した場合には不通となったり、電話回線が混乱することが予想されるため、非常時の有効的な通信連絡系統を確保しておく。

第2 電話及び電報施設の優先利用及び災害時優先電話の登録

1 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話

は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」は、こうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

2 非常扱い電報

地震その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は維持のために必要な事項についての電報は、非常扱いの電報としてすべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信にあたり、電話により非常電報を発信する場合、局番なしの「115 番」（22 時以降翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付）に申し込む。また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、最寄りの営業窓口へ提出する。

3 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるもの以外で、公共の利益のため緊急通話に準じる事項についての電報は、緊急扱いの電報として非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信にあたり、電話により非常扱いの電報を発信する場合、局番なしの「115 番」（22 時以降翌朝 8 時までは、0120-000115 で受付）に申し込む。また、電報発信紙による場合は、「緊急」と朱書きし、最寄りの営業窓口へ提出する。

4 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用することができる。利用できる施設としては、警察電話、消防電話等があり、その利用方法は、一般電話に準じる。

第3 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、下記のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助、災害の予警報及び災害の状況に関するもの
- (2) 緊急を要する気象の観測資料、秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- (3) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- (4) 道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送のために必要なもの
- (5) 県、市町村防災会議及び災害対策本部相互間に発する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達・配分、輸送に関するもの
- (6) 電力設備の修理復旧に関するもの

第3節 広報

市及び各関係機関は、地震に関する正しい情報を提供し、パニック等の混乱の防止、市民の生命の安全確保を図るために災害広報活動を行う。広報は、地震発生後速やかに行い、以後応

急対策活動の進展に伴って適時適切に実施する。

第1 広報活動

1 広報活動の内容

市及び各防災関係機関は、次の事項について広報を行う。

- (1) 地震発生直後の広報
 - ア 地震に関する情報
 - イ 混乱防止のための呼びかけ
 - ウ 避難の指示
 - エ 出火防止、人命救助の協力の呼びかけ
 - オ 市内被害状況の概要
 - カ 市の災害応急対策の状況
 - キ 市民のとるべき措置
 - ク その他必要な事項
- (2) 災害の状況が静穏化した段階の広報
 - ア 地震に関する情報
 - イ 被害情報、災害応急対策の実施情報
 - ウ ライフラインの情報（電気、ガス、水道、食料、生活必需品等）
 - エ 通信施設の復旧状況
 - オ 道路交通、交通機関の運行状況
 - カ 医療機関の活動状況
 - キ その他必要な事項

2 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 市及び各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 多様な情報伝達手段の活用

市及び各防災関係機関は、広報車、ハンドマイク、臨時広報紙等の配布、広報板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

3 関係機関相互の連絡調整

各防災関係機関は、広報活動を実施するにあたっては、関係機関との連絡を密にし、相互に混乱のないよう万全を期する。

第2 公聴活動

市及び各関係機関は、災害の混乱が終息した後、人身の安定と速やかな応急対策を図るため、相談窓口を開設し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ、必要な応急対策を実施する。

＜大地震が発生した場合の文例＞

市長から住民の皆さんに地震に関する緊急情報をお知らせします。

ただいま、「震度〇」の地震がありました。しばらくの間、余震が続く可能性があります。本震より大きくなることはないと思われま。

現在、市をはじめ防災関係機関の職員が応急対策に全力をあげていますが、被災者の救助・救援には住民の皆さんのご協力も必要です。まず、2次災害に備えて身の回りの安全を確保した上で、可能な範囲で次のような応急対策へのご協力をお願いします。

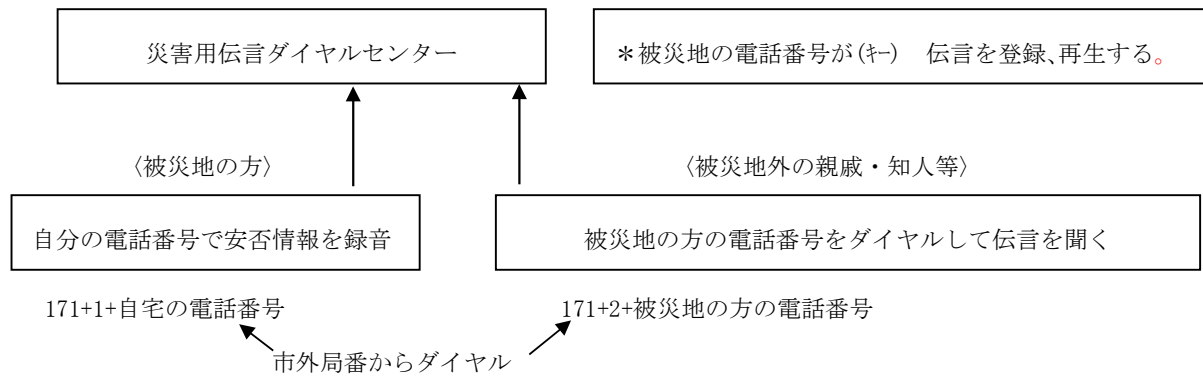
- ・ 周りにケガ人がいる場合には、消防への通報とともに、応急手当等のご協力をお願いします。
- ・ 倒壊した建物の下敷きになった人がいる場合には、消防への通報とともに、救助のご協力をお願いします。
- ・ 火災が発生した場合には、消火器、バケツリレーなどにより初期消火のご協力をお願いします。消火が無理な場合には、安全な場所へ移動し、消防に通報してください。
- ・ 老朽家屋にお住まいの方は、直ちに市指定の避難所に避難してください。
- ・ 高齢者、傷病者など援護が必要な方には、手を差し伸べてください。
- ・ 食料品、医薬品などの非常品販売店の方は、2次災害に対する安全を確保した上で、出来る限り営業を続けてください。
- ・ 皆さんの落ち着いた行動が何より重要です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオ、市の広報などの正確な情報に耳を傾け、避難の際には、市、警察、消防などの職員の指示に従って、冷静沈着に行動してください。
- ・ 防災関係機関の皆さん、応急対策ご苦労様です。この非常時を乗り切るため、大変ですが、引き続き応急活動をお願いします。

第4節 一般通信施設

災害時に被災者の安否確認等によって生ずる電話の混乱を避けるため、被災者の親戚、知人等が直接被災者に電話せず、長久手市安心メールのほか、電信電話事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービス、インターネットによる伝言板サービス等を活用し、通信の分散化を図る各種方策が設けられている。市は、こうした安否確認の通信手段について把握し、住民等に周知するよう努めるものとする。

第1 災害用伝言ダイヤルは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚、知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に分散設置した災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認等を行うものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	災害により電話がかかりにくくなっている地域の加入電話、I S D N、ひかり電話番号（市外局番を単位としてNTTが指定する。）
利用可能な電話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INS ネット 64、INS ネット 1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝言蓄積数 伝言録音時間	1 電話番号あたり 1 から 20 伝言 1 伝言 30 秒以内
伝言の保存時間、消去	登録後最大 6 カ月程度、運用終了後に自動消去
利用料金	通話料、利用料とも無料
暗証番号付き伝言	4 桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

第2 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

第3 携帯電話等の伝言板サービスは、震度6弱程度の地震などの災害時に、被災者の安否確認等による携帯電話等の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。（利用料金は無料）各社のサービス内容は以下のとおりである。

■NTTドコモ

項目	内容
運用条件	震度6弱以上の地震など、大規模な災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	全国のFOMA・Xiサービスエリア、Wi-Fi経由のアクセスが可能なエリア
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり 10 件
メッセージ登録内容	●状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択） 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」 「避難所に居ます」 英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」 「At evacuation area」 ●コメント（全角100（半角200）文字以内）
メッセージ確認可能エリア	全国のFOMA・Xiサービスエリア、Wi-Fi経由のアクセスが可能なエリア
メッセージ登録方法	・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板
メッセージ確認方法	・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板

	①「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ②安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す ③メッセージを選択し、登録されている状態を確認する
その他	docomo 携帯電話番号以外からは「KDDI 災害用伝言版」「ソフトバンク災害用伝言版」「ウィルコム災害用伝言版」のリンクを表示する。

■KDDI

機能		内容		
伝言版	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）		
	安否情報の登録	登録方法	au ポータブルトップ→災害用伝言板→登録	
		被災状況	「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）	
		コメント入力	全角 100 文字まで	
		保存期間	1 つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。	
		登録可能件数	10 件／1 電話番号	
安否情報登録利用地域		被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認。）		
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能			
	設定宛先件数	5 件		
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス		
	メール内容	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス		
		安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク		
安否情報確認		地域制限なく、すべての携帯電話・PHS の電話番号で検索可能 au ポータブルトップ→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。 au 携帯電話番号以外からは各社災害用伝言板のリンクを表示		

■ソフトバンク

機能		内容		
伝言版	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問い合わせなど）がご利用いただけます。		
	安否情報の登録	登録方法	Yahoo!ケータイなどポータブルサイトより→災害用伝言板→登録を選択し、ご利用いただけます。	
		被災状況	「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択	
		コメント入力	全角 100 文字まで	
		保存期間	1 災害における災害用伝言板終了時まで保存。ただし、1 電話番号あたり 80 件を越えたら、古いものから順次上書き削除。	
		登録可能件数	10 件／ 1 電話番号	
安否情報登録利用地域		全国		
		設定宛先件数	10 件	

お知らせメール	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
	メール内容	安否情報が登録されたこと
		伝言板へのアクセスするためのURL
安否情報確認	Yahoo!ケータイなどのポータルサイトより、→災害用伝言板→確認を選択し、安否確認情報を確認したい方の携帯番号を検索いただけます。	
	ソフトバンク及びワイモバイル携帯電話以外で登録ある場合、各社災害用伝言板のリンクを表示します。	

(資料)

- ・ 非常緊急通話用電話（資料第 28）
- ・ 長久手市防災行政用無線局一覧表（資料第 29）

第 4 章 応援協力・派遣要請

第 1 節 応援協力

第 1 県知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

第 2 他の市長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

市長は、「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及びその他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第 3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第 2 節 応援部隊等による広域応援等

第 1 市の措置（緊急消防援助隊の応援要請）

1 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援

助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

- 2 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- 3 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第 3 節 自衛隊の災害派遣

災害が発生した場合、応急対策を実施するため、市長が必要があると認めるときは、自衛隊の災害派遣要請を県知事（尾張方面本部経由）に要求する。この場合において、市長は要請した旨及び本市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。自衛隊は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊の派遣等の必要性を判断し、適切な措置をとる。

市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接県知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、尾張方面本部へも連絡する。

第 1 災害派遣

1 災害派遣要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市単独では人命及び財産保護のため必要な応急対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると市長が認めたとき。

2 災害派遣要請依頼の手続

市長が自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、「災害派遣要請依頼書（様式第 63）」を県知事（尾張方面本部を経由）に提出する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書の提出ができない場合、電話その他の迅速な方法で連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、県知事に自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、災対法第 68 条の 2 第 1 項の規定により、直接、災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、市長は、災対法第 68 条の 2 第 2 項の規程により、市の災害状況等を関係自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

第 2 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲については、風水害等災害対策計画第 3 編第 4 章第 3 節第 2（災害派遣部隊等の活動範囲）に定めるところによる。

第 3 災害派遣部隊等の受入れ

派遣部隊等の受入れに際しては、派遣部隊等の活動が十分に行えるよう、次の点に留意する。

1 災害派遣部隊到着前

- (1) 派遣部隊到着後、速やかに作業が開始できるよう、必要な資機材等を準備する。
- (2) 連絡職員を指名し、配置する。
- (3) 必要に応じ、派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を確保する。

2 災害派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の機関との作業の競合重複を避け、最も効果的に作業の分担ができるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (2) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県知事に報告

する。

第4 派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに県知事（尾張方面本部を経由）に対して、「災害派遣撤収要請依頼書（様式第64）」により自衛隊の撤収要請を依頼する。

第5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
 - (4) 県、市町村が管理する有料道路の通行料
- 2 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の経費が生じた場合、その都度協議して定める。

（資料）

 - ・ ヘリコプター臨時離発着場（資料第35）
 - ・ ヘリポート設置可能場所（資料第36）
 - ・ 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（資料第47）

第4節 ボランティア等の受入

地震により大きな災害が発生した場合、市の防災関係機関の労力だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、市は、NPO・ボランティア関係団体等の受入れ、労務者の雇用、県への労務応援要請を行い、災害応急対策に必要な人員を確保する。また、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けやごみなどの収集運搬を行うよう務める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第1 災害ボランティアセンターの開設

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、社会福祉協議会に、必要な机・イス・電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

2 コーディネーターの派遣要請

市は、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

3 コーディネーターへの支援

災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。

第2 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティア団体等の受付

市は、奉仕団、防災ボランティア、又は各種ボランティア団体等から奉仕の申し入れがあった場合、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティア団体等の出動要請

災害の規模・程度によっては、赤十字地域奉仕団、愛知県防災ボランティアグループ等に対し協力を要請する。

3 ボランティア団体等の活動内容

活動内容の選定にあたっては、ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 老人介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

4 協力が予想されるボランティア団体等

- (1) 日本赤十字地域奉仕団
- (2) 愛知県防災ボランティアグループ
- (3) 市登録ボランティア
- (4) 高等学校
- (5) 大学
- (6) 教職員
- (7) 各種団体

5 記録等

ボランティア団体等受入記録簿（様式第 50）

第3 労務者の確保

市及びボランティア団体等の人員が不足したとき、又は土木作業等の特殊な労力が必要なときは労務者を雇用する。

1 労務者の雇用方法

市内土木業者又は公共職業安定所を通じて労務者を雇用する。

2 労務者の雇用範囲

災害応急対策及び救助の実施に必要な労務者の雇用の範囲は、おおむね次のとおり。

- (1) 被災者の避難、誘導のための労務者
- (2) 医療及び助産のための労務者
- (3) 被災者の救出のための労務者
- (4) 飲料水の供給のための労務者
- (5) 救援物資の整理、配分等のための労務者

(6) 遺体の捜索、処理（埋葬を除く）のための労務者

3 労務者の雇用期間

労務者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。なお、災害救助法に基づく雇用期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 労務者の賃金

労務者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、平常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案した程度の賃金を支給する。

5 記録等

- (1) 労務者雇用台帳（様式第 51）
- (2) 賃金支払関係証拠書類

第 4 労務応援要請

市長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足した場合、又はボランティア団体等の動員及び労務者の雇用が不可能な場合は、次の事項を明示して県知事に労務応援を要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人員
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第 5 節 防災活動拠点の確保等

第 1 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保を図るものとする。

また、県は愛西市（旧永和荘跡地）において、県内 1 か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を広域・全県的な活動拠点として整備し、2023 年 3 月 18 日から供用開始した。

第 2 市は県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第 3 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に**新物資システム（B-PLo）**を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を**運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。**

第 4 市は、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、以下の広域的な受援活動を実施するものとする。

- 1 緊急輸送ルートの確保
被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動
- 2 救助・救急、消火活動
救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受入れるための活動
- 3 災害医療活動
DMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動
- 4 物資調達
国が要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動
- 5 燃料・電気・ガスの供給
災害応急活動等に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

第1節 救出・救助活動

地震災害においては、倒壊家屋等の下敷き、地下での孤立、車両事故等により、市内各所で多数の救出を要する事態が予測される。市及び尾三消防組合は、これらに対処するため、生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送するため、迅速に救急、救護にあたる。

第1 活動体制

救出活動の実施にあたっては、市及び尾三消防組合が主体となって医師会、保健所、警察等と緊密に連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関に収容する。

第2 情報収集

搬出を必要とする事象に関する情報や、負傷者を収容できる施設の情報等を的確に収集して、迅速に収容施設に搬送できるようにする。

第3 応援協力

市は、自ら救出の実施が困難である場合、他の市町村又は県に救出の応援を求める。
(資料)

- ・ 尾張東部地区災害応援に関する協定書（資料第47）

第4 記録等

避難及び救出を実施した場合、次に定める様式により記録する。

1 避難

- (1) 避難者名簿（様式第7）
- (2) 避難所収容台帳（様式第8）
- (3) 避難所用物品受払簿（様式第9）
- (4) 避難所設置及び収容状況（様式第10）
- (5) 避難指示記録簿（様式第11）
- (6) 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

2 救出

- (1) 被災者救出状況記録簿（様式第 15）
- (2) 被災者救出用機械用具・燃料受払簿（様式第 16）
- (3) 被災者救出用機械器具修繕簿（様式第 17）

第 2 節 防災ヘリコプターの活用

発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、愛知県の防災ヘリコプターを活用する。

第 1 要請内容

市長は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められるときは次のような活動内容を要請する。以下の措置は地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規定等に基づき名古屋市消防航空隊が実施する。

- 1 災害が隣接する市町に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- 2 市消防力では、防御が著しく困難な場合
- 3 その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動
- 5 消防力では、防御が著しく困難な場合
- 6 その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第 2 要請方法

防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書を提出するものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 災害発生現場の気象状況
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮者の職・氏名連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数
- 7 その他必要な事項

第 3 その他

この項に定めるもののほか防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」及び「防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

第 6 章 消防活動・危険性物質対策

第 1 節 消防活動

大地震が発生した場合、家屋の倒壊や火災の発生によって、多くの人命が危険にさらされる。このため、消防団及び尾三消防組合は、各防災関係機関と連携を保ちながら、その全機能をあげて市民の安全確保、重要な地域・対象物の防御、救出救助、及び消火活動にあたり、地震災

害から市民の生命及び財産を守るため、大震火災防御計画を作成するものとする。

また、市は、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより応援要請を行う。

第1 尾三消防組合の警防活動の目標

地震災害時における警防活動は、市民の安全確保と物的被害の軽減を図るため、次に示す事項を基本とする。

- 1 火災の発生が比較的少ないと判断した場合は、すべての火災に出動し一挙鎮圧を図る。
- 2 火災の発生件数が消防力を上回るような場合は、建物の重要度が高く、消火効果の大きい火災から優先的に防御する。
- 3 火災が随所に発生し、現有の消防力では、効果があがらないと判断した場合は、人命の確保に部隊を集中する。
- 4 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、まず避難路等を確保し、人命を優先する。
- 5 家屋の倒壊等により、大量の人命救助が必要になった場合は、人命救助を優先する。
- 6 高層建築物等、大量の消防力を必要とする火災で、それが他への延焼の危険の少ないときは、他の延焼火災の鎮圧を優先し、その後に部隊を集中して防御にあたる。
- 7 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火、あるいは延焼した場合、市街地への延焼危険のある部分をまず防御し、その後に上記の要領で防御する。
- 8 火災及び水害等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災に対する防御を優先する。

第2 重要対象物

住民の生活に直接影響を及ぼす避難所、救護物資の集積場所、救援施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関等の施設を、地震災害時における重要対象物とする。

第3 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

第4 避難地・避難路

避難地は各市町村決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておく。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生じると思われる地点とする。

第5 避難の指示

災害が広大な地域にわたり延焼拡大した場合、及び大量危険物貯蔵施設に火災が発生した場合等、住民を避難させる必要があると判断したときは、災害対策本部に対し避難指示を要請する。

なお、人命の危険が著しく切迫した事態にあるときは、現場活動の消防隊等によって直接の避難指示を行う。

第6 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火・延焼等の防止に関する住民への指導

及びその他の防御活動を行う。

1 出火防止

地震発生と同時に地域住民に対し、出火防止の指示をするとともに、出火した場合は、住民を督励して初期消火を展開する。

2 消火活動

消防隊の出動が不可能な場合、又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防隊と協力して行う。

3 消防隊の応援

尾三消防組合の車両等の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導にあたる。

4 救急救助

要救助者を救助するとともに、負傷者に対しては、止血等の応急処置をして安全な場所に搬送する。

5 避難方向の指示

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づいて住民に安全な避難方向を指示する。

(資料)

- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定書（資料第 45）

第 2 節 危険物施設対策計画

事業所の管理者は、地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速で適切な防災活動を実施し、事業所の関係者及び地域住民に被害を及ぼさないよう努める。

第 1 防災要員の確保

地震発生後直ちに、地震に関する情報を収集し関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

第 2 応急点検及び応急措置

危険物施設の実態に応じて、危険物の流出又は出火のおそれのある作業を緊急に中止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。また、危険物施設が被害を受けた場合、又は危険物の流出、その他の事故が発生した場合、災害の拡大を防止するための応急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に直ちに通報する。

第 3 情報の提供及び広報

地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合、地域住民に対して、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

第 3 節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

事業所の管理者等は、高圧ガス設備が被害を受け、ガスの漏えい等の異常事態が発生した場合、高圧ガスによる災害の拡大を防止するため、迅速で適切な緊急措置を実施する。また、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、地域住民に被害が及ばないように努める。

第1 災害応急対策

1 地震防災体制の確立

(1) 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保するとともに、地震の規模に応じて、保安防災、避難救護、広報等の地震防災組織を配置する。

(2) 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況及び設備の状況を把握するとともに、災害報道などにより地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス設備等の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等に通報する。

第2 設備の被害状況点検及び応急対策

- 1 防災担当者は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について一次点検を行い、災害が発生している場合、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。
- 2 一次点検の結果、災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、保安設備点検等を実施する。

第3 広報

地震により災害が発生し、地域住民その他第三者に被害を及ぼすおそれのある場合、又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況及び避難の必要性等について、迅速で正確な情報提供を実施する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

事業所の管理者等は、毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合、流出による被害の拡大を防止するため、当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し早急に避難させる。

第1 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努める。

第2 地震により災害が発生し、当該施設の従業員、市災害対策本部、地域住民等に被害を及ぼした場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合、災害の状況及び避難の必要性等について、正確な情報を速やかに提供する。

第5節 放射性物質取扱施設対策計画

放射性物質による事故等が発生した場合、周辺地域の住民等に重大な影響を及ぼすことになる。このため、事業所の管理者等は、放射線から住民の生命・健康を守るための緊急措置を講じる。

第 1 放射性物質取扱施設事業者

- 1 事故等の発生について、瀬戸労働基準監督署、愛知警察署、市等に通報する。
- 2 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

第 2 市

- 1 放射性物質取り扱い施設事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、直ちに県に事故等の発生について通報する。
- 2 放射性物質取り扱い施設事業者に対して、災害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講じ、必要があるときは警戒区域を設定する。また、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- 3 放射性物質に係る消防活動及び緊急活動については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」に沿って実施する。

第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策

第 1 節 医療救護

地震災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息など多くの障害が予測され、その程度も軽傷から死亡まで様々になると考えられる。特に、災害初期では、医療及び助産活動が生命の存否に直結することも多いため、迅速な対応が必要になる。

しかし、医療機関そのものが地震動又は火災によって本来の機能を発揮することが不可能となる場合や、救護班の派遣及び患者搬送が、交通麻痺によって不可能となる場合も考えられ、このような場合、医療及び助産対策は難渋するものと予想される。

したがって、市及び関係機関は、社団法人東名古屋医師会長久手支部、日本赤十字社愛知県支部、災害拠点病院、災害拠点精神科病院との広範囲な相互協力体制を確立する必要がある。

また、市は県が実施する保健医療調整会議に参画して医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

第 1 大規模災害発生時の対応

1 災害初期

地元医師会が臨機応急な医療及び助産活動に努める。

2 災害中期以降

県医師会、日本赤十字社、国、県等の医療救護班の応援を要請する。

第 2 医療救護所の設置

地震災害発生時に市は、必要に応じ地区医師会との協力により医療救護所を設置し、災害発生の初期における地域の医療体制の確保に努める。

また、市は保健センターを医療救護所とし、医療品、医療材料等の備蓄や整備に努める。

第 3 医療救護班の編成及び活動

- 1 医療救護班は、おおむね医師 1～3 名、看護師 2～3 名、事務委員（薬剤師等を含む）

- 1～2名とする。
- 2 医療救護班については、医療救護所において医療救護を実施し、必要に応じ各避難所等において巡回診療を行う。
- 3 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておく。
- 4 医療救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関に搬送する。

第4 救急搬送の実施

- 1 患者の搬送は、原則として地元及び尾三消防組合等の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- 2 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- 3 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- 4 重篤患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

第5 医薬品、医療機器及び衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の地域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請を行う。

また、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、名古屋市消防航空等にヘリコプター等の派遣を要請する。

第6 記録等

- 1 救護班診察記録（様式第26）
- 2 救護班医薬品・衛生材料使用簿（様式第27）
- 3 救護班の編成及び活動記録（様式第28）
- 4 医薬品・衛生材料受払簿（様式第29）
- 5 病院・診療所医療実施状況（様式第30）
- 6 助産台帳（様式第31）
- 7 医薬品・衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 8 助産関係支払証拠書類

第7 医療及び助産の報告

市長は、災害救助法が適用され、医療及び助産を実施した場合、その人員等について県知事（尾張方面本部を經由）に報告する。

第8 災害救助法の適用

県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務について市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することになる。

第2節 防疫・保健衛生

市は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症

流行を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）に基づいて、防疫措置を迅速に実施する。

第1 防疫組織

市は、災害対策本部の中に防疫組織を設け、被害状況の早期把握に努める。

第2 防疫活動

- 1 市は、県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活用水とする水の供給を行う。
- 2 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 感染症患者又は保菌者が発見された場合、直ちに感染症指定医療機関に収容する。感染症指定医療機関への収容が困難なときは、適当と認める病院に収容する。
- 4 市長は、臨時予防接種の実施について、県知事（瀬戸保健所を経由）から命じられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

第3 栄養指導等

- 1 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- 2 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

第4 健康支援と心のケア

1 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等での保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、市民の健康状態の把握と対応を行う。

要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや会議職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

2 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいは、PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関へ橋渡しを行うなど、市民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

3 子供たちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

4 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

第5 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

第6 動物の保護

市は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

第7 記録等

防疫実施記録簿（様式第35）

第8 応援協力要請

市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県に防疫活動の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

（資料）

- ・ 防災資機材及び備蓄品（資料第8）
- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

第1節 道路交通規制等

警察及び道路管理者は、災害が発生した場合又は災害がまさに発生しようとする場合、災対法、道路法及び道路交通法の定めるところにより、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するために、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。

第1 規制措置

- 1 大地震が発生した場合、発生直後の第1次的交通規制として、人口集中地域を中心に、その周辺を含めた幹線道路において、緊急自動車及び緊急通行車両の確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。
第2次的交通規制として、被害状況に応じて第1次的交通規制を解除し、路線別、車種別、用途別、時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止又は制限する。
- 2 上記1による規制を受けない道路についても、その道路状況により通行を禁止又は制限する。
- 3 上記1及び2の措置をした場合、規制標識等によって、避難者及び運転者等に対し適時適切に広報する。
- 4 車両の通行を禁止又は制限する場合、道路管理者及び関係機関は、相互に緊密な連絡を

とり、適切な交通規制を行う。

- 5 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合、道路管理者及び関係機関は、協力して必要な対策を講じる。

第2 自動車運転者の措置

公安委員会による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われた場合、災害対策基本法第76条の2規定により、緊急交通路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

1 走行中

- (1) カーラジオ等から地震情報、交通情報を聴取した場合、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (2) 車両を置いて避難する場合、道路外の空地等に停車する。やむを得ず道路上に置いて避難する場合、道路の左端に寄せて停車する。運転者は、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックをせずに車両かを離れる。

2 車両を使用しての避難はしない。

3 車両の移動

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
 - (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (3) 警察官又は道路管理者等から移動等の命令を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等を行うこと。
- 4 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

第3 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

- 1 警察官は、通行禁止区域等において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行や災害応急対策活動の妨げになると認めた場合、緊急交通路において、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両、その他の物件の移動等の必要な措置を命じることができる。
- 2 上記1による措置を命ぜられた者が、当該措置をとらない場合、又は現場にいないため当該措置を命じることができない場合、警察官が自らその措置をとることができる。
- 3 自衛官は、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、上記1及び2の措置をとることができる。
- 4 消防吏員は、通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防機関用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、上記1及び2の措置をとることができる。

第2節 道路施設対策

第1 道路情報の収集及び関係機関との情報交換

被害を受けた道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機

関との間で情報の共有を行う。

第2 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、道路啓開ルートを確保するとともに応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

第3 応援協力要請

市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第3節 鉄軌道施設対策

愛知高速交通株式会社は、災害発生時に旅客等の救護・誘導を図り、また交通施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害施設を早期復旧して輸送の確保に努める。

第1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設置するとともに、関係機関に連絡通報を行い、速やかに応急対策を実施する。

第2 応急措置

愛知高速交通株式会社の規定に従い、下記の応急措置を行う。

1 運転関係

- (1) 運転指令長は、一定規模以上の地震を感知したときは、直ちに全列車を停止させる。
- (2) 無線等により旅客に対して適切な指示誘導を行う。
- (3) 車両、軌道、構造物、電気施設等の状況等情報収集に努め、各駅及び車両乗客へ適
- (4) 他の輸送機関との連絡を密にし、必要に応じて代替輸送等の措置を行う。
- (5) 運転再開後の折り返し運転等の運転状況について旅客への周知徹底を図る。

2 駅関係

- (1) 避難口の状況、落下物等への注意を与え、混乱の防止を図りつつ駅構内及びその周辺における旅客等の安全確保、救護活動を行う。
- (2) 運転指令と連絡のうえ、また周辺の被害状況等の把握につとめ、旅客等に対して適切な情報提供を行う。

3 施設関係

- (1) 規定に従い車両、軌道、構造物、電気施設等を巡回し、点検、警備を行う。
- (2) 被害が発生したときは速やかに応急復旧にかかり、また必要に応じ所轄警察署に交通規制等の要請をする。

第3 その他災害対策

愛知高速交通株式会社は、市と協同で必要とされる災害応急対策、復旧対策を行うものとする。

第4節 緊急輸送手段の確保

市及び関係機関は、地震災害時における応急対策の実施にあたり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、また鉄軌道事業者との連携により緊急輸送体制を確保する。

第 1 車両の確保等

大地震時における輸送車両、鉄軌道車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

なお、市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時
- 5 その他必要事項

第 2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- 1 応急（復旧）対策作業に従事する者
- 2 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- 3 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- 4 医薬品、衛生機材等
- 5 応急（復旧）対策用資材及び機材
- 6 その他必要な人員、物資及び機材
- 7 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

第 3 記録等

- 1 輸送記録簿（様式第 60）
- 2 燃料及び消耗品受払簿（様式第 61）
- 3 輸送車両修繕簿（様式第 62）
- 4 輸送費関係支払証拠書類

第 4 緊急通行車両の確認等

- 1 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、災対法施行令第 33 条第 1 項に基づき「緊急通行車両確認申出書（様式第 52）」に必要事項を記載のうえ、愛知警察署に確認申出を行うこととする。

愛知警察署は、緊急通行車両であると確認したときは「緊急通行車両確認証明書（様式第 53）」を「標章（様式第 54）」とともに申出者に交付する。

- 2 規制対象除外車両の使用者は、「規制除外車両事前届出書（様式第 55）」を愛知警察署に提出する。

第 9 章 浸水対策

市及び関係機関は、堤防の亀裂、水門、桶門等の損壊による浸水のおそれがある場合、又は浸水による水災に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急対策活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

第1 監視、警戒及び応急復旧活動

地震に起因する災害が発生した場合、直ちに河川、水路等を巡視し、危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。また、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行う。

第2 浸水対策資機材

- 1 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定める。
- 2 地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定める。

第3 漏水、溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防、樋門等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難所の開設・運営

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事から委任された市長）

第2 対象者

次に掲げる者で縁故避難等ができず、収容を必要とする者とする。

- 1 災害によって実際に被害を受けた者で次に掲げる者
 - (1) 住家が全壊、流出、半壊、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
 - (2) 市内において宿泊し、来訪し、又は通りかかった者で自宅等へ帰れない者
- 2 災害によって被害を受けるおそれがある者で次に掲げる者
 - (1) 避難指示等を受けた者
 - (2) 避難指示等を受けていないが、緊急避難の必要がある者

第3 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

第4 避難所の開設周知

市長は、避難所を開設したときは、広報車、伝達員等により地域住民に周知する。

第5 避難所の運営と安全管理

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るために、避難所に市職員等を派遣させ、安全管理に努めるとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、避難所を開設した場合に、関係機関等による支援が円滑に講じられ

るよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

できる限り自主防災組織等の協力を得て管理を行うとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

1 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

長久手市小・中学校避難所運営マニュアル及び愛知県避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

2 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力、物資の備蓄量等からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票等の有無に関わらず適切に受け入れるものとする。

3 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

4 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。**そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずること。**

5 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

6 避難者への情報提供

常に、市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法については、点字の活用、筆談、手話・通訳者の派遣依頼等配慮するものとする。

7 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、「長久手市避難行動要支援者支援マニュアル」に従い、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師・ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

8 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、該当者があるかどうかを炊き出しの調理開始前、配給品の配布前等、その都度事前に確認する。また、食事の材料や調味料などの成分を表示した献立表の掲示をする、炊き出しでは個別に調理する等の配慮すること。

9 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

10 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

11 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

12 車中泊避難を行うためのスペース

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

13 ペットの取扱

避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録させる。必要に応じてペットの飼養場所の確保に努めるものとし、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱事業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

14 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるように努めるものとする。

- (1) プライバシーの確保状況
- (2) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (3) 洗濯等の頻度
- (4) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- (5) 暑さ・寒さ対策の必要性

- (6) 食料の確保、配食等の状況
- (7) し尿及びごみの処理状況
- (8) 避難者の健康状態
- (9) 指定避難所の衛生状態

15 健康管理

避難所での避難者の健康状態を調査するとともに、避難所の衛生管理に万全を期すること。

また、避難所における炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所における被災者の食生活支援・相談を行う。

16 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会への業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

17 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるものとする。

第6 避難所開設の期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第7 災害救助法の適用

県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務について市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することになる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

第8 応援協力要請及び広域一時滞在に係る協議

- 1 市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に避難所の開設について応援を要請する。
- 2 市長は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第9 避難所開設の記録

市は、避難所を開設した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- 1 避難者名簿（様式第7）
- 2 避難所収容台帳（様式第8）
- 3 避難所用物品受払簿（様式第9）
- 4 避難所設置及び収容状況（様式第10）
- 5 避難指示記録簿（様式第11）
- 6 避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類
- 7 ペット台帳

第10 報告

市長は、災害救助法が適用され、避難所を開設した場合、次の事項を県知事（尾張方面本部を経由）に報告する。

- 1 避難所の開設箇所
- 2 避難所への収容人員
- 3 避難所の開設予定期間
（資料）
 - ・ 避難所一覧表（資料第11）

第2節 要配慮者支援対策

第1 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

第2 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

第3 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

第4 福祉サービスの継続支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

第5 県に対する広域的な応援要請

市は、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

第6 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。また、次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行う。

- 1 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- 2 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- 3 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第7 災害救助法の適用

県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害

の場合は、県が実施機関となる当該事務について市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することになる。

第3節 帰宅困難者対策

地震により大きな災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者、出張者、買物客、旅行者等が大量に生じることが想定される。このため、市は、このような帰宅困難者に対する対応について考慮する必要がある。

帰宅困難者に対する対応は、応急収容活動に限られるものではなく、情報・広報活動や徒歩帰宅支援等、多岐にわたるため、被害状況によっては、市単独では十分な対応ができないことも予想される。したがって、周辺自治体、大型小売店（百貨店、スーパー）、コンビニエンスストア等、民間企業も含めた相互協力が必要不可欠である。

第1 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。その際、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。また、防災関係機関と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況、運転再開の見込み、政府、愛知県、近隣市町村の対応方針等について広報を行う。

広報にあたっては、鉄道事業者や報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切な情報提供ができるよう措置する。

第2 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等の情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

第3 その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

第4 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

1 食料・水の提供

帰宅困難者が発生した場合、市及び防災関係機関の備蓄物資だけでは不十分となる場合も考えられる。このような場合、市は、愛知県及び近隣市町と連携をとりつつ、帰宅困難者に対する食料、水の提供について検討し、愛知県及び物資関係省庁に調達を依頼する。

2 徒歩帰宅等の支援

市は、関係する機関等と連携し、食料や水、休息場所の提供を行う徒歩帰宅支援所の開設を行う。また、徒歩帰宅が困難な高齢者等のための避難所や輸送手段の確保等、必要な措置を講じる。

第5 事業者や学校等における措置

事業者等は、発災時には、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見

極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

(資料)

- ・ 愛知県応急用米穀取扱要領（資料第32）

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

地震災害においては、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに、民心の安定のため迅速で適切な広報活動を行い、社会秩序の保全を図る必要がある。

市及び関係機関は、救援の具体策として、災害救助法を適用して、被災住民に対し最低限必要な衣、食、住を給与する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1節 給水

水道の普及率が高まった今日、飲料水を水道以外に求めることは難しいことから、地震災害時の断水は、住民の生活や応急対策に大きな影響を及ぼすことが予想される。

このため、愛知中部水道企業団は、断水が生じた場合、速やかに非常用水源の確保、及び応急給水の体制を確立する。

第1 応急給水体制の確立

1 応急給水用資機材の整備と点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜鉛素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を日ごろから整備し、点検補修しておく。また、借り上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を日ごろから把握しておく。

2 給水の方法

給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」、あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は災害の程度、内容等によって臨機に対応する。なお、給水は、すべての被災者に対して平等に配給する必要があるが、人命救助を担う病院、助産施設への給水を最優先するよう配慮する。取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

第2 記録等

- 1 飲料水供給記録簿（様式第21）
- 2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品・資材受払簿（様式第22）

- 3 給水用機械器具修繕簿（様式第 23）
- 4 飲料水供給のための支払証拠書類

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第 50）

第 2 節 食品の供給

地震等広域にわたる非常災害時において、食料の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。このため、市は、必要食料品の確保に努めるとともに、迅速に米穀等主食の応急供給、副食品の調達斡旋の措置を講じる。

第 1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第 2 対象者

炊き出しその他による食品の供給を受けることができる者は、次のとおり。

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等のため、炊事ができない者
- 3 旅行者、一般家庭への来訪者であって、食品の持ち合わせがなく、調達できない者
- 4 被害を受け一時縁故先等へ避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

第 3 食品の供給

1 実施場所

避難所又はその付近において実施する。

2 供給の方法

- (1) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日分の食料を備蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄する。
- (2) 原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添える。在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (3) 応急的措置としてアルファ米、缶入りパン等の備蓄食料をもって行い、給与機関及び被災者の実態を考えて必要に応じ炊出しを行う。熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。
 - ・ 第 1 段階 アルファ米、缶入りパンなど
 - ・ 第 2 段階 おにぎり、パン、弁当など
- (4) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品（アレルギー成分表示のある。）を供給する。

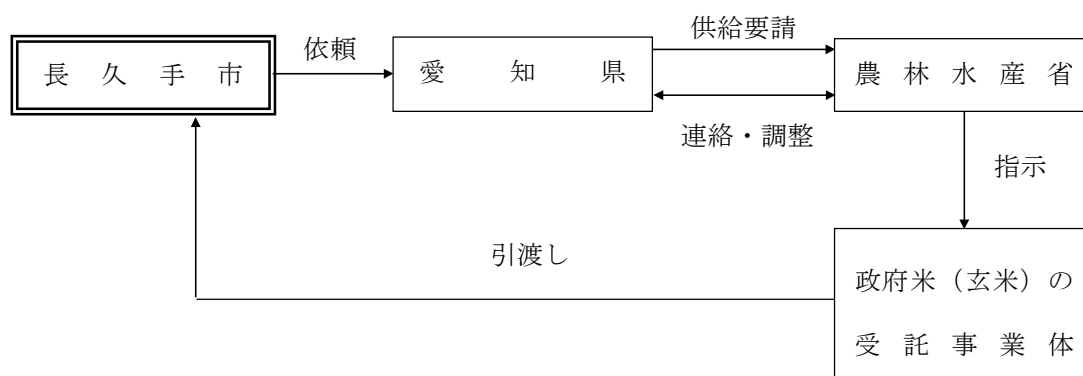
3 食品の管理

- (1) 炊き出し及び食品の給与を実施する現場ごとに責任者を定めて、迅速正確に行う。
- (2) 炊き出しに際しては、実施機関及び被災者の実態を考え、その規模を縮小するなど必要な措置を講じる。
- (3) 避難所等における炊き出し等の食品の供給における衛生的取り扱いには十分配慮する。

4 米穀の応急供給

- (1) 市長は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、事前に小売販売業者団体等と米穀の供給協定を締結し、応急時には自ら米穀を確保する。
- (2) 市長は、自ら米穀の確保が困難な場合にあつては、県知事に申請して売却決定通知を受ける。災害救助法適用時の米穀の確保は、次の手続による。
- (3) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により市内に稼働施設がない場合は、他市町村の施設の活用を申し入れる。

＜炊き出し用として米穀を確保する手順図＞



市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県、農林水産省と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11章の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

なお、市長は、緊急に必要とする場合、電話等により県知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請することができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに県知事に報告する。

第4 供給期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第5 費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第6 応援協力要請

市長は、備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合、他市町村又は県にその実施、又はこれに要する人員及び食品について応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第7 記録

市は、炊き出し等を実施した場合、次の帳簿等を整理し、保存する。

- 1 炊き出し給与簿（様式第 18）
- 2 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（様式第 19）
- 3 炊き出し用物品借用簿（様式第 20）
- 4 炊き出しその他による食品供給のための食料購入代金等支払証拠書類

第8 報告

市長は、災害救助法が適用され、炊き出しを実施した場合、次の事項を直ちに、県知事（尾張方面本部を經由）に報告する。

- 1 炊き出し場所又は箇所数
- 2 給食人員及び給食数
- 3 炊き出し予定期間
（資料）
 - ・ 応急用米穀取扱要領（資料第 32）
 - ・ 災害協定一覧（資料第 50）

第3節 生活必需品の供給

市は、災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの物資を供給する。

（上に同じ）

第1 物資の備蓄と調達

- 1 災害に備え、生活必需物資をそれぞれ中学校区毎の防災倉庫に分散備蓄する。
- 2 災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、関係業界との連携を図る。
- 3 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第2 応援要請

生活必需品の供給を行うことが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

第3 避難所資機材の供給

市は、避難所生活に必要な最低限の発電機、照明器具、水槽、簡易トイレ等を防災倉庫に備蓄し、これらの資機材を供給する。

第4 記録等

- 1 物資受払簿（様式第 24）
- 2 物資給与及び受領簿（様式第 25）
- 3 物資購入関係支払証拠書類
（資料）
 - ・ 災害協定一覧（資料第 50）

第5 応援協力要請

市長は、自ら生活必需品の供給又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県に生活必需品の供給又は貸与の実施、又はこれに要する人員について応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(資料)

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

地震災害発生後には、工事、事業場の損壊等に伴う有害物質の漏出、及び倒壊建築物等の解体に伴う粉じんの飛散等によって、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。このため、市は、被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止を図る。また、災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策

市は、被害状況を検討し、事業者に対して、汚染物質の流出、拡散防止のための措置を講じるよう指導する。

第2節 地域安全対策

大地震発生直後は、建物の倒壊、火災、道路の損壊、電話の不通、停電、ガス漏れ、犯罪の発生などにより、社会生活が一時的に麻痺状態となる。その後、時間の経過とともに、被災者の不安・動揺の高まり、生活必需品の欠乏が顕著となり、物の買占め、売り惜しみ、不当価格販売、及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、大地震災害が発生した場合、早期に警備体制を確立し、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡のもとに災害情報の収集、交通の確保、犯罪の予防等の災害警備活動を推進する。

第1 情報の収集・伝達

災害応急対策活動を実施するのに必要な情報、特に被害の実態及び被害拡大の見通しに関する情報を重点的に収集し、速やかに関係機関に伝達する。

第2 被災者の救出・負傷者の救護

被害の程度に応じて救出部隊を派遣し、倒壊家屋の密集地、病院等、多数の人が集合する場所を重点的に、各種救出資機材を活用して救出及び救護を実施する。

第3 危険箇所の警戒・住民に対する避難誘導等

1 危険箇所の警戒

火災、爆発、建築物の倒壊等により危険な事態が発生、又は発生するおそれがある場合、

関係者以外の者の立入りを制限、禁止、又は退去を命じる。

2 避難誘導

住民が安全で迅速に避難できるよう、避難先への誘導に努めるものとする。誘導にあたっては、集団避難を原則とし、傷病者、身体障がい者、老人、幼児等の避難を優先して行う。

第4 避難路・緊急輸送路の確保、交通混乱の防止・交通秩序の確保

避難誘導にあたっては、道路・広場等の被災状況、家屋・電柱・その他工作物の倒壊状況、ガス管・水道管の破裂の有無、道路、橋の損傷及び浸水状況、火災については風向き、規模、輻射熱の状況等を把握し、速やかに避難路を決定、確保する。

第5 社会秩序の維持対策

1 保安対策

- (1) 危険物等の貯蔵施設に対して警戒要員を派遣し、警戒区域（警戒線）内への立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。
- (2) 砲火薬類の所有者等に対して、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導を行う。

2 地域安全対策

- (1) 避難後の住宅密集地域、避難所、食料倉庫、金融機関等の防犯対象地域、及び各種犯罪の多発地域等を重点的に、警ら警戒及び広報活動等を強化し、犯罪の未然防止に努める。
- (2) 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について協力を要請する。

3 生活経済対策

被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、及び暴利販売等についての取締りを強化する。

第6 広報・相談活動

1 広報活動

被災者の不安解消、混乱防止のため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難所、避難経路、救護所の設置場所、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

2 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、行方不明者、迷子等の各種相談活動を行う。

第7 検視・行方不明者の搜索

1 遺体の検視

遺体の見分については、死体取扱規則の定めるところにより、死体見分調書（多数の遺体のときは、多数死体見分調書）を作成し、必要な措置をとる。

なお、身元不明の遺体に対しては見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して事後に身元確認ができる措置をとり、関係機関に引き継ぐ。

2 行方不明者の搜索

行方不明者については、届出、受理の適正を期し、速やかに把握資料等と照合するほか、必要な手配、搜索活動を行うとともに、関係情報の入手に努め、関係機関の協力を得て早期発見に努める。

市は、地震災害の発生により死者が出たものと判断した場合、速やかに捜索・収容を行い、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

また、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 捜索の方法

- 1 捜索を迅速で的確に行うため、必要に応じ消防関係者を主力とした捜索班を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、遺体を発見した場合、その場で警察官の検視（調査）を得たのち速やかに収容する。検視（調査）を得ることができない場合、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえ収容する。
- 2 遺体が流出により、他市町に漂流していると予測される場合、遺体漂着が予測される市町に対し捜索を要請する。

第3 捜索期間

災害救助法が適用される場合は同法により、同法が適用されない場合は同法に準じた期間とする。

第4 捜索費用の負担

- 1 災害救助法が適用になった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第5 捜索の記録

市は、遺体の捜索を実施した場合、「遺体捜索状況記録簿（様式第32）」を整理し、保存する。

第6 捜索の報告

市長は、災害救助法が適用され、捜索を実施した場合、捜索を必要とした者の数を県知事（尾張方面本部を経由）に報告する。

第7 応援協力要請

市長は、自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市長村又は県にこれらの実施、又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第2節 遺体の処理

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 処理の方法

- 1 遺体については、速やかに医師に依頼して遺体の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。
- 2 検視（調査）及び検案を終了した遺体について、おおむね次により処理する。
 - (1) 遺体識別のため、遺体洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
 - (2) 遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院などの施設を利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺等を調達し、埋火葬の措置をするまで一時保存する。なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。
 - (3) 遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

第3 処理の期間

遺体の捜索に準じる。

第4 処理費用の負担

- 1 災害救助法が適用になった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第5 処理の記録

市は、遺体の処理を行った場合、「遺体処理台帳（様式第33）」を整理し、保存する。

第6 処理の報告

市長は、災害救助法が適用され、処理を実施した場合、遺体の処理数を県知事（尾張方面本部を経由）に報告する。

第7 応援協力要請

市長は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市長村又は県にこれらの実施、又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第3節 遺体の埋火葬

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 埋火葬の方法

棺、骨つぼ等を遺族に支給するなど現物給付をもって行う。埋火葬に際しては、次の点

に留意する。

- 1 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 2 被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人として取り扱う。

第3 埋火葬の期間

遺体の捜索に準じる。

第4 埋火葬の費用負担

- 1 災害救助法が適用になった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第5 埋火葬の記録

市は、遺体の埋火葬を行った場合、「埋火葬台帳（様式第34）」を整理し、保存する。

第6 埋火葬の報告

市長は、災害救助法が適用され、埋火葬を実施した場合、埋火葬数を県知事（尾張方面本部を経由）に報告する。

第7 応援協力要請

市長は、自ら埋葬の実施が困難な場合、他市長村又は県にこれらの実施、又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第14章 ライフライン施設等の応急対策

電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても速やかな供給の再開が必要となるため、そのための応急工事及び保安等について定める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

電力会社は、被害復旧対策にとって必要不可欠な条件の電力を円滑に供給するため、地震発生後は被害状況の把握、要員及び資機材の確保を速やかに行い、迅速で的確な応急復旧を実施する。

第1 災害応急対策

- 1 実施責任者
中部電力株式会社
- 2 情報の収集と伝達
通信の確保を図り、災害による被害情報の収集と伝達を行う。

3 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、当該範囲に対して直ちに送電遮断等の適切な危険予防措置を講じる。

4 優先復旧施設

- (1) 人命にかかわる病院
- (2) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関
- (3) 避難施設

5 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

6 要員及び資機材の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じて請負会社等及び他電力会社に応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合、他電力会社に融通を依頼する。

第2 広報サービス体制

1 需要家に対する広報サービス

広報車、テレビ・ラジオ等の広報機関、その他を通じて、電気の復旧状況及び公衆感電事故防止を主体とした広報をPRする。また、被災地域における需要家の電気相談、及び公衆感電事故防止PRのため、移動相談所を開設する。

2 地域防災機関との強調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第2節 ガス施設対策

ガス会社は、ガス施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発などの二次災害の防止を図るとともに早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは可能な限りガスの供給を継続する。

第1 災害応急対策

1 実施責任者

東邦ガス株式会社及びプロパンガス取扱事業者（以下「ガス会社」という。）

2 情報の収集

供給区域内の地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定する。また、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況・漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

3 緊急対応措置の実施

- (1) 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。
 - ア 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
 - イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合
- (2) 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。
 - ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - イ ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

4 緊急動員

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員は、災害対策規程等によって定める動員体制により行う。

5 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対して、直ちに復旧作業を行う。復旧作業にあたっては、二次災害の発生防止に万全を期す。なお、災害対策本部、緊急指定病院、避難施設、救護所等の重要施設については、可能な限り早期復旧に努める。

- (1) 需要家のメーターコック閉止の確認
- (2) 導管の被害箇所の調査及び修理
- (3) 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- (4) 需要家の開栓、試点火

第2 広報活動

広報車の巡回、報道機関を通じて、ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等と呼びかける。また、広報の内容、広報を行った地域等について、市災害対策本部に連絡する。

第3 応援協力要請

ガス会社は、応急工事が実施困難な場合、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人全国LPガス協会に要請して他のガス事業者の応援を受ける。

第3節 上水道施設対策

愛知中部水道企業団は、水道施設の被災によって、水道の給水機能を継続できなくなった場合、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する。また、被害施設の早期復旧、給水の早期再開のために、取水・導水・浄水施設の機能確保を図りながら、配水場間の送水管路や配水場からの重要給水施設に至る配水管路を最優先として、配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進める。

また、応急給水及び施設の復旧は、被災規模に応じた迅速な対応ができるよう支援体制を確立する。

第1 支援体制

愛知中部水道企業団は、単独では施設の復旧が困難な場合、近隣市町村又は県に応援を要請する。この要請は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行う。

また、県は被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者の被災情報を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図る。

第2 配管設備破損の場合

応急修理によって給水の再開を図るほか、弁操作によって他系統の管網を利用する給水も検討する。

第3 その他

- 1 指定工事店等との連絡を密にして、災害時の緊急体制を確立する。
- 2 復旧時には仮配管等が必要となることから、平常時から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておく。
- 3 近隣の上水道配水管を利用した部分給水も視野に入れ、早期給水の再開を図る。

第4節 下水道施設対策

地震により下水管渠、ポンプ場、終末処理場が被害を受けた場合、下水処理の機能障害によって、市民の生活に支障をきたすだけでなく、衛生的にも住民の健康や周辺環境に悪影響を及ぼす。このため、市は、これらの被害に対して機能回復を図るための応急措置を講じる。

災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他異常があることを把握したときは、必要な措置を講ずる。

第1 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

第2 ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達のうえ緊急措置を講じる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても、速やかな対応ができるよう努める。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

第5節 通信施設の応急措置

第1 市及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集を行える状態にすることは有効である。

1 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

2 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など。

3 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(1) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県の実施事項

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきと判断した場合は、SSID「AichiFreeWi-Fi」について通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「AichiFreeWi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

第2 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努める。

- 1 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- 2 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- 3 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるよう措置を講ずる。
- 4 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るために、日本郵便株式会社が行う応急の措置として以下のものがあり、市はこれらの措置について把握し、住民等に周知するよう努めるものとする。

第1 郵便物の送達の確保

- 1 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路、方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等、応急措置を講ずる。

- 2 災害時において、重要な郵便物の送達の確保、又は交通の途絶のためなど、やむを得ず地域及び期間を限って郵便物の運送もしくは集配便の減便、休止を行う。

第2 窓口業務の維持

窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお各店舗は、災害の実情に応じ、次のとおり郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金を免除する。
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除する。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

第1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

第2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び海路・空路の活用

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 住宅対策

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するため必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急処理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度を判定し、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第1 被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置

市の区域で判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

第2 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定活動を実施する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 被災住宅等の調査

第1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- 1 住家の被害状況
- 2 被災地における住民の動向
- 3 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- 4 その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第2 県における措置

県は、災害のため住宅に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、市が行う調査を支援する。

- 1 住宅の被害状況
- 2 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- 3 住宅に関する市の緊急措置の状況及び予定
- 4 応急仮設住宅建設現地活動上の支援事項等
- 5 その他住宅の応急対策上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

愛知県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして、公社が管理する公共賃貸住宅の空き家を提供し、暫定的な住生活の安定を

図るものとしている。市は、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、こうした緊急措置について周知を図り、また公社等に必要な情報を提供するものとする。

第1 提供する住宅の選定・確保

公社が提供する住宅を選定するにあたって、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空家を確保する必要があるため、必要な情報を公社等へ提供する。

第2 相談窓口の開設等の情報提供

公社等による入居相談窓口の開設、一時入居の条件、使用料等の減免措置等について住民への周知を図る。

第3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

第4 応援協力関係

被災者数が多く、公共賃貸住宅のみでは対応が難しい場合は、関係団体等に対し協力要請を行い、必要な戸数の確保に努める。この場合、必要な情報の収集、提供に努めるものとする。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）した場合、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、自力では住宅の確保、応急修理、障害物の除去ができない者に対して、応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理、障害物の除去が必要となるため、その方法について定める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅のみでは膨大な需要に迅速に対応できないような巨大災害では、賃貸住宅の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第2 応急仮設住宅

1 収容対象者

住家が全壊、全焼、流失、埋没又は土石、竹木等の流入により、住むことが不可能な状態にあり、自力では住宅の建築ができない者。

2 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、二次災害に充分配慮する。

3 応急仮設住宅の設置方法

(1) 建設戸数

被災者からの応急仮設住宅入居申請書（様式第 36）を選定の上、必要戸数を算出する。ただし、建設戸数は、市から県に要望し、県が決定する。なお、1 戸当たりの面積は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）によるものとする。

(2) 設置場所の選定

ア 設置場所の選定にあたっては、長久手市避難場所選定基準に基づき、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合、後日、問題が起らないよう十分協議の上、選定する。

イ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生計の見通しについても考慮する。

(3) 設置方法

市が用意した建設用地に、県が所定の整備基準により直接建設事業者からリース、買収により設置する。

(4) 入居者の選定

市長は、入居者の選定にあたっては次の事項を考慮するとともに、地域の民生委員等の意見を聞き、十分に調査し、入居必要度の高い者から順次入居させる。世帯の基準は以下のとおり。また、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

ア 難病患者、障がい者（障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A・B ランク、精神障がい者）にあたっては障害年金 1 級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」のいる世帯、乳幼児（3 歳以下）のいる世帯、妊婦のいる世帯

イ 12 歳以下のいる母子・父子家庭、障害者手帳 3・4 級、病弱な人、被災により負傷した人、一時避難により身体の衰弱した人のいる世帯

ウ 65 歳以上の高齢者のいる世帯

エ その他の世帯

(5) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅を供与する期間は、工事完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項の規定による期限内（2 年以内）とし、入居者との間に応急仮設住宅貸借契約を結ぶ。

市は、できるだけ早い機会に他の住宅へ転居させるよう次の措置を講じる。

ア 公営住宅への入居の斡旋

イ 住宅金融公庫等資金借入の指導

ウ その他

(6) 応急仮設住宅の管理及び処分

ア 応急仮設住宅は、被災者に対し一時的居住の場所を与えるための仮設建築物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

イ 供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

4 応急仮設住宅の着工時期

応急仮設住宅の建設に着工する時期は、災害発生の日から原則 20 日以内とする。

5 応急仮設住宅の記録

市は、応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 応急仮設住宅入居申請書（様式第 36）
- (2) 応急仮設住宅入居申請者名簿（様式第 37）
- (3) 応急仮設住宅入居決定通知書（様式第 38）
- (4) 応急仮設住宅用土地賃貸借契約書（様式第 39）
- (5) 応急仮設住宅入居契約書（様式第 40）
- (6) 応急仮設住宅入居者台帳（様式第 41）
- (7) 応急仮設住宅建築のための台帳、原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (8) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- (9) 上記のほか、直営工事の場合、工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿等を整理する。

第 3 応急仮設住宅費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第 4 住宅の仮設報告

市長は、災害救助法を受けた場合、応急仮設住宅の設置に関する次の事項を県知事（尾張方面本部を經由）に報告する。

1 応急仮設住宅

- (1) 建設要望の有無
- (2) 建設要望戸数・調整
- (3) 応急仮設住宅建設予定地状況報告書

第 5 応援協力要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第 50）

第 5 節 住宅の応急修理

第 1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）
（局地災害の場合、県は市長への委任を想定）

第 2 住宅の応急処理

1 応急修理を受ける者の範囲

- (1) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急処

理をすることができない者

(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 応急修理の対象戸数

応急修理を希望する者からの「住宅応急修理申請書（様式第42）」を選定の上、必要戸数を算出する。ただし、応急修理を行う戸数は、半壊又は半焼した世帯数の3割以内とする。

3 応急修理の箇所

災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を実施する。

4 応急修理の選定

応急修理の対象住宅に居住しているもので、自らの資力では修理できない者で、修理の選定にあっては、応急仮設住宅の入居者の選定に準じて行う。

5 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6ヵ月以内）に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

6 応急修理の記録

市は、住宅の応急修理を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 住宅応急修理申請書（様式第42）
- (2) 住宅応急修理申請者名簿（様式第43）
- (3) 住宅応急修理対象者選定調書（様式第44）
- (4) 住宅応急修理決定通知書（様式第45）
- (5) 住宅応急修理記録簿（様式第46）
- (6) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書
- (7) 住宅の応急修理のための関係支払証拠書類

第3 応急修理費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第4 応急修理の報告

市長は、災害救助法が適用され、住宅の応急修理を行った場合、次の事項を県知事（尾張方面本部を経由）に報告する。

1 応急修理

- (1) 応急修理を必要とする世帯数
- (2) 応急修理完了世帯数

第5 応援協力要請

市長は、自ら住宅の応急修理を行うことが困難な場合、他の市町村又は県にこれらの実施、又はそれに要する要員及び建築資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第 50）

第 6 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するものとする。

第 7 被災住宅等の復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。

第 6 節 障害物の除去

市は、倒壊した建物、電柱、その他工作物、又は斜面崩壊による土石、竹木等が、住居又はその周辺にまで及んだため、一時的に居住することができない状態にあって、自力では障害物を除去することができない者に対して、当面の生活を営めるよう障害物の除去を行う。

第 1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事又は県知事から委任された市長）

第 2 障害物の除去の実施

1 対象者

地震によって倒壊した建物、電柱、その他工作物、又は斜面崩壊による土石、竹木等が、居室、炊事場、便所等、日常生活に欠くことのできない部分に及んだため、一時的に居住することができない状態にあって、自らの資力では障害物を除去することができない者。

2 実施方法

市自ら又は土木業者に請負わせて実施する。

3 障害物の保管場所

- (1) 公共用地で二次災害の危険性のない場所
- (2) 道路交通の支障とならない場所

4 除去の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内に完了する。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

5 記録等

市は、障害物の除去を実施した場合、次の帳簿を整理し、保存する。

- (1) 障害物除去の状況記録簿（様式第 49）
- (2) 障害物除去支出関係証拠書類

第 3 除去理費用の負担

1 災害救助法が適用になった場合

県負担

2 その他の場合

市負担

第4 除去の報告

市長は、災害救助法が適用され、障害物の除去を行った場合、次の事項を県知事（尾張方面本部を經由）に報告する。

- 1 障害物の除去を必要とする世帯数
- 2 除去完了世帯数

第5 応援協力要請

市長は、自ら障害物の除去を行うことが困難な場合、他の市町村又は県にこれらの実施、又はそれに要する人員及び土木資機材について応援を要請する。

（資料）

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第16章 学校における対策

地震災害のため児童、生徒に対して平常時の学校教育を実施することが困難となった場合、教育施設の確保、教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、県知事及び県知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

第1節 地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

第1 災害に関する予警報等の把握及び伝達

災害が発生するおそれがある場合、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

1 市立小中学校

教育委員会は、風水害等災害対策計画第3編第2章第1節第1の伝達系統によって市に伝達された情報を各学校に対して伝達する。

2 市立保育園

市長は、風水害等災害対策計画第3編第2章第1節第1の伝達系統によって市に伝達された情報を各保育園に対して伝達する。

3 県立学校

あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

4 私立学校（幼稚園含む）

学校長等は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を図る。

第2 臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合、学校長等は、教育委員会と協議して、あらかじめ定められた基準により臨時休校等の措置をとる。

第3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校

等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第4 登下校の指導

学校等（市立の小中学校及び保育園をいう。）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、事態に即応して第2編第10章第3節第4に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により登下校を指導する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

第1 教育施設の確保

県及び市の教育委員会並びに私立学校設置者は、教育施設の被災、あるいは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため以下の措置を講じる。

1 応急な教育施設の確保と授業等の実施

(1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

(2) 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業の実施をするなどの措置を講じる。

(3) 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

(4) 校舎等が集団避難施設となる場合

校舎等での避難生活が長期にわたる場合、応急教育活動と避難活動との調整を行い、早期授業の再開を図る。なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

第2 教職員の確保

県及び市の教育委員会、並びに私立学校設置者は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため児童、生徒を集団的に避難させた場合、当該校の教職員がそれに付き添って行くことを原則とする。

しかし、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得たうえで他校の教職員の援助を求め、又は臨時の教職員を採用するなどして、必要教職員の確保を図る。

第3節 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は破損し、就学上支障をきたした市立学校児童・生徒に対して、学用品等を給与する。

第1 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合、県知事から委任された市長）

第2 給与の方法

給与の対象となる児童、生徒を被災者台帳と当該学校における学籍簿等とを照合し、被害別及び学年別に対象人員を正確に把握する。教科書については、学年別、教科別及び発行所別に調査集計し、調達・配分する。教科書以外の学用品等については、対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入のうえ配分する。

第3 給与の範囲

学用品等の給与は、被害の実情等に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- 1 教科書及び教材
- 2 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆等の文房具
- 3 運動靴、傘、長靴等の通学用品

第4 給与の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から、教科書は1ヵ月以内、その他の学用品は15日以内に配分する。

第5 給与費用の負担

- 1 災害救助法が適用になった場合
県負担
- 2 その他の場合
市負担

第6 記録等

- 1 学用品交付簿（様式第47）
- 2 学用品購入（配分）計画表（様式第48）
- 3 学用品購入関係支払証拠書類
- 4 備蓄物資払出証拠書類

第17章 災害救助法の適用

県知事は、市町村の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であるとき、多数の者が生命、身体に危害を受けるおそれが生じたとき、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、災害救助法等を適用する。

第1 災害救助法の適用基準

市域の被害の状況が次の適用基準のうちいずれかに達したときは、直ちに県知事（尾張方面本部を經由）に災害救助法の適用を要請する。

- 1 被害世帯数が次の世帯数以上に達したとき
 - (1) 市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 80 世帯以上に達したとき
 - (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、市の被害世帯数が 40 世帯以上に達したとき
 - (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき
 - (4) 市の被害状況が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること
- 2 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

第2 被害世帯数の算定

被害は、その規模及び状況により被害の態様及び程度が一樣でないので、災害救助法では、次に示す世帯にそれぞれ換算して被害世帯数の算定を行うものとしている。

- 1 全壊、全焼、流出した世帯
- 2 半壊、半焼した世帯の 2 分の 1 世帯
- 3 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能の世帯の 3 分の 1 世帯

第3 救助の種類

救助の種類は、風水害等災害対策計画第3編第22章第3（救助の種類）に定めによる。

第4 救助の実施

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として救助を行う。なお、県が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、災害救助法第13条第1項の規定により、県知事より救助の委任を受けた市長が実施する。

市長が実施する災害発生から救助までの事務は、おおむね次のとおり。

- 1 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- 2 適用申請（市長から県知事へ）
- 3 適用（災害救助法による救助の実施）通知（県知事から市長へ）
- 4 災害救助法による救助の実施指示（市長＝本部長から関係各部へ）

第5 被災者の記録

- 1 市は、災害が発生した場合、「被災状況調査票（兼台帳）（様式第12）」によって被害状況を調査し、これを被災台帳とする。
 - 2 市は、災害による罹災証明書の発行の必要が生じた場合、次の要領により行う。
 - (1) 被害状況の確認ができないときは、本人の申し出により「罹災（届出）証明書申請書（様式第13）」を発行する。
 - (2) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、本人の申し出により「罹災証明書（様式第14）」を発行する。
- （資料）
- ・ 災害救助法施行細則（資料第30）
 - ・ 災害救助法の適用基準（資料第31）

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

市は、大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、必要に応じ復興計画を策定し、計画的に復興を進めるとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、状況により、国や他の地方公共団体等に対し職員の派遣等の協力を求める。

復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする場合、国の復興基本方針や県復興方針に即して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

第1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

第3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

また、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

第1節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に取り入れて施行する。

各種施設の災害普及計画の策定にあたっては、災害の現状を把握した上で、その原因となった自然的、社会的、経済的要因について検討し、総合的な見地から緊急度の高いものから復旧にあたる。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第 1 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 下水道災害復旧事業
- (4) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

農地、農業用施設等

3 都市災害復旧事業

都市計画街路等

4 水道災害復旧事業

上水道施設等

5 住宅災害復旧事業

住宅、住宅設備等

6 社会福祉施設災害復旧事業

老人福祉施設、児童福祉施設等

7 学校教育施設災害復旧事業

小学校、中学校

8 社会教育施設災害復旧事業

体育館、公民館、図書館、文化の家等

9 その他の災害復旧事業

その他の被災を受けた公共施設

第 2 災害復旧に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、県知事又は市長が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定される。災害復旧事業の施行にあたっては、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助する。災害復旧事業及び激甚法に基づいて援助される事業は次のとおり。

1 法律により全部、一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ウ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年第 137 号）
- カ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- キ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ク 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 2/3 又は 4/5 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 2/3 又は 1/2 を国庫補助する。

2 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第 2 節 激甚災害の指定

第 1 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるにあたっては、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。また、激甚災害の指定を受けた時には、速やかに関係調書を作成し、県関係局に提出する。

第 2 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業
- 2 公共土木施設災害関連事業
- 3 公立学校施設災害復旧事業
- 4 生活保護施設災害復旧事業
- 5 児童福祉施設災害復旧事業
- 6 老人福祉施設災害復旧事業
- 7 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 8 障害者支援施設等災害復旧事業
- 9 婦人保護施設災害復旧事業
- 10 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 11 感染症予防事業
- 12 堆積土砂排除事業
- 13 湛水排除事業

第 3 農林水産業に関する特別の助成

- 1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の措置
- 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

第 4 中小企業に関する特別の助成

- 1 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例
- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金の償還期間等の特例
- 3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 4 中小企業者に対する資金の融資に関する特例

第 5 その他の財政援助及び助成

- 1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 3 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

- 5 水防資器材費の補助の特例
- 6 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

第1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

第2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援対策施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物等処理対策

第1 実施責任者

市長

第2 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第3 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- 1 災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町との密接な連携の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処理を行う。
- 2 災害廃棄物の処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等で選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- 3 ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第4 ごみ収集・処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地域から市有及び委託業者所有のごみ収集車等を投入して行うものとし、車両が不足する場合は借り上げて行う。収集したごみは、尾張東部衛生組合の処理場において焼却又は埋め立て処分を行う。

収集したごみ等が処理場の能力を超えた場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）により処理する。

第5 し尿の収集・処分

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から業者所有のし尿運搬車を投入して行う。収集したし尿は、尾張旭市長久手市衛生組合の処理場において処理をする。収集したし尿が処理場の能力を超える場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により処理する。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、原則として死亡獣畜取扱場で処理する。死亡獣畜取扱場で処理できない場合には、県の許可を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は処理する。

第7 廃棄物処分費用の負担

市負担

第8 応援協力要請

市長は、自ら清掃の実施が困難な場合、他市町村又は県に清掃活動の実施、又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(資料)

- ・ 災害廃棄物仮置場予定地 (資料第 42)
- ・ 災害協定一覧 (資料第 50)

第4章 震災復興都市計画の決定手続き

地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。(手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。)

第1節 第一次建築制限について

第1 指定手順

第一次建築制限は次の手順により行う。

- 1 県及び市が連携し、市街地の被災状況を把握する。
- 2 被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- 3 発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する

第2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第 84 条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)

- 1 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- 2 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 3 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備またはこれらと合わせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限について

第1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

第2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害が発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

第1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は、都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

第2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活支援金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力で住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じ災害公営住宅を整備する。

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋及び指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資斡旋等、被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努める。

第1節 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を把握するため、罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被害者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

第1 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努める。

第2 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支援、税の減免等

第1 義援金の募集、受付、配分

1 募集、受付

- (1) 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集する。
- (2) 市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

2 配分

- (1) 市は、必要に応じて支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、被災状況等を考慮した義援金品の配分基準を定め、適切に配分する。
- (2) 配分委員会が設置されない場合は、日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体及び県と協議のうえ、適切に配分する。
- (3) 義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

第2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「長久手市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「長久手市災害弔慰金の支給等に関する条例実施規則」に基づいて支給等を行う。

第3 生活福祉資金の貸付

被災した低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正させるため、社会福祉協議会の協力を得て、県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて福祉資金の貸付けを行う。

第4 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

また、市は、その際、被災者生活再建支援金の支給申請書を事前に受け付け、確認し県へ送付する。

また、市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業を実施する。その際、その事業に要する経費に対し、県費補助金の助成を受けるものとする。

1 対象となる自然災害と被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であつて、法施行令に定められたもの。

2 交付対象者及び支援金の交付額等

法施行令に定められた被災世帯であり、「長久手市被災者生活再建支援金交付要綱（以下「要綱」という。）」第2に定められた者を交付対象者とする。また支援金の交付額及び手続は、要綱第3及び第4に定めるとおりとする。

第5 市税

長久手市税条例の規定に基づき、被災した個人の市県民税及び固定資産税の納付義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予を行う。

第6 国民健康保険税

長久手市国民健康保険税条例の規定に基づき、被災によって生活が著しく困難となった者に対して、国民健康保険税を減税する。

第4節 金融対策

金融機関は、大規模な地震災害が発生した場合、業務の円滑な遂行を確保するため、他の金融機関・団体、金融機関以外の諸機関と密接な連絡をとりながら、適切な措置を講じる。

第1 金融機関の営業の確保

1 原則として平常どおりの営業を行うよう努める。

2 やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金等の払戻し業務については、次のような措置を実施し、できるだけ継続するよう努める。

(1) り災者の預金払戻しは、罹災証明書の提示等、実情に即した簡易な確認方法をもって行う。

(2) 定期預金等の中途解約及び当該預金等を担保とする貸出しに応じる。

3 為替の取組み、手形交換及び不渡り処分について適宜配慮するよう努める。(ゆうちょ銀行を除く)

4 休日営業、平常時間外の営業について適宜配慮するよう努める。

第2 金融機関の防災体制等

1 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

2 被害の軽減及び業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類・物品等の安全確保、要員の配置等について適切な応急措置をとる。

第3 顧客への周知徹底

上記第1の措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて周知する。

第5節 住宅等対策

第1 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅の建設を検討する。

第2 相談窓口の設置

被災した住宅・建築物の所有者に対して、相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第3 住宅復興資金

住宅が被災した者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づいて災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(資料)

・長久手市被災者生活再建支援金交付要綱(資料第51)

第6章 商工業・農林業の再建支援

第1節 商工業の再建支援

第1 支援情報の提供と相談窓口の設置

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金(災害復旧資金)、中小企業組織強化資金(災害復旧資金)等により、事業の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

市は、被災中小企業等に関する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林業の再建支援

第1 支援情報の提供と相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度(農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林業事業者に提供するとともに、必要に応じて、農林業

に関する相談窓口を設置する。

第2 金融支援等

市は、災害により被災を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対する復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

市は、南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。

また、県、市、防災関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、「長久手市職員災害初動ガイドライン」に定めるところにより第1非常配備に移行する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、「長久手市職員災害初動ガイドライン」に定めるところにより第3非常配備に移行し、災害対策本部を設置する。

第2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づく地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

第4 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象区域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促すとされているが、本市には事前避難の対象地域はなく、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、及び、**すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え**等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 事前避難における避難所の運営

地域住民が必要に応じ事前避難をする際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市は避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

第5 消防機関等の活動

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法を重点として、その対策を定めるものとする。
- 2 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。
 - (1) 所管区域内の監視及び警戒
 - (2) ため池・水門等の操作
 - (3) 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

第6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

第8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

第9 交通

1 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

県は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

2 鉄軌道

鉄軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運航するために必要な対応を行うものとする。

鉄軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

第10 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者への伝達

＜留意事項＞

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達する

よう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退路等の措置

ウ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用施設の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

上記のア～クにおける実施体制（クについては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 個別事項

ア 小中学校にあつては、次に掲げる事項

(ア) 児童・生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 公共土木施設等

(1) 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

(2) 河川について、水門等の閉鎖手順の確認

3 災害応急対策の実施上重要な建物

(1) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

4 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震啓開）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置をさだめることとする。

第11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第12 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、T E C - F O R C E は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

第1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、「長久手市職員災害初動ガイドライン」に定めるところにより第2非常配備に移行し、災害対策本部を設置する。

第2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第3 住民への周知・呼びかけ

市は、放送事業者と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかを調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時期	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でM6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合

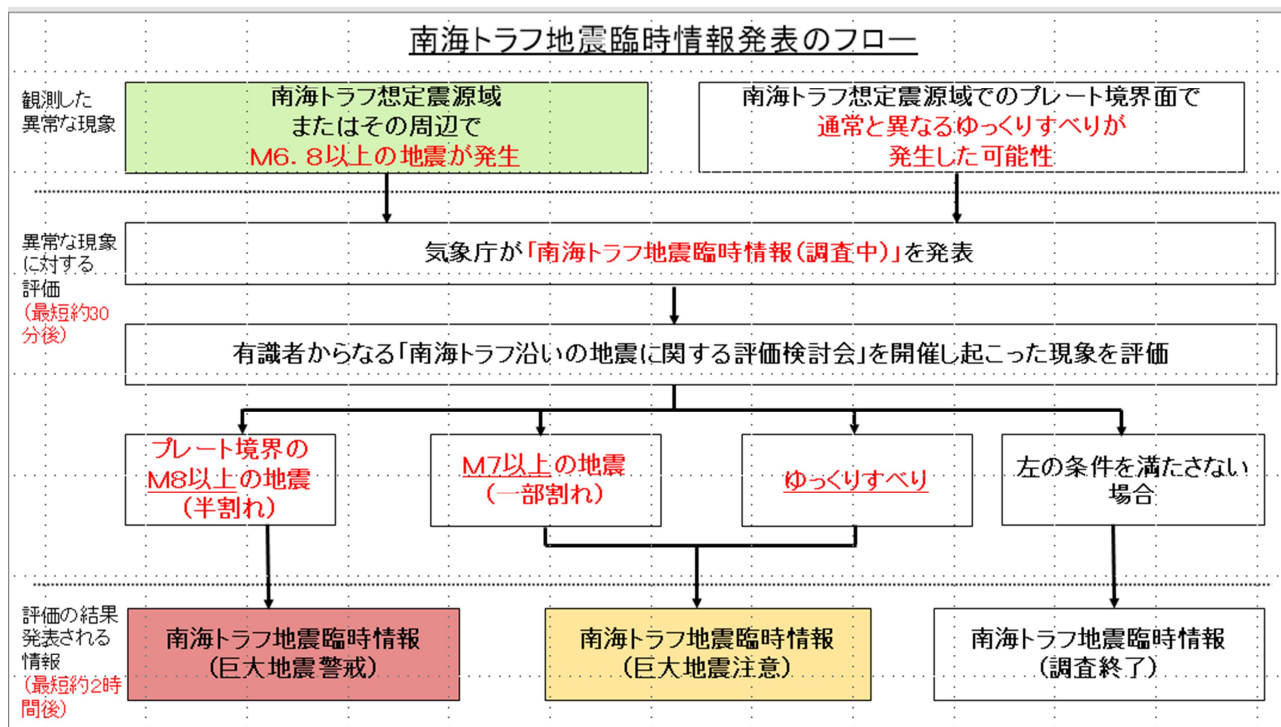
発表時期	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震 注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒 に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくり すべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない 現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュード6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまでは若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措

置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙 東海地震に対する事前対策

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

第1 計画の目的

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号；以下、「大震法」とう。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言が発表された場合に、とるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

なお、地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、市は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる県の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」加えて第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

[広報に関する事項]

(1) 防災意識の啓発

市は、警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう。第2編第10章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第2編第10章第2節で定める事項に加え、次の事項につい

て解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する事項

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、第2編第10章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

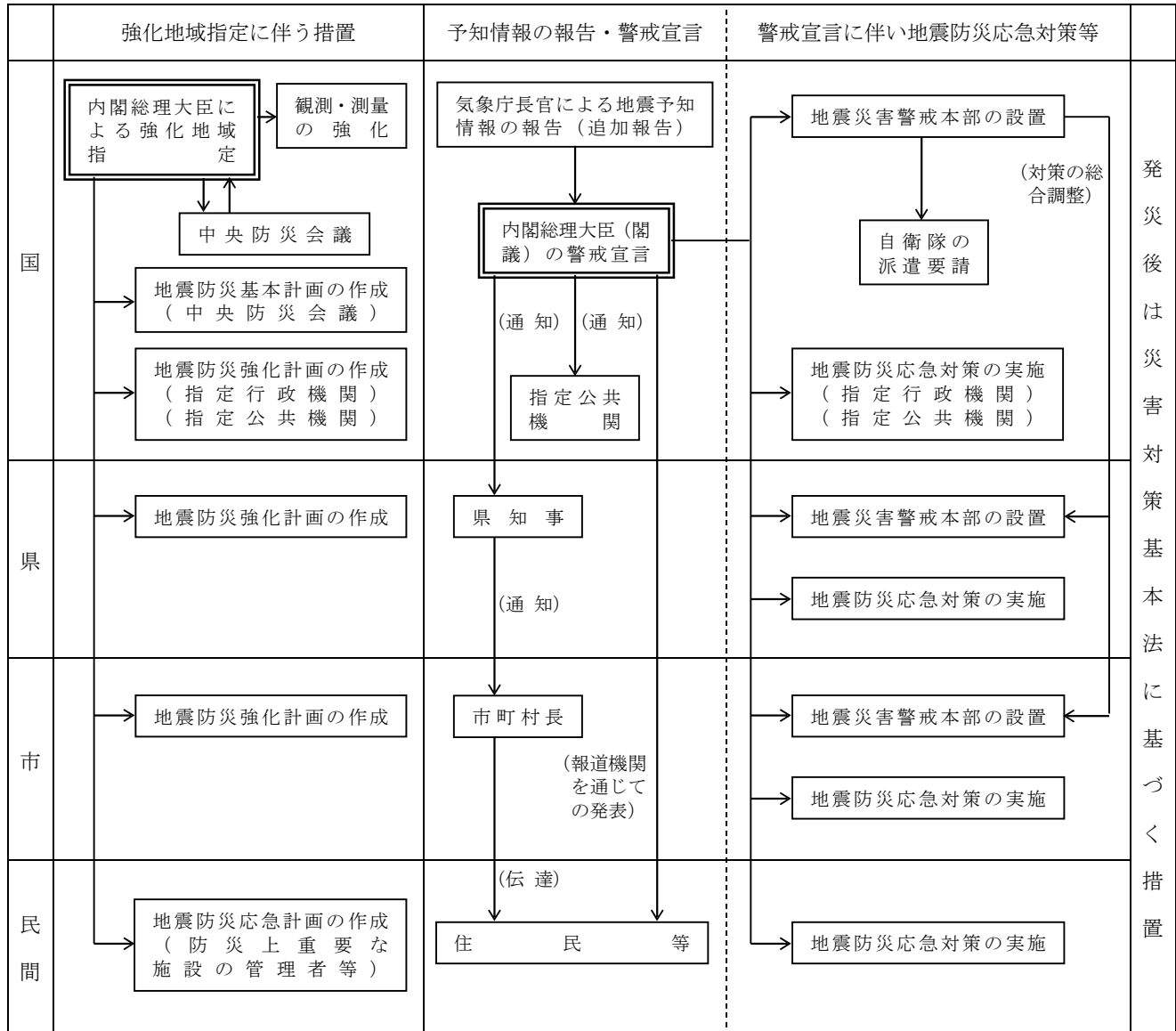
市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第10章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2 大規模地震対策特別措置法による措置の体系

公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の強化
地域指定に伴う措置、及び警戒宣言に伴う地震防災応急対策の体系は、次に示すとおり。

＜大規模地震対策特別措置法による措置の体系＞



第2節 東海地震に関連する情報

第1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

＜東海地震に関連する情報＞

種 類		内 容 等	防 災 対 応
東海地震予知情報 カラーレベル赤		●東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 ●東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄		●東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表される。 ●「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。 ●東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	・準備行動の実施 ・住民への広報 ・地震災害警戒本部準備室設置
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例会で評価した調査結果が発表される	

第 2 章 地震災害警戒本部の設置等

第 1 節 地震災害警戒本部の設置等

第 1 地震災害警戒本部の設置・廃止

1 設 置

市長は、「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年法律第 73 号。以下、「大震法」という。）第 9 条に基づく東海地震に関する警戒宣言が発表されたときは、同法第 10 条の規定により直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

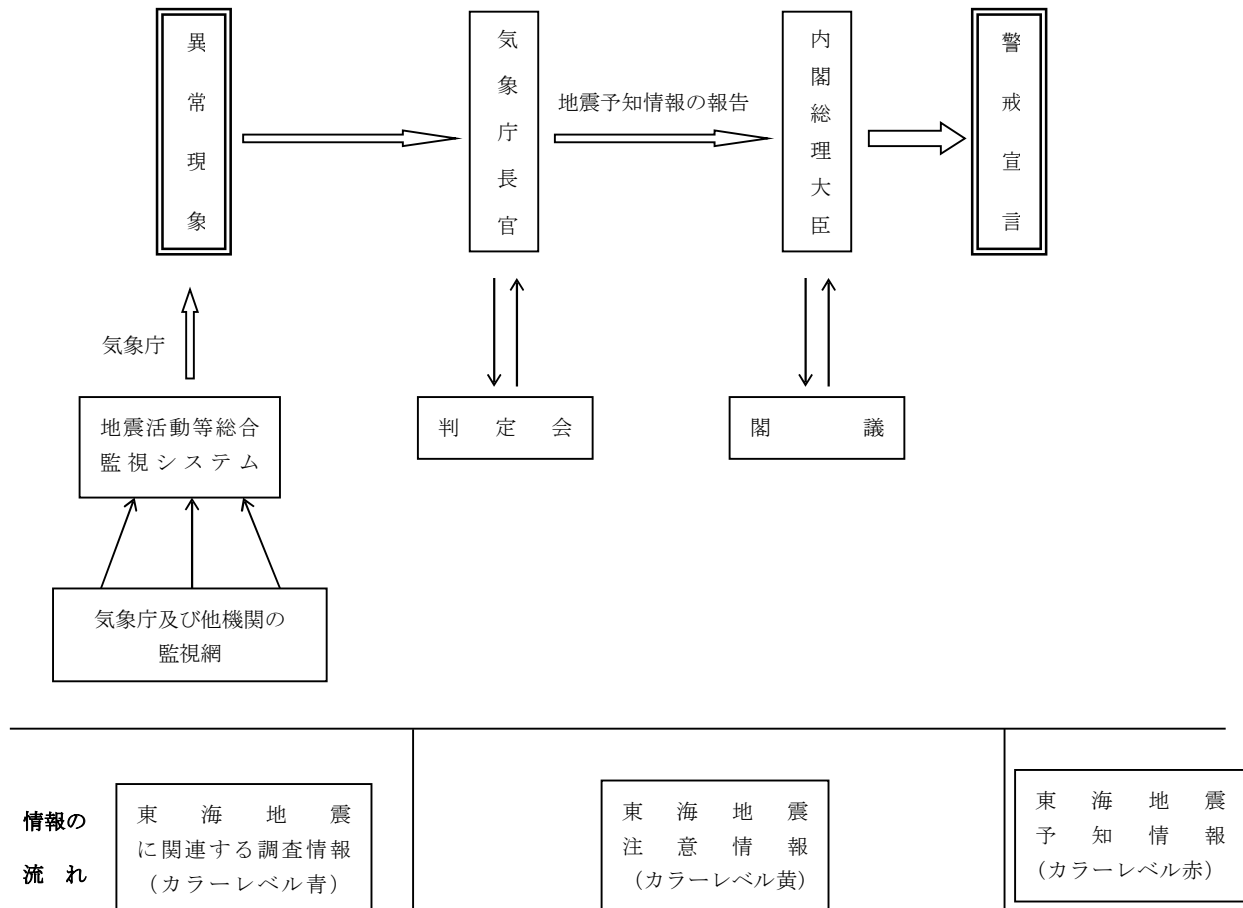
2 廃 止

本部長は、大震法第 9 条第 3 項に基づく警戒宣言が解除されたときは、地震防災応急対策の事務処理を行った後、直ちに警戒本部を廃止する。また、災対法第 23 条第 1 項に基づく災対本部が設置された場合は、警戒本部は自動的に廃止される。

なお、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

- (1) 県の地震災害警戒本部長
- (2) 防災関係機関等の長

<東海地震に関する警戒宣言発表までの流れ>



第2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、長久手市地震災害警戒本部条例及び長久手市地震災害警戒本部運営要綱に定める。

1 警戒本部長の職務代理者

警戒本部長は市長とし、市長不在時は職務代理者として次の順位によるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 くらし文化部長

第3順位 市長公室長

2 本部員

(1) 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

愛知県警察の警察官、教育長、各部長、指定公共機関・指定地方公共機関

(2) 本部長は、上記(1)に示した者のほか、必要があると認めるときは、「災害対策（地震災害警戒）本部員のうち市長が特に必要と認めたもの（別表第4）」を指名することができる。

(3) 本部員は、所管に係る地震災害警戒対策の実施状況を把握し、速やかに本部長に報告する。

(4) 市職員以外の本部員は、それぞれの所属機関が実施する地震災害警戒対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、所属機関と地震災害警戒本部との総合調整にあたる。

3 本部員会議

- (1) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策活動の基本的事項について協議する。なお、本部員会議で協議する事項は、おおむね次のとおり。
 - ア 警戒本部の配備体制に関すること。
 - イ 地震災害警戒対策の基本方針に関すること。
 - ウ 急傾斜地崩壊危険箇所等、対象地等への避難指示に関すること。
 - エ その他、地震災害の警戒対策上重要な事項に関すること。
- (2) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (3) 本部員会議は、長久手市役所北庁舎 2 階災害対策本部室にて開催する。
- (4) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させる。

4 本部連絡員

本部連絡員は、各部ごとに 1 名置く。

5 事務局の設置

警戒本部に事務局を置き、次の事務を行う。事務局長は、安心安全課長をもって充て、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- (1) 地震防災警戒対策等に関し、警戒本部と関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の収集、伝達に関すること。
- (3) 本部員会議に関すること。

6 本部の分担事務

本部の分担事務は、「災害対策本部及び地震災害警戒本部の事務分掌（別表第 3）」のとおり。

7 警戒宣言に伴う県への報告

- (1) 警戒宣言発表後 1 時間以内

事務局は、警戒宣言発表後 1 時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式第 66）」により県に報告する。

- (2) 警戒宣言発表後 1 時間以降

事務局は、警戒宣言発表後 1 時間以降、次の場合には「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式第 67）」により県に報告する。

ア 危険な事態、その他の異常な事態が発生したとき

危険な事態、その他の異常事態の発生後直ちに、「様式第 67 の①（避難の経過）」について記入し報告する。

イ 避難に係る措置が完了したとき

避難に係る措置の完了後速やかに、「様式第 67 の②（避難の完了）」について記入し報告する。

ウ 対策実施のために必要な体制を整備したとき等

対策実施のために必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次、「様式第 67 の③～⑩（地震防災応急対策）」について記入し報告する。

8 災害対策本部への引き継ぎ

- (1) 地震が発生し災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。
- (2) 警戒本部は、実施した地震災害応急対策の状況、その他災害応急対策に係る必要な事項を災害対策本部に引き継ぐ。
- (3) 災害対策本部の設置にともない警戒本部が廃止されたときは、警戒本部の廃止の通知は行わない。

第3 地震防災応急対策要員の参集

1 参集の時期

市長は、次の場合、職員の参集を命じる。

- (1) 地震防災応急対策に係る措置をとる旨の通知を受けた場合
- (2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び警戒宣言の発表を知り得た場合

2 参集対象者

- (1) 第2非常配備(東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合)

本部要員(本部員及び次長職以上の職員)、指定職員、配備長及び配備長から指示を受けた配備要員

- (2) 第3非常配備(東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合)

全職員

3 参集場所

長久手市役所北庁舎2階災害対策本部室

4 職員の参集

職員は、東海地震に関連する情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言の発表を知り得たときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

5 本部の任務分担

本部の任務分担は、別表第1「災害対策本部の任務分担」に準じて行う。

[東海地震に関する非常配備区分に応じた基準及び体制等]

区分	第2非常配備	第3非常配備
基準	○東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき。	○東海地震注意情報が発表されたとき。 ○東海地震の警戒宣言が発表されたとき。
制体	○3班以上の編成	○地震災害警戒本部体制
指示者	○安心安全課長 ○配備長	○自主的な緊急登庁
対象者	○本部要員※ ○指定職員 ○配備長 ○配備要員	○全職員
分担事務	○警戒宣言時への準備対応、情報収集・伝達等 ○地震災害警戒本部設置 ○避難所の開設	○地震発生に対する準備対応、情報収集・伝達等 ○地震災害警戒本部設置 ○避難所の開設
体制本部	○地震災害警戒本部	

※「本部要員」：本部員及び次長職以上の職員

第4 非常配備の編成

1 非常配備の区分

- (1) 第2非常配備

東海地震に関連する調査情報が発表された場合、3班以上の編成をもって、警戒宣言時の準備対応、情報収集及び伝達等を行う。

(2) 第3非常配備

東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、警戒本部体制をもって、地震発生に対する準備対応、情報収集及び伝達等、地震災害警戒本部の設置、避難所の開設を行う。

2 非常配備の記録

(1) 第2非常配備体制時

配備長（又は本部長）は、「非常配備日誌（様式第1）」に非常配備編成状況、非常配備名簿、気象状況等を記録する。

(2) 第3非常配備体制時

班長は、「非常配備要員報告書（様式第65）」に非常配備要員の所属・氏名、配備時間等を記録する。

（資料）

- ・ 長久手市地震災害警戒本部条例（資料第21）
- ・ 長久手市地震災害警戒本部運営要綱（資料第22）
- ・ 長久手市地震災害警戒本部組織図（資料第23）

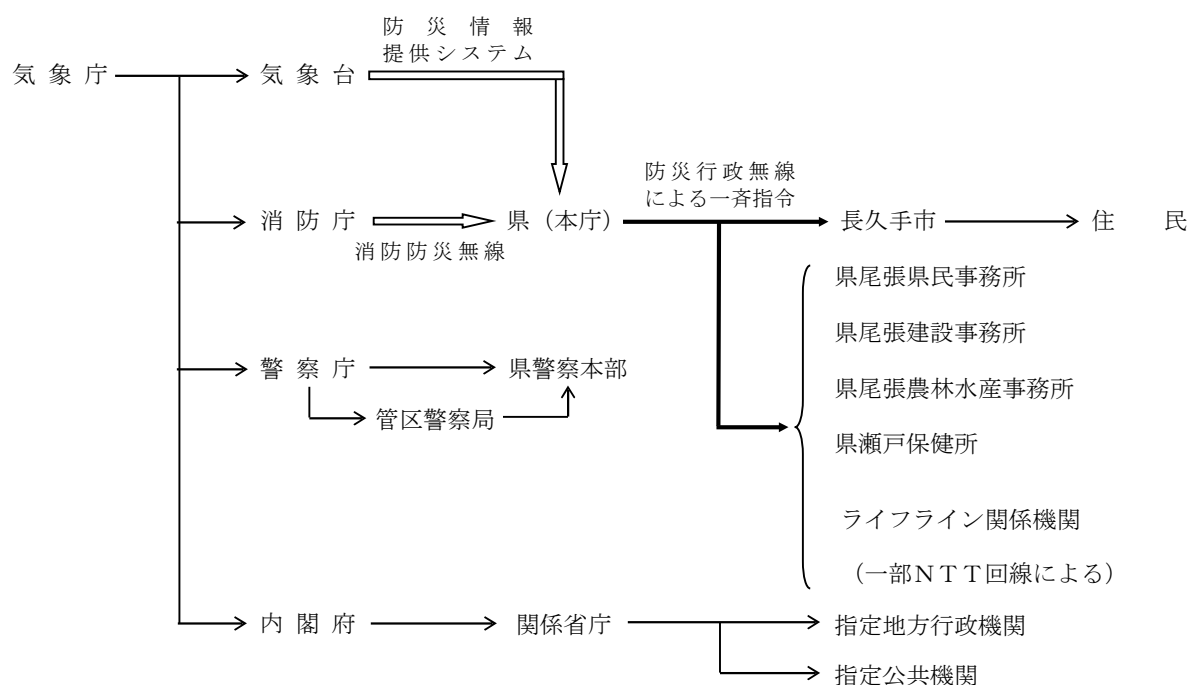
第2節 警戒宣言発令等の情報伝達

第1 警戒宣言等の伝達等

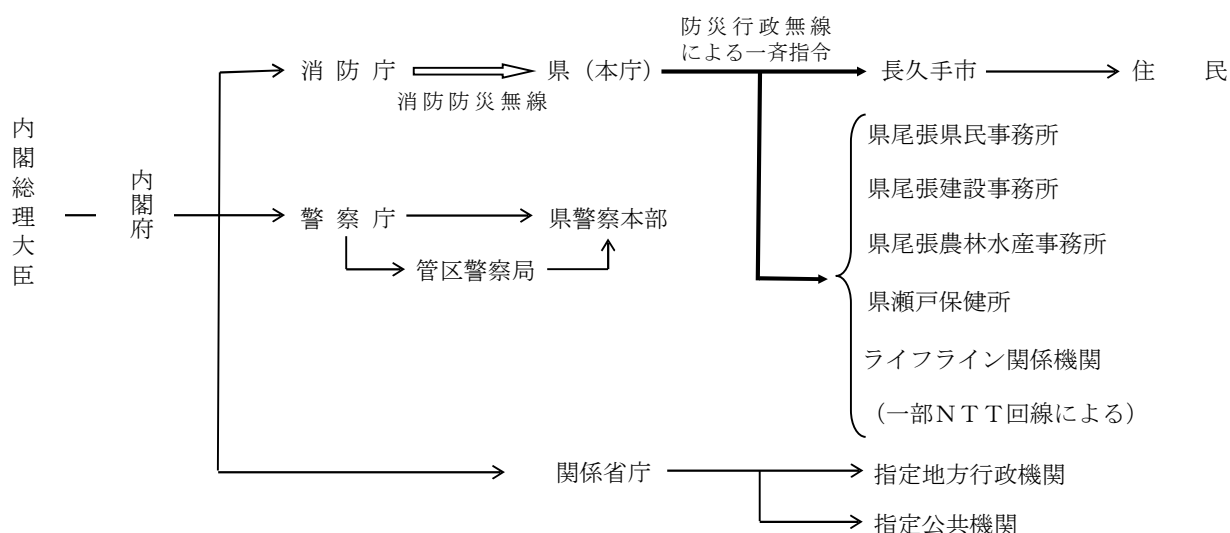
警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関する情報（以下「地震予知情報等」という。）あるいは避難状況等に関する情報の伝達は、次の系統図による。

1 伝達系統

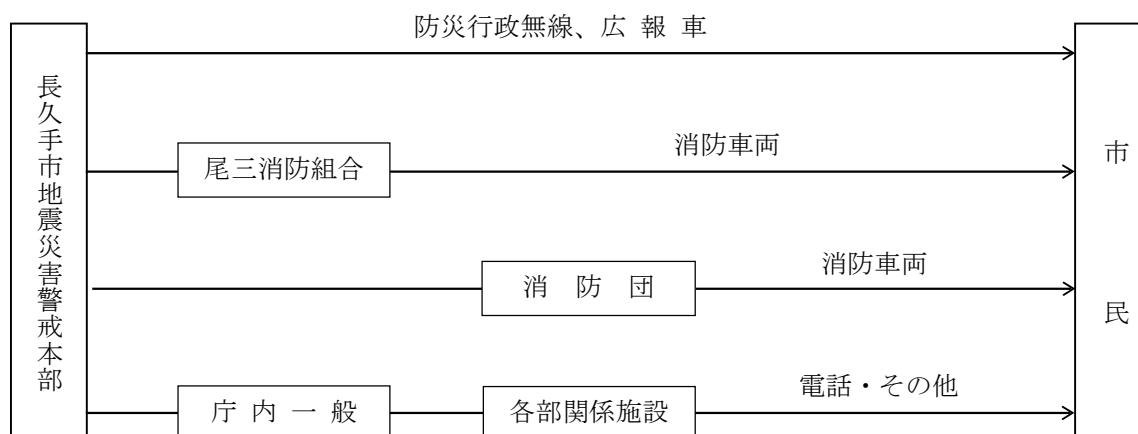
- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）



(2) 警戒宣言



(3) (1)及び(2)における市の伝達系統



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県及び防災関係機関への代替伝達系統は、第3節第3章第2節（通信手段の確保）で定める非常通信による。

3 市の内部伝達、住民への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、風水害等災害対策計画第3編第1章第1節第2（非常配備の指示・伝達）で定めた勤務時間内及び勤務時間外の指示・伝達系統による。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するとともに、速やかに住民等に伝達する。

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者に伝達する。

第1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおり。

- 1 東海地震に関連する情報の内容、特に愛知県西部の震度の予想
- 2 市長から住民への呼びかけ
- 3 市内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- 4 市内外のライフラインに関する情報
- 5 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- 6 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- 7 市民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- 8 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- 9 金融機関が講じた措置に関する情報
- 10 混乱防止のための対応措置
- 11 その他、状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

＜東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ例文＞

住民の皆さま、本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは東海地域で観測している地殻変動データに変化が現われており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部開設準備室の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

住民の皆さまにあたっては、今後の情報に十分注意しつつ、市からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわせて対応していただきますようお願いします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めの帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

＜内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文＞

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、「地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。

この地震が発生すると、地震防災強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県の一部地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、とくに、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆半島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大きな津波のおそれがあります。

政府としても、総力を挙げて万全の体制で取り組みますので、強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災応急対策を実施してください。

国民の皆様、特に強化地域内の居住者、滞留者及び事業者等は、警戒体制をとり、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震、津波、崖崩れなど、避難が必要となる場合があるので自治体の指示に従って行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容及び地域住民や国民の具体的な行動要領については、気象庁長官及び防災担当大臣に説明させます。

今後とも情報提供を行っていきますので、テレビ、ラジオや自治体の広報に注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

<警戒宣言発令時における市長から市民への呼びかけ例文>

市長から市民の皆さんに東海地震に関する緊急情報をお知らせします。

内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発表しました。

この地震が発生しますと、愛知県によると、長久手市内では震度５強以上の地震が発生することが予想されていますので、十分な警戒が必要です。

この地震に備え、長久手市をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげていますが、住民の皆さんも次の点に留意して、いざというときに備えてください。

- ・ 火の使用には気を付け、直ちに消火できるよう準備をしてください。
- ・ 救援・救助活動の支障となりますので、自動車の使用は極力自粛してください。
- ・ 危険な作業に従事している人は、直ちに作業を中止してください。
- ・ ３日以上（可能な限り１週間分程度）の飲料水の汲み置き、非常食料の準備を行ってください。
- ・ 貴重品など、非常時の持ち出しが必要な物をすぐ持ち出せるよう準備してください。
- ・ デパートなど人の多いところには、なるべく行かないようにしてください。
- ・ 現在大型店などにいる方は従業員の指示に従い、安全な場所に移動してください。
- ・ 家族や隣近所の人と、避難行動（一時避難場所、避難所、縁故避難場所等）について確認してください。
- ・ 高齢者、障がい者など援護が必要な人には、手を差し伸べてください。
- ・ 老朽家屋にお住まいの人は、直ちに市指定の避難所に避難してください。
- ・ 食料品、医薬品などの非常品販売店は、警戒準備を行いながら、出来る限り営業を続けてください。
- ・ 皆さんの落ち着いた行動が何より重要です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオ、市の広報などの正確な情報に耳を傾け、避難の際には、市、警察、消防などの職員の指示に従って、冷静沈着に行動してください。
- ・ 防災関係機関の皆さん、防災対策ご苦労様です。この非常時を乗り切るため、大変でしょうが、いざというときに備えて万全の対策をお願いします。

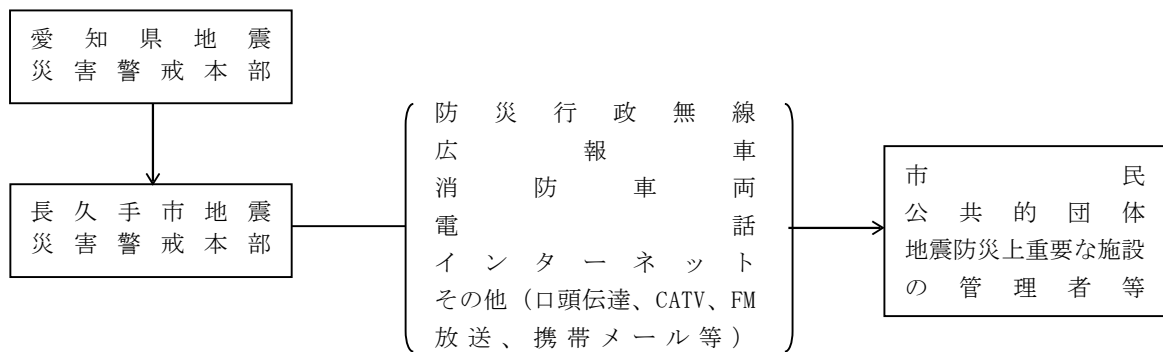
第２ 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、個別受信機、広報車、Webサイト、ケーブルテレビ、ラジオ、安心メール、インターネット又は自主防災組織等を通じて行う。

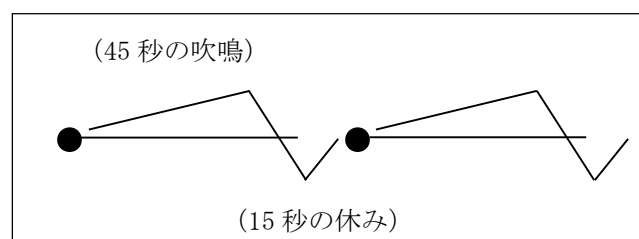
なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

伝達系統は次のとおり。

1 伝達系統



2 防災行政無線（地震防災信号）



（備考）45秒吹鳴、15秒休止を9回繰り返します。

第3 問い合わせ窓口

市は、住民からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

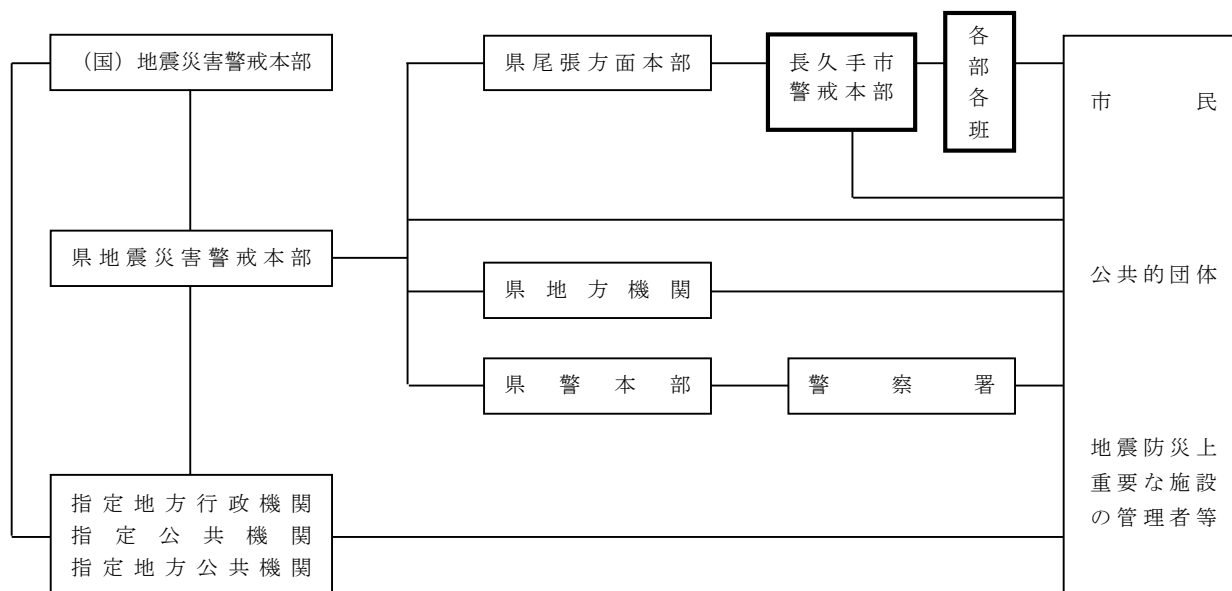
第4 報道機関との応援協力関係

警戒宣言が発表された場合、日本放送協会名古屋放送局については「災害時における放送要請に関する協定」により、また民間放送各社については「災害時の放送に関する協定」により、警戒宣言の内容、住民がとるべき措置等に関する放送を行う。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、各報道機関は、必要に応じて放送を行う。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

第1 収集・伝達系統



第2 報告事項・時期

- 市は、警戒宣言発表後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況の報告（速報用）（様式第66）」により県に報告する。
- それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況の報告（様式第67）」による。報告事項及び報告時期は、次のとおり。
 - 報告事項は、様式第67に記載の事項とする。
 - 報告時期
 - 「①避難の経過」は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - 「②避難の完了」は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - 「③東海地震予知情報の伝達、避難指示」から「⑩その他災害の発生防止・軽減を図るための措置」は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

第1 主要食料の確保

警戒宣言が発表された場合、市は、食料販売業者等と密接な連絡をとり、米、乾パン、飲料水、粉ミルク、缶詰等の主要食料の確保を行う。

また、発災後の輸送網の寸断、輸送手段の制約に備え、市は次の対策を講じるとともに、住民に対し主要食料の準備を呼びかける。

1 市

- (1) 市で備蓄している在庫量等を調査する。
- (2) 食料の調達及び配分計画を策定する。
- (3) 食料の集積場所を準備する。

2 住民

- (1) 各家庭で1週間程度の最低限の生活ができる食料を備蓄する。
- (2) 各家庭で3日分以上の非常持出食料を準備する。
- (3) 食料について、発災後の助け合いを呼びかける。

第2 生活必需品・医薬品等の確保

警戒宣言が発表された場合、市は、小売業者、薬局等の関係業者と密接な連絡をとり、被服、寝具、その他の生活必需品並びに医薬品、医療機器及び衛生材料等、非常時に必要な物資の確保を行う。

また、発災後の輸送網の寸断、輸送手段の制約に備え、市は次の対策を講じるとともに、住民に対し緊急の準備を呼びかける。

1 市

- (1) 市で備蓄している在庫量を調査する。
- (2) 物資の調達及び配分計画を策定する。
- (3) 物資集積場所を準備する。
- (4) 生活必需品を扱うスーパーマーケット等及び医薬品を扱う薬局等について、事前の協定に基づき、警戒宣言発表後も極力営業を行うよう、関係団体を通じて要請し供給確保に努める。

2 住民

- (1) 1週間程度の最低限の生活を確保できる物資の備蓄及び非常持出品の準備をする。
- (2) 毛布等生活必需品について、発災後の助け合いを呼びかける。

第3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

市は、発災後に備えて事前に長久手市建設業協会等に対し、建設・修理等の協力要請を行うとともに、公有地並びに民有地のうち公租公課等の免除を前提として原則として無償で提供を受けられる土地等のなかから建設可能用地のリストの作成、建設可能戸数等の状況把握を行う。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

第1 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

- 1 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講じる。
- 2 愛知県公安委員会は、警戒宣言が発表された場合、住民の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制表示板等を必要箇所に設置する。
- 3 鉄軌道事業会社（愛知高速交通株式会社）は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。
 - (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
 - (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

第2 給水確保用の資機材・人員の配備

- 1 愛知中部水道企業団は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の点検・整備を実施する。また、警戒宣言が発表された場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している市内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。
- 2 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、愛知中部水道企業団からの応援要請に備え、市有資機材の点検・整備を行うとともに、警戒宣言が発表された場合には、広域応援協力体制を整える。

第3 下水道確保用の資機材・人員の配備

下水道管理者（市）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

第4 電力供給確保用の資機材・人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発表し地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講じる。

- 1 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- 2 あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

第5 都市ガス・LPGガス供給用の資機材・人材の配備

ガス会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発表し災害対策本部を設置して、次の措置を講じる。

- 1 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- 2 あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

第6 通信確保用の資機材・人員の配備

- 1 市は、東海地震注意情報が発表された場合、発災後の災害応急対策を迅速で的確に実施するため、あらかじめ庁舎に配備している防災行政無線をはじめとする通信手段の整備・確認を行い、事前に関係機関相互の連絡調整を図る。
- 2 **NTT**西日本株式会社、**KDDI**株式会社、株式会社**NTTドコモ**、**NTTドコモビジネス**株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速で的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

第7 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、発災にともなう浸水に備えて、市が備蓄している浸水対策用資機材の整備、確認を行う。不足が生じている場合は、速やかに調達し、必要数を確保する。

また、水害の防止及び軽減についての活動が、他の防災活動と一体となって、迅速で適切に推進できるよう、非常配備などの体制を整える。

第8 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

1 一般廃棄物処理施設

市は、地震災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるように、警戒宣言発表時の体制の確保を図る。

2 ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これら

の廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発表時には人員体制及び資機材の確保を図る。

3 し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等によりトイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発表時には人員体制及び資機材の確保を図る。

第9 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発表時には必要な配備体制をとる。

また、地震発生後に健康状況調査が実施できるよう、警戒宣言発表時には必要な配備体制を整える。

第10 医療救護用の資機材・人材の配備

- 1 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備を行う。
- 2 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。
- 3 一般社団法人東名古屋医師会会長久手支部は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

第1節 避難対策

第1 市が行う避難対策

- 1 市は、警戒宣言が発表された場合において避難情報の対象となるべき急傾斜地崩壊危険箇所周辺に居住する住民に対し、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項をあらかじめ周知する。
また、「長久手市土砂災害関連情報サービス」による土砂災害情報の入手を積極的に働きかける。
- 2 市長は、警戒宣言が発表された場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。
- 3 市は、避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言発表時には、避難者に支給しない旨を周知する。
- 4 避難場所で運営する避難生活は、屋外にて行うことを原則とする。ただし、高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児等、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営可能とする。
- 5 避難対象地区内の居住者が避難場所まで避難するための方法は、原則として徒歩で行う。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者については、地域ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。
- 6 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

また、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち、市が管理する施

設については、避難者の救護のために必要な措置を講じる。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピストグラム（案内図記号）による伝達ができるように配慮する。

- 7 市は、外国人、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しながら、避難誘導等適切な対応を実施する。

特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に関係事業者と十分な調整を図る。

- 8 市は、県の管理する施設を避難所、避難施設として開設・開放する際の協力を行うものとする。

第2 警察官が行う避難対策

- 1 警戒宣言が発表された場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせるおそれのある者、又は危害を受けるおそれのある者、その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りの禁止、その場所からの退去、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両の撤去、その他必要な措置を行う。

- 2 警戒宣言が発表された場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第3 児童生徒等の安全対策

- 1 学校関係者は、児童生徒の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱う。

(1) 児童生徒が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

(2) 児童生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

(3) 児童生徒が在宅中の場合には、休校として児童生徒は登校させない。

- 2 学校関係者は、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておく。

- 3 学校関係者は、東海地震注意情報が発表された場合の対応方法について、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておく。

- 4 学校関係者は、施設設備について、日ごろから安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

第2節 消防、浸水等対策

市及び尾三消防組合は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、資機材の点検・整備等の準備行動をとる。

また、警戒宣言が発表された場合、消防機関が出火及び混乱の防止等に関して講じる措置として、長久手市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進する。

第1 正確な情報の収集及び伝達

- 第2 火災、浸水等の防除のための警戒
- 第3 急傾斜地崩壊危険区域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- 第4 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- 第5 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 第6 地震防災応急計画の実施の指導
- 第7 迅速な救急救助のための体制確保
- 第8 監視、警戒及び消防施設の管理者への連絡通知
- 第9 消防資機材の点検、整備、配備

第3節 社会秩序の維持対策

警察は、警戒宣言が発表された場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、強化地域内外で次の警備活動を重点として推進する。

- 第1 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進
- 第2 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力
- 第3 警察広報
- 第4 各種情報等の収集及び伝達
- 第5 重要施設等の警戒
- 第6 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進
- 第7 避難の指示又は警告及び避難誘導
- 第8 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- 第9 交通秩序の維持
- 第10 他の機関が行う応急対策等に対する協力
- 第11 緊急輸送車両の確認
- 第12 不法事案の取締り
- 第13 混乱防止対策

第4節 道路交通対策

警戒宣言が発表された場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。このため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密な連絡を行い、適切な交通規制を実施することで、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等の確保を図る。

第1 運転者のとるべき措置の周知

県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、次に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

- 1 車両の運転中に警戒宣言が発表されたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動する。
- 2 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジ

ンキーを付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくことし、窓を閉め、ドアをロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとならない場所を選ぶ。

第2 道路交通規制の基本方針

- 1 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制する。強化地域からの流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- 2 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域への流入、及び強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限する。強化地域からの流出は制限しない。
- 3 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

第3 交通規制の内容

県公安委員会は、警戒宣言が発表された場合、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者や必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 緊急交通路の確保

(1) 第1次

ア 強化地域規制

各インターチェンジにおいて、一般車両に対する流入の制限及び強化地域内の走行の抑制を行う。市域及び隣接地域では東名高速道路（春日井 IC 下り線を除く全 IC）が該当。

イ 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し必要な規制を行う。市域及び隣接地域での該当なし。

(2) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

2 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

市域及び隣接地域での該当なし。

3 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

第4 交通規制の方法

警戒宣言発表時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により実施する。大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行う。

第5 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- 1 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- 2 強化地域内に入ろうとする車両については、その流入を極力抑制する。
- 3 通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに立退きの広報、指導を行い、状況により必要な措置を講じる。

第6 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制する。交通規制により車両が長時間滞留するような場合には、関係機関と協力して必要な対策を講じる。

第7 緊急輸送車両の確認

1 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

2 緊急輸送車両の確認 申出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、災対法施行令第33条第1項に基づき、「緊急輸送車両等確認申出書（様式第54）」を愛知警察署の**事務担当部局等**に提出する。

3 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

県又は県公安委員会から緊急輸送車両であると確認された場合、「緊急輸送車両確認証明書」を「標章（様式55）」とともに申出者に交付する。

第8 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第5節 鉄軌道対策

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、鉄軌道事業者（愛知高速交通株式会社）は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規則等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

第1 東海地震注意情報発表時

1 列車の運行

- (1) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (2) 全列車に係員を添乗させる手配をとる。

2 旅客への対応

直ちに、旅客に対し、駅又は車内での案内放送、駅案内表示、急告板等により、その内容を伝達するとともに、警戒宣言が発令された場合には、列車の運転を休止するため不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を実施する。

第2 警戒宣言発令時

1 列車の運行

警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言の発令を伝達した後全列車を注意運転させ、最寄り駅に停車する。旅客が降車した後、車両を基地へ収容する。以後、全列車の運転を休止する。

2 旅客への対応

警戒宣言発令の旨を旅客に伝達するとともに、旅客に最寄りの関係自治体の定める避難場所へ避難するよう案内する。

第6節 バス

Nバス及び路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- 第1 運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- 第2 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- 第3 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- 第4 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- 第5 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- 第6 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

第1 飲料水

市及び愛知中部水道企業団は、警戒宣言が発表された場合、震災に備えた緊急貯水を住民に強力に呼びかけるとともに、愛知中部水道企業団は次の措置をとる。

- 1 住民の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- 2 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。

第2 電 気

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発表された場合等の地震防災応急対策として次の措置を講じる。

1 電力施設の予防措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講じる。この場合、予防措置作業中に地震が発生する可能性も考慮に入れ、作業上の安全に十分配慮する。

(1) 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

(2) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

2 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ締結した電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

3 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及びW e b サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第3 ガス

ガス会社は、都市ガス・L P ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発表された場合、地震防災応急対策として、次の措置を講じる。

1 供給の継続

警戒宣言が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。

2 安全広報

警戒宣言発表等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時停止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

3 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

4 ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発表等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

5 工事等の中断

警戒宣言発表等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、直ちに中断する。

第4 通信

N T T 西日本株式会社は、警戒宣言が発表された場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社も、これに準じた措置をとる。

1 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発表された場合、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、ラジオ・テレビ等を通じて広報を行う。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- (2) 電報の受付、配達状況
- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- (4) **N T T** 西日本株式会社の東海支店における業務実施状況
- (5) 災害用伝言ダイヤルの利用方法
- (6) その他必要とする事項

2 通信の利用制限等の措置

警戒宣言の発表あるいは地震災害に関する各種の報道によって電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、契約約款等の定めるところにより、強化地域内外の防災関係機関における地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとる。

3 災害用伝言ダイヤル等の提供

必要に応じ速やかに「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」等、電子メール、インターネットを活用した情報サービスを提供する。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等の発令前からも実施する。

4 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

5 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講じる。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮する。

第8節 生活必需品の確保

市は、警戒宣言が発表された場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請する。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等の小売店舗に対して、警戒宣言が発表された場合にも極力営業を行うよう要請するとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じる。

さらに、各家庭に対して、警戒宣言発表時には市町村から食料を始めとする物資は原則として供給されないこと、地震発生時のライフラインの途絶等を考慮し、可能な限り1週間分、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を備蓄する必要があることについて、平常時から周知徹底を図る。

第9節 金融対策

第1 金融機関は、警戒宣言が発表された場合、東海財務局、日本銀行名古屋支店の要請に従い、業務の円滑な遂行を確保するため、次に示す措置を適切に講じる。

営業時間中に警戒宣言が発表された場合、営業所等の窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務を停止する。その後、店頭の顧客の混乱状況等を的確に処理しながら、窓口の普通預金の払戻業務を停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

第2 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させるために、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載する。

第3 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発表された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

第4 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

第5 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講じる。

第6 その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

第10節 郵政事業対策

第1 日本郵便株式会社の措置

日本郵便株式会社は、警戒宣言が発表された場合、業務の円滑な遂行を確保するため、次に示す措置を適切に講じる。

- 1 警戒宣言が発表された時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。
- 2 警戒宣言が発表された場合、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間等を局前に掲示する。
- 3 外務職員その他屋外において業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。
- 4 災害対策支援協力に関する覚書に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

(資料)

- ・ 災害協定一覧（資料第50）

第11節 病 院

病院は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、警戒宣言が発表されたときの外来診療は、原則として中止するものとするが、耐震性を有し安全性が確保されている場合、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。

第12節 百貨店等

百貨店等は、警戒宣言が発表された場合、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有し安全性が確保されている場合、食料品及び日曜雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができる。

第13節 緊急輸送

第1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発表された場合、発災に備えた応急救助対策に必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおり。

- 1 応急対策作業に従事する者
- 2 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- 3 食料、飲料水、その他生活必需品

- 4 医薬品、衛生材料等
- 5 救援物資等
- 6 応急対策用資材及び機材
- 7 その他必要な人員及び物資、機材

第2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施する。緊急輸送関係機関及び実施機関は、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備する。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び市の警戒本部において調整を行う。

第3 緊急輸送道路

警戒宣言発表時の緊急輸送道路は、第2編第2章第2節第1（道路施設）で定める道路とする。

第4 緊急輸送車両等の確保

- 1 市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送、あるいは発災後の緊急輸送に備えて、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図る。また、確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。
- 2 市は、必要に応じて県に輸送手段の確保について要請する。県は、必要と認める場合、関係機関又は関係者に対し協力を要請する。

第5 緊急輸送車両の確認

1 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等においては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、愛知警察署へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。

2 緊急通行車両等事前届出済証の交付範囲

事前届出済証を交付する車両の範囲は、本計画に定める地震防災応急対策を実施するために必要とされるもので、かつ緊急輸送の対象となる人員、物資等の輸送に必要な範囲の車両とする。

第6 緊急輸送車両確認の効力

1 緊急輸送車両

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けずに当該緊急輸送に従事することができる。

2 緊急輸送車両以外

緊急輸送車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両、又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、災対法施行令第33条第1項に基づき、「規制対象除外車両通行申請書（様式第57）」を愛知警察署に提出し、「規制対象除外標章（様式第58）」及び「規制対象除外車両確認証明書（様式59）」の交付を受け、当該緊急輸送に従事することができる。

第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発表され、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、帰宅困難となる通勤・通

学者、買物客等が相当数見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等、必要な対策を講じる。

市以外の避難誘導及び保護を実施すべき機関は、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等を考慮したうえで、次のような対策を講じる。

- 1 市は、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- 2 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、正確な情報を提供する。また、警戒宣言が発表された場合には、交通機関が運行停止する旨の情報を事前に提供し、警戒宣言発表後の帰宅困難者の発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、自ら管理・運営する道路、河川・ため池、不特定多数が出入りする施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に対して、地震発生に備えた対策を速やかに実施する。

第1節 道 路

- 第1 道路情報板、道路パトロールカーを活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、その他地震に関する情報及び運転者のとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- 第2 道路パトロールカー等による巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- 第3 工事中の道路については、必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事の中断等の措置をとる。
- 第4 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- 第5 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- 第6 県警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講じる。

第2節 河川・ため池

- 第1 所管する河川・ため池の緊急点検及び巡視を実施し、状況の把握に努める。
- 第2 必要に応じ工事中の場合には工事の中断等の措置をとる。

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、住民が利用する施設、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおり。

第1 一般的事項

1 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達を行う。

(2) 東海地震注意報が発表された場合

(庁 舎)

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨、及び警戒宣言が発表された場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確・簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎からの退避を促す。

(住民が利用する施設)

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨、及び警戒宣言が発表された場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確・簡潔に伝達するとともに、原則として施設等を閉館する。

(3) 警戒宣言が発表された場合（東海地震注意情報等が発表されることなく、突発的に警戒宣言が発表された場合を含む）

(庁 舎)

庁舎への来訪者に対して、警戒宣言が発表された旨を的確・簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

(住民が利用する施設)

施設利用者に対して、警戒宣言が発表された旨を的確・簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

(4) その他の措置

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言が発表された場合に備えた準備的な対応を、警戒宣言が発表された場合は、次のような措置を取り地震の発生に備える。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検

2 病 院

市内の各病院においては、東海地震注意情報が発表された段階から、第5編第4章第11節（病院）に示した対応を実施し、診療等に関しては次の措置をとる。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報が発表された旨、及び警戒宣言が発表された場合には、交通機関の運行が規制される旨を利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促す。

イ 診療は継続する。

ウ 耐震性を有し安全性が確保されている病院においては、医師の判断により、帰宅を希望する入院患者は帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

(2) 警戒宣言が発表された場合

ア 耐震性を有し安全性が確保されている病院においては、診療を継続する。耐震性が十分でない病院においては、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は、やむを得ない場合を除き原則として中止する。

3 社会福祉施設

市内の社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあって、特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多い。これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格、及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、警戒宣言が発表された場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定める。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

第1 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第3節の第1に示した措置をとるほか、次のような措置をとる。

1 自家発電装置、可搬式発電機等の非常電源の確保

2 無線通信機等通信手段の確保

第2 警戒本部の現地対策本部等が置かれる市の庁舎・事務所を管理する者は、(1)に示した措置をとるほか、警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとる。

また、警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

第3 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、必要に応じて市が管理する施設以外の施設の活用を要請する。

第4 市の防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じたうえで、原則として工事を中止する。

第6章 他機関に対する応援要請

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

第1 強化地域市町村の相互応援協定

市長は、警戒宣言が発表された場合、大震法第26条第1項の規定により、地震防災応急対策を実施するため他の市町村に対して応援を求めることになった場合に備え、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

第2 連絡・受入れ体制の確保

市は、災害が発生し他の市町村等からの応援を受入れることになった場合に備え、関係機関との連絡体制及びその受入れ体制を確保するよう努める。

第3 費用の負担方法

1 他市町村等からの応援がなされた場合、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。

2 指定公共機関、指定地方公共機関等が市に協力した場合の経費の負担は、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

(資料)

- ・ 災害協定一覧（資料第 50）

第 2 節 自衛隊の地震防災派遣

第 1 派遣の要求

警戒本部長は、警戒宣言が発表された場合、地震防災応急対策を実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要求する。

- 1 派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 その他参考となるべき事項

第 2 関係部隊等との連絡調整

警戒本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等との連絡調整を行う。

第 3 受入れ・経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第 3 編第 4 章第 3 節第 3（派遣部隊等の受入れ）及び第 5（災害派遣に伴う経費の負担区分）に準じる。

第 7 章 住民のとりべき措置

第 1 節 家庭においてとりべき措置

- 第 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむ。また、役場や消防署、警察署などからの情報に注意する。
- 第 2 警戒宣言が発表された場合、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の住民は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空地等の安全な場所で待機する。自宅については、あらかじめ耐震点検等を実施し、その耐震性を十分に把握しておく。
- 第 3 警戒宣言が発表されたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決め、すぐに取りかかる。
- 第 4 身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- 第 5 火の使用を自粛する（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れない）。
- 第 6 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとる。
- 第 7 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯める。
- 第 8 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替え、底の厚い靴を用意する。
- 第 9 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え、その他の生活用品、屋外での避難・待機に備えた防寒具、雨具等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- 第 10 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きい場合に備えて避難場所や避難路等

を確認し、家族全員に周知する。

第 11 自動車の使用は、原則として中止する。

第 12 救命・救急に関わる事由以外の電話及び携帯電話の使用は自粛する。

第 13 隣近所で初期消火や避難ができるよう連絡を取り合う。

第 14 自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保する。

第 2 節 職場においてとるべき措置

第 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従ってできるかぎりの措置をとる。

第 2 身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認する。

第 3 火の使用を自粛する。

第 4 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。

第 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。

第 6 重要書類等の非常持出品を確認する。

第 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。

第 8 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

第 9 正確な情報を把握するとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。

第 10 近くの職場同士で協力し合う。

第 11 マイカーによる出勤、帰宅等は、原則として中止する。

第 12 危険物車両等の運行は自粛する。